

令和5年度

大分市包括外部監査報告書

「子育て支援事業に関する事務の執行について」

令和6年3月

大分市包括外部監査人

公認会計士 川野 嘉久

目次

第1部 外部監査の概要	1
第1. 外部監査の種類.....	1
第2. 選定した特定の事件(テーマ)	1
第3. 監査対象年度	1
第4. 監査対象部局	1
第5. 監査実施期間	1
第6. 特定の事件として選定した理由	1
第7. 監査の着眼点	2
第8. 主な監査手続	2
第9. 監査従事者の資格及び氏名	3
第10. 利害関係.....	3
第2部 監査の対象の概要.....	5
第3部 包括外部監査の結果	17
第1. 子ども企画課における子育て支援事業.....	17
1 子どもの居場所づくりネットワーク推進事業	17
2 大分市子育て支援サイト運営事業	22
第2. 子育て支援課における子育て支援事業.....	26
1 児童育成クラブ事業	26
2 民間放課後児童クラブ活用事業.....	39
3 子ども医療費助成事業.....	42
4 児童育成クラブ建設事業.....	44
5 ひとり親家庭等医療費助成事業	47
6 母子生活支援施設運営事業.....	50
7 児童扶養手当給付事業	53
8 児童手当給付事業.....	57

9 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	60
10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	62
11 すくすく大分っ子応援事業	66
第3. 保育・幼児教育課における子育て支援事業.....	71
1 児童福祉施設整備事業	71
2 市立認定こども園設置事業.....	76
3 保育所等におけるICT化推進事業.....	81
4 幼稚園施設管理事業.....	84
5. 6 医療的ケア児教育・保育事業 ①保育所等運営事業分(厚生労働省)、 ②幼児教育・保育振興計画分(文部科学省)	86
7. 8 保育所等運営事業、市立幼稚園運営事業、一般管理費事業、 市立幼稚園実費負担補足給付事業	92
第4. 子ども入園課における子育て支援事業.....	101
1 私立認可保育所等運営費補助金	101
2 私立認可保育所等特別支援保育事業費補助金	106
3 私立認可保育所等延長保育事業費補助金	112
4 子育てのための施設等利用給付(認可外保育施設等)	117
5 子育てのための施設等利用給付(預かり保育)	123
6 子育てのための施設等利用給付(未移行幼稚園)	129
7 一般型一時預かり事業費補助金	137
8 幼稚園型一時預かり事業費補助金	140
9 新型コロナウイルス感染症対策補助金	147
10 保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	149
11 私立保育所等給付費事業	151
12 病児保育事業委託料	154
第5部 監査後記	157

第1部 外部監査の概要

第1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件（テーマ）

子育て支援事業に関する事務の執行について

第3. 監査対象年度

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）。ただし、必要に応じて過年度まで遡及するとともに、令和5年度の一部についても監査対象とした。

第4. 監査対象部局

子どもすこやか部その他関連部局

第5. 監査実施期間

令和5年7月3日から令和6年3月31日まで

第6. 特定の事件として選定した理由

本格的な人口減少社会の到来をはじめ、児童虐待の相談対応件数の増加やコロナ禍による子どもや家庭をめぐる様々な課題の深刻化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、将来にわたる経済的不安を背景とした未婚化や晩婚化の進展、出生率の低下、子育てに係るコストの負担増や仕事と子育ての両立の負担感等が一因とみられる少子化の状況を改善するため、これまで以上に子育て支援施策の充実が求められている。

こうした中、国は、これまで待機児童解消に向けた取組の加速化や放課後児童クラブの受け皿整備、幼児教育・保育の無償化を実施するとともに、子どもの健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、令和5年4月に「こども家庭庁」を創設したところである。

大分市では、大分市子ども条例及び子ども・子育て支援法を推進する計画として位置付けられる「第2期すくすく大分っ子プラン」を令和2年3月に策定し、子育て支援施策を推進するとともに、「大分市幼児教育・保育振興計画」を平成30年11月に策定し、幼児教育・保育の更なる振興を図っているところである。

以上から、令和6年度に計画期間を満了する「第2期すくすく大分っ子プラン」、令和5年度に中間評価を行う「大分市幼児教育・保育振興計画」の成果や課題を検証するなど、子育て支援に関する事務を精査し、各種施策が適正かつ効果的に行われているかどうかについて監査を実施する意義は大きいものと認められるため、令和5年度の包括外部監査における特定の事件として選定した。

第7. 監査の着眼点

- ① 子育て支援事業に関する事務の執行は、法令等の規定に準拠して適正に行われているか。
- ② 子育て支援事業が、計画に基づき適切に実施されているか。また、実行した手法や実施内容は効果的なものであったか。
- ③ 子育て支援事業の内容は、国の動き等を踏まえ、適宜見直しを図っているか。
- ④ 子育て支援事業が、市民へ十分に周知されているか。また、市民、事業者との連携は適切に行われているか。
- ⑤ 子育て支援事業に関する事務の執行は、経済的、効率的かつ有効に行われているか。

第8. 主な監査手続

- ① 監査対象事業についての事業説明資料を閲覧するとともに、これらの資料について、事業を所轄する担当課にヒアリングを行い、事業の概要を把握した。
- ② 法令等を実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合理性を検討した。
- ③ 事業の成果指標の有無、達成状況を、担当者への質問、関連資料の閲覧等により検討した。
- ④ 市が実施する事務手続が、ルールに従って適切に行われているかについて、資料の閲覧、担当者への質問を実施した。

- ⑤ 市立保育所に対して往査し、現場職員への質問、施設の状況や業務実施状況の視察、現場にある書類の閲覧等を実施した。

第9. 監査従事者の資格及び氏名

区分	資格	氏名
包括外部監査人	公認会計士・税理士	川野嘉久
補助者	公認会計士・税理士	藤嶋司
補助者	公認会計士・税理士	田北万世
補助者	公認会計士・税理士	菅豪邦
補助者	税理士	高山由佳

第10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書における記載内容の注意事項】

- ・「監査の結果」と「意見」

「外部監査の結果」

地方自治法第252条の37第5項に規定する外部監査の結果である。

「意見」

地方自治法第252条の38第2項の規定に基づき、大分市の組織及び運営の合理化に資するため、外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見である。

- ・指摘等の区分

【監査の結果】の記載区分で、個々の監査対象に対する結果と意見を指摘等として記載しているが、その性質により3つに指摘等を区分している。

区分	説明
【結果】 (不備事項)	錯誤、誤謬に加え、法令、条例等や内部規定で定められたとおりに行われていない、計画等で実施すると表明しているのに実際は実施していない場合等の違反

	事例の指摘である。ただし、内部規定自体に無理がある場合等は、次の改善事項となる。
【意見】 (改善事項)	何らかの問題が生じており、解決するために、今後、仕組みの改善等が必要な事項の指摘である。
【意見】 (勧奨事項)	問題という程ではないが、明瞭性、効率性等を考えると検討が望まれる事項である。

(注) 上記は法令上定められた区分ではなく、監査後の措置の取扱いとの関連で行っている便宜上の区分である。また、現実には明確に区分し難いケースもある。

・端数処理

報告書の数値は、金額、比率について、表示単位未満の端数を四捨五入して記載している。従って、報告書内の数値の合計等が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として大分市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していない。

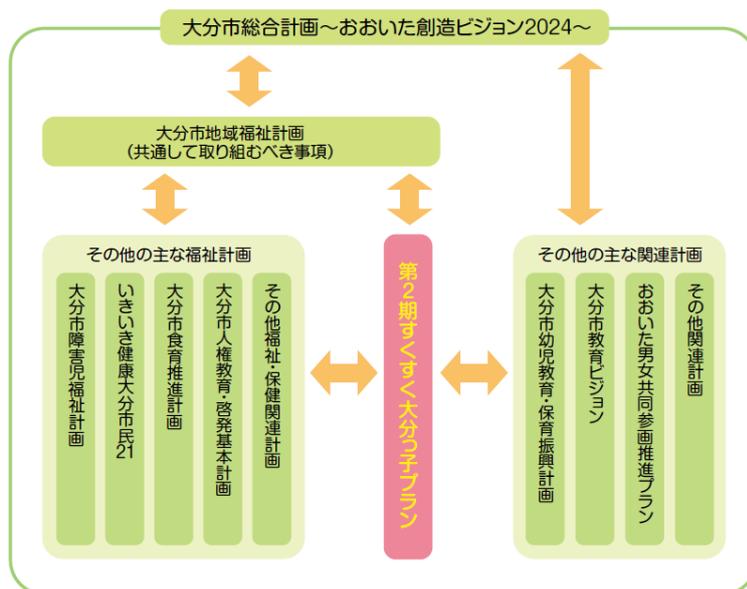
ただし、大分市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

第2部 監査の対象の概要

第1 大分市の子育て支援施策の概要

(1) 「第2期すくすく大分っ子プラン」の位置づけ

「第2期すくすく大分っ子プラン」は、大分市政運営の基本方針である「大分市総合計画～おおいた創造ビジョン 2024」を最上位計画とした、福祉分野での計画のひとつである。他の福祉分野の計画との整合性を図りながら、推進されている。



(2) 「第2期すくすく大分っ子プラン」の概要

大分市では従来、「次世代育成支援行動計画」を策定していたが、平成23年5月の「大分市子ども条例」の策定や平成24年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、新たに平成27年度からの5年間を計画期間とした、「すくすく大分っ子プラン」を策定し、子ども・子育て支援施策を推進してきた。

令和2年度からスタートした「第2期すくすく大分っ子プラン」は、先行する計画期間における社会環境の変化に対応する見直しや、新たな課題への対策などを織り込んだものである。

この計画策定にあたり、保健・福祉・教育の関係者だけでなく、公募による一般市民で構成する「大分市子ども・子育て会議」の開催、各種アンケート調査、計画素案に係るパブリックコメントの実施など、広く市民の意見が反映される取り組みを行った。

このように市民の意見・要望を取り込みつつ、庁内での具体的検討により、策定されたものである。

(3) 監査対象とした事業等

監査対象は、子育て支援に関する事務事業等のうち、金額的・質的重要性を考慮し、子どもすこやか部が担当する以下の事務事業等を選定した。

(単位:千円)

課	事業	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額
子ども企画課	子どもの居場所づくりネットワーク 推進事業	7,704	2,898
子ども企画課	大分市子育て支援サイト運営事 業	6,477	6,477
子育て支援課	児童育成クラブ事業	561,058	479,032
子育て支援課	民間放課後児童クラブ活用事業	171,660	143,126
子育て支援課	子ども医療費助成事業	1,419,286	1,298,737
子育て支援課	児童育成クラブ建設事業	237,932	226,051
子育て支援課	ひとり親家庭等医療費助成事業	349,551	332,031
子育て支援課	母子生活支援施設運営事業	65,897	42,414
子育て支援課	児童扶養手当給付事業	2,275,337	2,099,605
子育て支援課	児童手当給付事業	7,635,430	7,501,656
子育て支援課	低所得の子育て世帯に対する子 育て世帯生活支援特別給付金 支給事業	740,000	596,084
子育て支援課	母子父子寡婦福祉資金貸付事 業	73,000	20,151
子育て支援課	すくすく大分っ子応援事業	224,000	175,897
保育・幼児教育課	児童福祉施設整備事業	105,202	60,294
保育・幼児教育課	市立認定こども園設置事業	609,334	608,497
保育・幼児教育課	保育所等におけるICT化推進事 業	17,612	16,197
保育・幼児教育課	幼稚園施設管理事業	38,416	37,563
保育・幼児教育課	医療的ケア児教育・保育事業 ①保育所等運営事業分	30,167	3,495
保育・幼児教育課	医療的ケア児教育・保育事業 ②幼児教育・保育振興計画分	11,071	2,432
保育・幼児教育課	保育所等運営事業	511,021	461,457

保育・幼児教育課	市立幼稚園運営事業	35,318	26,770
子ども入園課	私立認可保育所等運営費補助金	180,756	165,613
子ども入園課	私立認可保育所等特別支援保育事業費補助金	93,009	93,009
子ども入園課	私立認可保育所等延長保育事業費補助金	72,125	43,248
子ども入園課	子育てのための施設等利用給付(認可外保育施設等)	297,000	265,495
子ども入園課	子育てのための施設等利用給付(預かり保育)	75,000	60,855
子ども入園課	子育てのための施設等利用給付(未移行幼稚園)	530,000	519,986
子ども入園課	一般型一時預かり事業費補助金	60,000	40,530
子ども入園課	幼稚園型一時預かり事業費補助金	135,242	81,906
子ども入園課	新型コロナウイルス感染症対策補助金	89,900	56,088
子ども入園課	保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	241,000	232,972
子ども入園課	私立保育所等給付費事業	15,032,000	14,921,272
子ども入園課	病児保育事業委託料	129,455	109,939

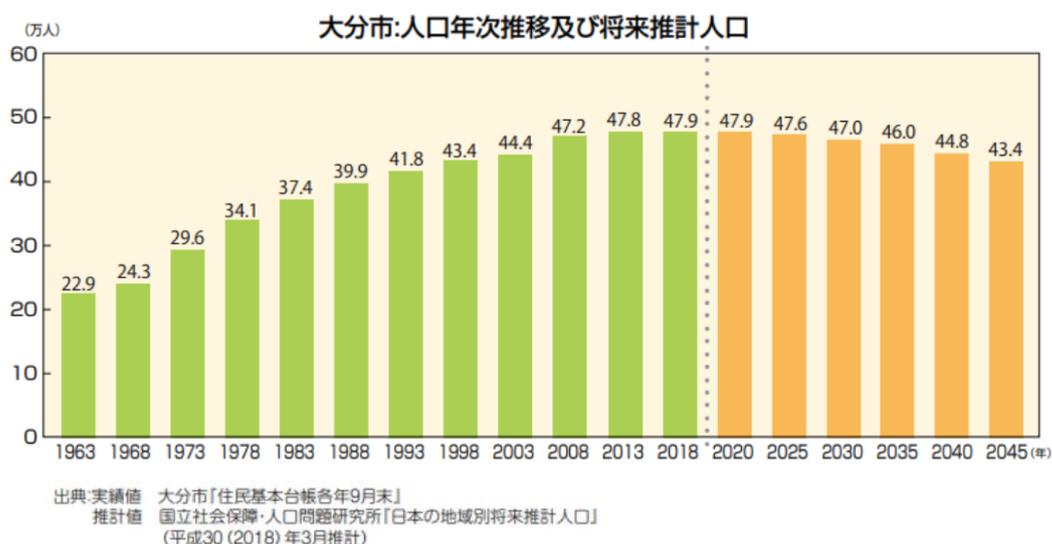
第2 大分市の人口等の状況

・第2に掲載している表などのデータは第2期すくすく大分っ子プラン(2020年3月策定)より引用

(1) 大分市の総人口の状況

大分市の人口は、2016(平成 28)年をピークに、減少が続いている。

2015(平成 27)年国勢調査等に基づく将来推計(国立社会保障・人口問題研究所 2018(平成 30)年公表)においても、今後、緩やかな減少が見込まれ、2025(令和7)年には476,205人と推定されている。



(2) 大分市の子ども人口の状況

① 大分市の出生数と合計特殊出生率の推移

大分市の出生数は、2006(平成 18)年から 2013(平成 25)年まで、ほぼ横ばいであったが、その後は減少傾向となり、2014(平成 26)年にはおよそ 4,400 人、2017 年(平成 29)年にはおよそ 4,200 人となった。

一方、大分市の合計特殊出生率は、2005(平成 17)年の 1.33 ポイントまでの落ち込み以降上昇傾向にあり、2017(平成 29)年は、全国の 1.43 と比較すると 0.15 高い 1.58 である。しかし、人口置換水準である 2.06 には及ばない状況である。



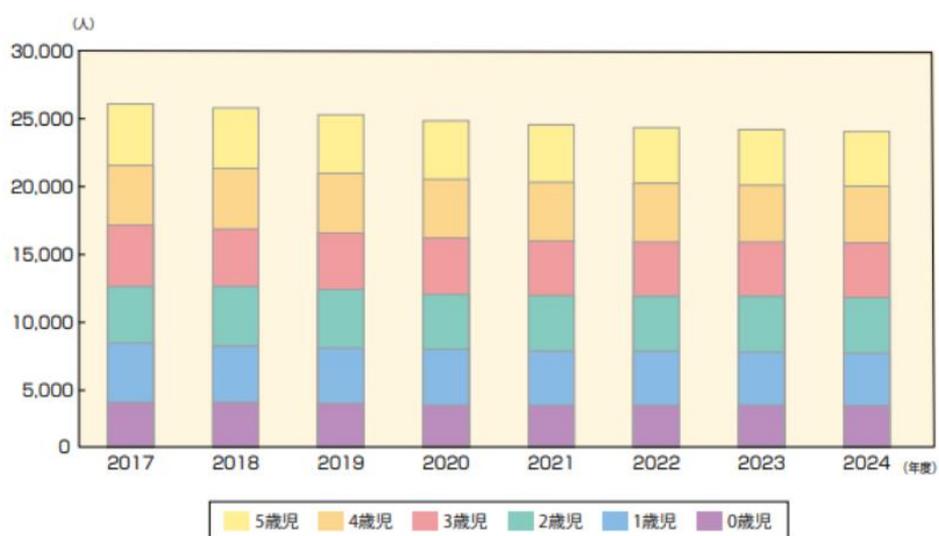
出典：出生数 大分市「大分市統計年鑑(平成29年版)」
 合計特殊出生率 厚生労働省「人口動態統計」、大分市保健所

- ② 大分市の就学前児童人口の推移及び将来推計人口
 今後も減少することが見込まれる。

(単位：人)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
0歳児	4,134	4,126	4,057	3,988	3,946	3,930	3,915	3,899
1歳児	4,356	4,199	4,122	4,044	3,997	3,981	3,965	3,948
2歳児	4,225	4,362	4,266	4,170	4,113	4,096	4,079	4,062
3歳児	4,534	4,245	4,154	4,062	4,008	3,990	3,974	3,957
4歳児	4,449	4,543	4,454	4,365	4,312	4,295	4,279	4,261
5歳児	4,454	4,436	4,398	4,361	4,300	4,214	4,129	4,043
計	26,152	25,911	25,451	24,990	24,676	24,506	24,341	24,170

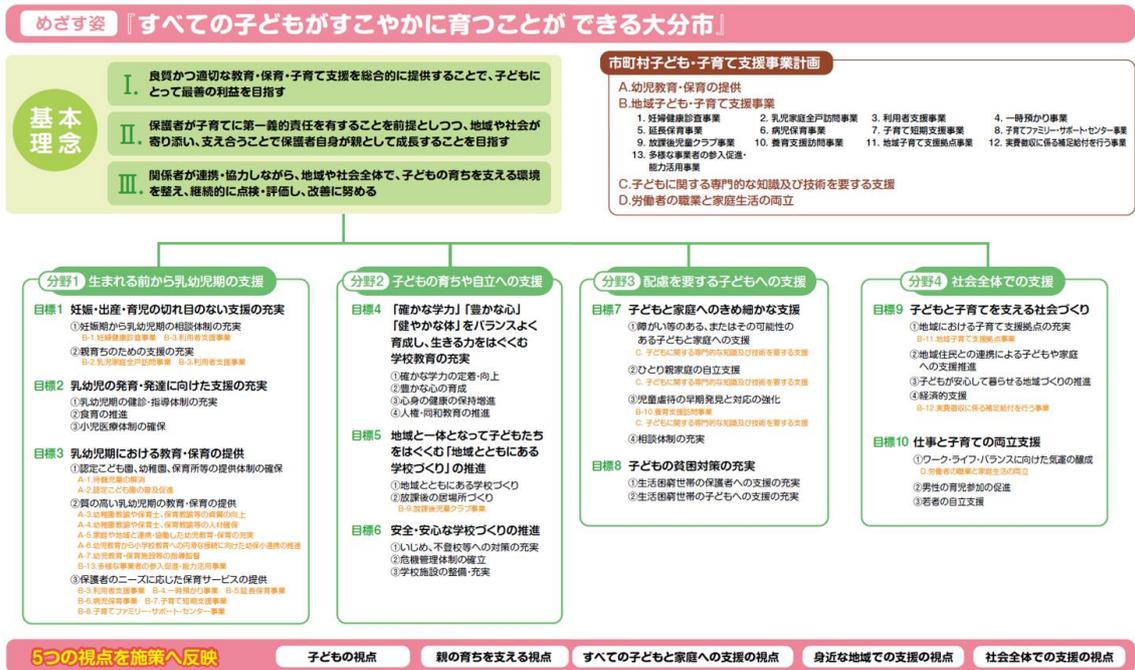
※2017年度～2018年度は各年4月1日時点の住民基本台帳の実績、2019年度～2024年度はコーホート変化率法による推計値



(3) 子ども・子育て支援事業の状況

① 支援事業計画策定のコンセプト

大分市では、「めざす姿『すべての子どもがすこやかに育つことができる大分市』」の下、「基本理念」に基づく5つの視点を持ち、4つの分野に分け、目標を設定し、計画を立案し事業を実施している。



② 教育・保育提供区域

これら4つの分野の何れにも関係する事項が、「施設」である。特に、保育所、幼稚園、こども園といった、教育・保育施設の整備は、子ども・子育てへの基本的支援となる。

大分市では、13か所の地区公民館区域を教育・保育提供区域として設定している。



(4) 教育・保育施設等の状況

① 保育所、幼稚園、認定こども園等

大分市では、教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に基づき、「対象となる子ども」を3つに区分認定し、利用可能な施設等を指定している。

教育・保育給付認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、教育を希望する子ども(2号認定を除く)	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、保護者の就労・疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満の子どもで、保護者の就労・疾病等により保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業*

これら認定区分により、提供区域ごとの現状を把握し、見込量等を計り、利用定員や目標値の設定を行っている。

① 0歳児(3号認定)の確保方策

(単位:人)

番号	区域名	量の 見込み (2025.3.31時点)	定員 (2019年度末)			確保が 必要な 定員数 (2020.4.1~ 2025.3.31)	2020		2021		
			特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業	計		定員拡大数 (2020.4.1~2021.3.31に定員増)		定員拡大数 (2021.4.1~2022.3.31に定員増)		確保が 必要な 定員数 (2022.4.1~ 2025.3.31)
							特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業	特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業	
1	大分中央	184	61	14	75	109	22	87	22	65	
2	大分東部	274	141	14	155	119	24	95	24	71	
3	大分西部	234	72	20	92	142	29	113	29	84	
4	大分南部	224	102	6	108	116	24	92	23	69	
5	南大分	194	98	5	103	91	19	72	18	54	
6	明治・明野	196	60		60	136	28	108	27	81	
7	鶴崎	271	112	14	126	145	29	116	29	87	
8	大南	127	40		40	87	18	69	18	51	
9	穂田	337	144	10	154	183	37	146	37	109	
10	大在	165	64	6	70	95	19	76	19	57	
11	坂ノ市	130	59		59	71	15	56	14	42	
12	佐賀関	17	8		8	9	2	7	2	5	
13	野津原	7				7	2	5	2	3	
合	計	2,360	961	89	1,050	1,310	268	1,042	264	778	

番号	区域名	確保が 必要な 定員数 (2022.4.1~ 2025.3.31)	2022		確保が 必要な 定員数 (2023.4.1~ 2025.3.31)	2023		確保が 必要な 定員数 (2024.4.1~ 2025.3.31)	2024		確保が 必要な 定員数 (2025.3.31)
			定員拡大数 (2022.4.1~2023.3.31に定員増)			定員拡大数 (2023.4.1~2024.3.31に定員増)			定員拡大数 (2024.4.1~2025.3.31に定員増)		
			特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業		特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業		特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業	
1	大分中央	65		22	43		22	21		21	
2	大分東部	71		24	47		24	23		23	
3	大分西部	84		28	56		28	28		28	
4	大分南部	69		23	46		23	23		23	
5	南大分	54		18	36		18	18		18	
6	明治・明野	81		27	54		27	27		27	
7	鶴崎	87		29	58		29	29		29	
8	大南	51		17	34		17	17		17	
9	穂田	109		37	72		36	36		36	
10	大在	57		19	38		19	19		19	
11	坂ノ市	42		14	28		14	14		14	
12	佐賀関	5		2	3		2	1		1	
13	野津原	3		1	2		1	1		1	
合	計	778		261	517		260	257		257	0

② 1-2歳児(3号認定)の確保方策

(単位:人)

番号	区域名	量の 見込み (2025.3.31時点)	定員 (2019年度末)			確保が 必要な 定員数 (2020.4.1~ 2025.3.31)	2020		2021		
			特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業	計		定員拡大数 (2020.4.1~2021.3.31に定員増)		定員拡大数 (2021.4.1~2022.3.31に定員増)		確保が 必要な 定員数 (2022.4.1~ 2025.3.31)
							特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業	特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業	
1	大分中央	434	222	33	255	179	36	143	36	107	
2	大分東部	613	445	34	479	134	27	107	27	80	
3	大分西部	409	234	41	275	134	27	107	27	80	
4	大分南部	526	338	12	350	176	36	140	35	105	
5	南大分	439	298	19	317	122	25	97	25	72	
6	明治・明野	348	263		263	85	17	68	17	51	
7	鶴崎	603	443	32	475	128	26	102	26	76	
8	大南	266	174		174	92	19	73	19	54	
9	植田	741	478	51	529	212	43	169	43	126	
10	大在	327	247	12	259	68	14	54	14	40	
11	坂ノ市	327	215		215	112	23	89	23	66	
12	佐賀関	51	46		46	5	1	4	1	3	
13	野津原	26	18		18	8	2	6	2	4	
合	計	5,110	3,421	234	3,655	1,455	296	1,159	295	864	

番号	区域名	確保が 必要な 定員数 (2022.4.1~ 2025.3.31)	2022		確保が 必要な 定員数 (2023.4.1~ 2025.3.31)	2023		確保が 必要な 定員数 (2024.4.1~ 2025.3.31)	2024		確保が 必要な 定員数 (2025.3.31)
			定員拡大数 (2022.4.1~2023.3.31に定員増)			定員拡大数 (2023.4.1~2024.3.31に定員増)			定員拡大数 (2024.4.1~2025.3.31に定員増)		
			特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業		特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業		特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業	
1	大分中央	107	36		71	36	35	35			
2	大分東部	80	27		53	27	26	26			
3	大分西部	80	27		53	27	26	26			
4	大分南部	105	35		70	35	35	35			
5	南大分	72	24		48	24	24	24			
6	明治・明野	51	17		34	17	17	17			
7	鶴崎	76	26		50	25	25	25			
8	大南	54	18		36	18	18	18			
9	植田	126	42		84	42	42	42			
10	大在	40	14		26	13	13	13			
11	坂ノ市	66	22		44	22	22	22			
12	佐賀関	3	1		2	1	1	1			
13	野津原	4	2		2	1	1	1			
合	計	864	291		573	288	285	285		0	

③ 3歳以上児(1号認定・2号認定)の確保方策
(表中、2号のうち、「教育ニーズII」は1号ニーズとする)

(単位：人)

番号	区域名	量の見込み (2025.3.31時点)		利用定員 (2019年度末)					確保が必要な定員数 (2020.4.1~2025.3.31)		2020 定員拡大数 (2020.4.1~2021.3.31に定員増)				
		1号 I	2号		1号		計 IV	2号 特定教育・ 保育施設V	1号 I+II-IV	2号 III-V	1号		2号		
			教育 ニーズII	保育 ニーズIII	特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園					特定教育・ 保育施設	特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	特定教育・ 保育施設	1号
1	大分中央	489	104	605	455	290	745	559	—	46			10	—	36
2	大分東部	173	37	786	673		673	772	—	14			3	—	11
3	大分西部	274	58	495	125	334	459	452	—	43			9	—	34
4	大分南部	253	54	749	715		715	684	—	65			13	—	52
5	南大分	493	105	562	725	335	1,060	512	—	50			10	—	40
6	明治・明野	800	171	527	411	945	1,356	496	—	31			7	—	24
7	鶴崎	548	117	818	731	120	851	769	—	49			10	—	39
8	大南	215	46	373	270	200	470	334	—	39			8	—	31
9	穂田	484	103	997	859	200	1,059	960	—	37			8	—	29
10	大在	227	49	443	160	240	400	412	—	31			7	—	24
11	坂ノ市	211	45	395	370		370	362	—	33			7	—	26
12	佐賀関	25	5	89	95		95	71	—	18			4	—	14
13	野津原	21	4	34	90		90	27	—	7			2	—	5
合計		4,213	898	6,873	5,679	2,664	8,343	6,410	—	463	0		98	—	365

番号	区域名	確保が必要な定員数 (2021.4.1~2025.3.31)		2021 定員拡大数 (2021.4.1~2022.3.31に定員増)					確保が必要な定員数 (2022.4.1~2025.3.31)		2022 定員拡大数 (2022.4.1~2023.3.31に定員増)				
		1号	2号	1号		2号 特定教育・ 保育施設	1号	2号	1号		2号		1号	2号	
				特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園				特定教育・ 保育施設	特定教育・ 保育施設	特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園			特定教育・ 保育施設
1	大分中央	—	36				9	—	27				9	—	18
2	大分東部	—	11				3	—	8				3	—	5
3	大分西部	—	34				9	—	25				9	—	16
4	大分南部	—	52				13	—	39				13	—	26
5	南大分	—	40				10	—	30				10	—	20
6	明治・明野	—	24				6	—	18				6	—	12
7	鶴崎	—	39				10	—	29				10	—	19
8	大南	—	31				8	—	23				8	—	15
9	穂田	—	29				8	—	21				7	—	14
10	大在	—	24				6	—	18				6	—	12
11	坂ノ市	—	26				7	—	19				7	—	12
12	佐賀関	—	14				4	—	10				4	—	6
13	野津原	—	5				2	—	3				1	—	2
合計		—	365	0	0	95	—	270	0	93	—	177	—	—	177

番号	区域名	確保が必要な定員数 (2023.4.1~2025.3.31)		2023 定員拡大数 (2023.4.1~2024.3.31に定員増)					確保が必要な定員数 (2024.4.1~2025.3.31)		2024 定員拡大数 (2024.4.1~2025.3.31に定員増)				
		1号	2号	1号		2号 特定教育・ 保育施設	1号	2号	1号		2号		1号	2号	
				特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園				特定教育・ 保育施設	特定教育・ 保育施設	特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園			特定教育・ 保育施設
1	大分中央	—	18				9	—	9				9	—	
2	大分東部	—	5				3	—	2				2	—	
3	大分西部	—	16				8	—	8				8	—	
4	大分南部	—	26				13	—	13				13	—	
5	南大分	—	20				10	—	10				10	—	
6	明治・明野	—	12				6	—	6				6	—	
7	鶴崎	—	19				10	—	9				9	—	
8	大南	—	15				8	—	7				7	—	
9	穂田	—	14				7	—	7				7	—	
10	大在	—	12				6	—	6				6	—	
11	坂ノ市	—	12				6	—	6				6	—	
12	佐賀関	—	6				3	—	3				3	—	
13	野津原	—	2				1	—	1				1	—	
合計		—	177	0	0	90	—	87	0	87	—	0	—	—	0

② その他

保育所、幼稚園、認定こども園等での教育・保育事業を行うとともに、一時預かりを行っている。

また、医療機関併設の保育施設での病児保育事業や、子育ての手助けができる援助会員を紹介する「子育てファミリー・サポート・センター事業」など、訪問事業、子育てに関する相談対応事業等、施設提供以外のサービス事業も実施している。

第3部 包括外部監査の結果

第1. 子ども企画課における子育て支援事業

NO	事業名	課
1	子どもの居場所づくりネットワーク推進事業	子ども企画課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	子ども食堂の数は全国的にも増加傾向にあり、それぞれの団体が創意工夫のもと、様々な形態で活動している。一方で子ども食堂自体に法的な位置づけがないことから、行政として支援するに当たり、大分市では独自の要件を設けて支援を実施している。
事業の目的	「子どもの居場所づくりネットワーク」において、子ども食堂へ運営に関する支援などを行う。また、子ども食堂を運営する団体へ経費の一部を補助することにより、子どもの居場所づくりを進めていく。

(2) 事業の内容

事業の内容
①子どもの居場所づくりネットワーク 「子どもの居場所づくり」を実施している団体を対象に創設した「子どもの居場所づくりネットワーク」において、研修会の実施など運営に関する支援を行う。
②子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金 食事の提供と学習支援等を行う子どもの居場所を新規に開設する場合や、食事の提供以外の学習支援やレクリエーション等機能強化、運営に要する経費等についての助成を行う。
③子どもの居場所づくり感染症対策支援事業補助金 新型コロナウイルス感染症の長期化によって休止又は縮小している活動を、感染防止策を講じて継続しようとする子ども食堂に対して、その取組に係る経費についての助成を行う。(令和3年度及び令和4年度のみ)

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・大分市子どもの居場所づくりネットワーク実施要領
- ・大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金交付要綱
- ・大分市子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金募集要領(手引き)
- ・大分市子どもの居場所づくり感染症対策支援事業補助金交付要綱(令和5年度廃止)

2. 事業実施期間

令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
ネットワーク加入団体数	目 標	13	21	26
	実 績	16	22	26
	達成率	123.1%	104.8%	100.0%

4. 概要の補足説明

①子どもの居場所づくりネットワーク

大分市では「子どもの居場所づくりネットワーク」を創設し、子ども食堂を運営する団体へ運営に関するサポートなどを行っている。

子ども食堂の運営への支援は、大分県社会福祉協議会も実施しており、下記の研修や立ち上げ相談を行い、その普及・啓発に努めている。大分市では、子どもとの接し方や防災対策などの研修会を大分県社会福祉協議会と共同開催するとともに、子ども食堂運営者間の意見交換会に参画し情報収集に努めるなど、大分県社会福祉協議会と連携を図る中で支援を実施している。

- ・大分県社会福祉協議会が実施している研修

日付	令和4年度
令和4年 5月	食品衛生管理について～食中毒と最近の話題～
令和4年 8月	ヤングケアラーの実態と大分県の取り組み
令和4年 9月	ステップファミリーの複雑さ
令和4年11月	コロナ禍でも繋がりを絶やさない多様な子ども食堂の実践例
令和5年 2月	食品衛生責任者要請研修会
令和5年 3月	アンガーマネジメント 大分市の子ども相談の対応について
年8回	子ども食堂の普及・啓発のための相談会

②子どもの居場所づくりネットワーク推進事業補助金

- ・補助対象事業

a. 子ども食堂等新規開設事業

食事の提供及び学習支援、レクリエーション等を行う子ども食堂等を、新たに開設する事業

(補助上限額) 1カ所につき、200 千円

b. 子ども食堂等機能強化事業

既存の子ども食堂等が、食事の提供以外の学習支援やレクリエーション等の機能を強化する事業

(補助上限額) 1カ所につき、100 千円

c. 子ども食堂等運営事業

食事の提供と学習支援及び生活支援を行う子ども食堂等を運営する事業

(補助上限額)

・運営に関する経費: 月1回開催の場合、月 10 千円

: 月2回以上開催の場合、月 20 千円

・保険料 : 年 30 千円

(事業の主な要件)

・食事の提供(食材を調理し、料理を提供する場合に限る。)を行うこと

・利用料金は、無料又は材料費等の実費相当額とすること

- ・実施団体の関係者等、特定の者のみ参加する運営を行わないこと
- ・営利活動、宗教的活動及び政治的活動を行うものでないこと
- ・食品衛生責任者を置くこと
- ・学習支援及び生活支援を行うこと(運営事業の要件) 等

③ 子どもの居場所づくり感染症対策支援事業補助金

a. ウイズコロナに継続的に対応する取組

新型コロナウイルス感染症対策として、従来の活動を屋内から屋外へ転換するために必要となるかかり増し経費(テント、アウトドア用のテーブルやイス等)

(補助上限額)

1カ所につき 570 千円

b. 戸別訪方式への変更など応急的な感染予防の取組

新型コロナウイルス感染症のため、従来の集合型での子ども食堂開催から、お弁当配布に切り替える場合等のかかり増し経費(弁当の食材費、会場の借り上げ代等)

(補助上限額)

1カ所につき 300 千円

5. 監査の結果

特になし

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	7,204	18,754	7,704
	決算額	2,134	3,122	2,898
財源内訳	県・国支出金	(県)413	(県)820	(県)680
	一般財源	1,721	2,302	2,218

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
・子どもの居場所づくり補助金	1/2
・多世帯交流・支え合い活動等感染症対策支援事業費補助金	15/20

(3) 決算額の主な内訳(令和4年度)

(単位:千円)

相手先	件数	金額
子ども食堂等新規開設事業	3件	523
子ども食堂等機能強化事業	0件	0
子ども食堂等運営事業	15件	1,823
子どもの居場所づくり感染症対策支援事業補助金	3件	536

(4) 子ども食堂の利用者数

子ども食堂利用者数

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	箇所数	子ども	大人	合計	箇所数	子ども	大人	合計	箇所数	子ども	大人	合計
子ども食堂利用者数	8	3,746	1,418	5,164	13	4,704	2,970	7,674	14	6,851	3,102	9,953

※市の補助を受けている子ども食堂の活動について集計。

※令和4年度について、補助決定件数は15件だが、うち1件は感染症の影響等により事業を実施しなかったため利用者数は14箇所を集計。

NO	事業名	課
2	大分市子育て支援サイト運営事業	子ども企画課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	インターネットを活用した大分市での子育てに役立つ行政情報、民間情報を合わせて発信することを目的として大分市子育て支援サイト「naana」を運営している。
事業の目的	<p>少子化はもとより、家族の形が多様化する中で、子育てに不安や悩みを抱える親が増えている。</p> <p>パソコンや携帯電話を活用し、子育て家庭が子育てに関する行政情報をはじめ民間のサービス情報を手軽に入手できるとともに、地域の子育て家庭が互いに交流し、助け合うことができる場を提供することで、家庭の子育て力の向上及び地域における子育て支援力の向上を図ることを目的とする。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>子育てに関する行政情報や親子で参加できるイベント等の官民情報を発信するとともに、サイト運営(取材等)に係わる市民ボランティアスタッフの登録の促進および活動の拡充を支援する。</p> <p>市民がインターネット上で自由に交流できる会員制の SNS サイト「おしゃべりnaana」を通じて、子育て当事者同士が子育ての悩み相談や、子育てに関する情報交換を行い、当事者同士で悩みを共感したり、不安を解消したりできる場を設ける。</p>

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等 なし

2. 事業実施期間

平成 22 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
サイトアクセス数	目標	令和6年度までの目標		500,000件
	実績	422,891件	427,034件	416,368件
	達成率	84.6%	85.4%	83.3%

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
おしゃべり naana 会員数	目標	令和6年度までの目標		2,500人
	実績	2,697人	2,955人	3,202人
	達成率	100%	100%	100%

4. 概要の補足説明

大分市子育て支援サイト「naana」の運営及び、登録制 SNS「おしゃべり naana」は、事業開始当初より、(株)QTmedia と随意契約により運営委託している。

(株)QTmedia は、サイトの開始からの開発、維持管理を行っているほか、「おしゃべり naana」の運営スタッフとして、深く携わっており、継続して委託している。

5. 監査結果

指摘	成果指標について
【意見】 (改善事項)	<p>通常、コミュニティーサイトの会員数は、いつも頻繁に利用しているアクティブユーザーだけでなく、登録はしたものの、一定期間ログインすらしていない非アクティブユーザーも多数存在する。担当者に会員ステータスの把握状況を確認したところ、全体の会員数の把握は行われているが、アクティブユーザー、非アクティブユーザーの把握は、実施していないとのこと。</p> <p>非アクティブユーザーは、コミュニティーサイトへのアクセスがないことから、いくら情報発信したとしても全く効果が見込めない。</p> <p>したがって、成果指標としては会員数ではなく、アクティブユーザーを経過的に把握しておくことが重要である。サイト利用者の増加、満足度の向上に資するより効果効率的な情報発信に繋げるために、時折、アクティブユーザーの増減を把握検証しておく必要がある。</p>

指摘	子育て支援サイト「naana」の更新状況
【意見】 (改善事項)	<p>子育て支援サイト「naana」を確認したところ、監査時点(2023年9月)において、下記の不備が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の現在の状況として、その一覧を掲載しているが、市立幼稚園の一覧は2021年4月現在、私立幼稚園の一覧は2019年4月現在となっており誤解を招く ・病院一覧のうち、すでに閉院または閉鎖しており、リンク先がないもの 3件 ・制度の説明にて、リンク先がないもの 4件 ・令和5年4月1日に改正のあった制度について、情報のアップデートがないもの 1件 <p>仕様書における「6(1)子育て支援サイト運営にあたって」の仕様によれば、サイト内の情報が正確かどうか四半期ごとに確認するとされているが、監査時点で発見した不備は3か月以上継続していると考えられる。</p> <p>子育て支援サイトの信ぴょう性を確保するためにも、少なくとも確認頻度は月に1度とし、運営団体の状況、情報のアップデート、サイトのリンク状況等深度ある確認を行うべきである。</p>

指摘	民間情報の掲載件数
【意見】 (改善事項)	<p>サイト運営の目標として民間情報の掲載件数 500 件に対し、令和4年度の実績が9件で全体の 1.8%と大幅に乖離している。担当者に確認したところ、民間へ情報を掲載するよう働きかけはしているものの、掲載依頼が少数にとどまっているほか、どのようにしたら掲載が増えるか模索中であるとのことである。</p> <p>より豊かな子育ての環境の整備のために、行政だけでなく、民間での取り組みを取り入れることで、大分市での子育てに関する情報が一元化され、より使いやすいサイトになり、利用者の情報収集に係る負担も大きく軽減されることになる。</p> <p>また、大分市での民間事業者主催のイベントは多数あり、その多くが集客に苦戦している一方で、子育て支援サイト「naana」で取り上げてもらえることを知らないと考えられる。広報媒体として利用できることを周知し、さらなるサイトの充実を図りたい。</p>

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	6,442	6,301	6,477
	決算額	6,442	6,301	6,477
財源内訳	県・国支出金	0	0	0
	一般財源	6,442	6,301	6,477

(2) 主な特定財源の内訳

なし

第2. 子育て支援課における子育て支援事業

NO	事業名	課
1	児童育成クラブ事業	子育て支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状> 現在、市内54のすべての小学校区で運営委員会の運営による児童育成クラブを実施している。</p> <p><課題> 指導員(支援員)の高年齢化や新たな人材の確保が難しく、担い手不足の状況となっている。</p>
事業の目的	<p>地域住民等で組織された運営委員会に児童育成クラブの運営補助を行うことで、保護者が就労等の理由により、昼間、家庭にいない児童を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>児童福祉法上の放課後児童健全育成事業に基づいた事業。</p> <p>小学校区の中で、地域などから選出された運営委員で組織する運営委員会が主体的に運営を行い、市は運営補助を行っている。</p> <p>就労等の理由により、保護者が昼間家庭にいない児童に対し、放課後の生活の場を提供している。</p> <p>放課後から概ね 17 時 30 分まで、(長期休業中は8時 30 分から概ね9時間)クラブ室等で育成指導員とともに過ごす。</p>

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・大分市児童育成クラブ補助金交付要綱
- ・大分市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
- ・放課後児童健全育成事業実施要綱

(4) 事業費の推移 (単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	586,967	487,650	561,058
	決算額	494,670	462,946	479,032
財源内訳	県・国支出金	352,158	344,308	323,755
	一般財源	142,512	118,638	155,277

2. 事業実施期間

平成 17 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
クラブを利用できなかった 児童数	目 標	0	0	0
	実 績	40	0	0
	達成率	—	100	100

4. 概要の補足説明

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後などに専用クラブ室や小学校の余裕教室等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業である。

大分市では、地域の代表者などで組織された運営委員会が運営する児童育成クラブと、民間事業者が運営する民間放課後児童クラブがあり、児童育成クラブが 54 クラブ、民間放課後児童クラブが 16 クラブの、計 70 クラブで事業を行っている。

このうち、児童育成クラブにおいては、大分市児童育成クラブ補助金交付要綱において、放課後児童健全育成事業を実施するため交付する児童育成クラブ運営費補助金に関する事項を定めている。

具体的には、本事業にかかる費用は、すべて本市からの補助金と保護者からの利用料等のみで賄われており、児童育成クラブ運営費補助金の額は、対象児童1人当たり毎月 4,500 円の保護者負担金等を差し引いて算定している。

児童育成クラブ運営費補助金の主な補助の種類、補助対象経費、補助限度額を以下に示す。

補助の種類	補助対象経費	補助限度額
指導員報酬	主任指導員、加配指導員及び特別な支援を要する児童に対して配置する加配指導員に係る人件費	① 児童数 10 人未満 3,626,435 円 ② 児童数 10 人～20 人 5,070,680 円 ③ 児童数 21 人～45 人 5,739,180 円 ④ 児童数 46 人～70 人 7,252,870 円 ⑤ 児童数 71 人～90 人 8,589,870 円 ⑥ 児童数 91 人～115 人 10,879,305 円 ⑦ 児童数 116 人～135 人 12,216,305 円 ⑧ 児童数 136 人～160 人 14,505,740 円 ⑨ 児童数 161 人～180 人 14,505,740 円 ⑩ 児童数 181 人以上 17,356,430 円
要支援児童受入れによる補助	特別な支援を要する児童の受入れに係る加配指導員の人件費	① 対象児童1人 1,241,500 円 ② 対象児童2人～3人 2,048,475 円 ③ 対象児童4人～5人 2,483,000 円 ④ 対象児童6人以上 3,103,750 円
児童育成クラブ室設置状況に係る加配指導員の配置に伴う経費に係る補助	児童育成クラブ室が複数の階層に設置されている場合又は児童育成クラブ室同士が隣接していない離れた場所に複数設置されている場合に係る加配指導員の人件費	加配指導員1人当たり 1,241,500 円
事務費に係る補助	クラブ運営に係る消耗品、通信運搬費、保険料、指導員の健康診断料等の諸経費	年間 500,000 円＋年間平均児童数×11,500 円
光熱水費に係る補助	光熱水費	実支給額

令和4年度の児童育成クラブ運営費と補助金の実績額をクラブごとに示す。

(金額単位:千円)

クラブ	児童数(人)	指導員報酬			保護者負担金	補助金
		主任指導員	加配指導員	合計		
A	54	4,316	4,841	9,157	2,341	8,801
B	123	6,607	6,711	13,318	4,262	12,912
C	86	4,104	4,486	8,590	3,483	7,472

D	92	4,329	5,505	9,834	3,283	10,264
E	84	4,276	4,250	8,526	2,965	7,645
F	45	2,194	3,537	5,730	1,297	5,691
G	119	6,570	5,628	12,198	4,714	10,491
H	99	7,106	7,452	14,559	4,364	15,796
I	87	3,252	4,298	7,550	4,064	6,053
J	82	4,121	3,122	7,244	3,444	5,486
K	72	4,517	3,077	7,594	2,515	7,112
L	56	4,208	2,916	7,123	2,374	6,492
M	130	6,036	6,723	12,759	5,386	11,162
N	31	3,962	872	4,834	1,342	4,736
O	45	4,081	2,540	6,622	1,915	6,117
P	104	4,173	3,777	7,949	4,247	5,651
Q	101	4,703	4,878	9,581	3,816	9,346
R	67	4,247	3,485	7,732	2,509	6,872
S	139	6,086	7,031	13,117	6,868	11,031
T	111	6,442	5,657	12,099	4,260	10,489
U	56	5,496	4,822	10,318	1,972	11,796
V	55	4,381	4,651	9,033	2,030	9,411
W	125	6,413	7,022	13,435	5,608	11,888
X	101	4,918	5,821	10,738	3,429	10,127
Y	93	4,949	5,170	10,119	3,737	9,409
Z	95	3,774	3,946	7,720	3,902	7,130
Aa	110	7,614	5,245	12,860	4,627	10,847
Ab	161	6,368	6,989	13,357	6,182	11,014
Ac	84	4,350	4,554	8,904	3,912	7,417
Ad	122	7,402	5,988	13,391	4,902	11,159
Ae	64	5,102	3,108	8,211	3,049	7,750
Af	101	5,041	6,406	11,447	3,952	9,925
Ag	16	4,039	1,163	5,201	780	6,076
Ah	123	6,629	7,742	14,371	5,465	12,588
Ai	76	4,816	5,015	9,831	3,721	8,348
Aj	119	6,102	8,813	14,915	5,062	13,984
Ak	179	6,259	5,786	12,045	6,598	9,825
Al	89	6,095	6,317	12,412	3,157	12,982

Am	55	4,396	3,541	7,938	2,263	7,306
An	62	4,308	3,454	7,762	2,776	6,389
Ao	46	4,025	3,690	7,714	2,158	7,530
Ap	80	3,936	3,763	7,699	3,004	7,149
Aq	147	6,165	4,113	10,279	5,393	7,898
Ar	150	8,882	5,419	14,311	5,039	14,169
As	143	6,784	5,963	12,747	6,866	9,775
At	36	4,101	2,792	6,894	1,322	7,409
Au	11	3,424	573	3,997	341	4,659
Av	58	4,309	2,642	6,951	2,619	7,239
Aw	51	2,346	1,670	4,016	1,697	3,344
Ax	10	1,953	2,589	4,542	317	5,876
Ay	129	6,163	7,837	14,001	4,592	13,394
Az	6	2,035	1,129	3,164	237	4,253
Ba	20	3,944	144	4,088	512	4,558
Bb	37	3,965	3,018	6,983	1,338	7,709
合計	4,537	265,814	241,685	507,500	182,006	469,951

上記表に基づき児童 1 人当たりの令和4年度の指導員報酬額、保護者負担金、補助金は以下のように算定される。

(単位:千円)

クラブ	児童 1 人当たりの主任指導員報酬	児童 1 人当たりの加配指導員報酬	児童 1 人当たりの保護者負担金	児童 1 人当たりの補助金
A	80	90	43	163
B	54	55	35	105
C	48	52	41	87
D	47	60	36	112
E	51	51	35	91
F	49	79	29	126
G	55	47	40	88
H	72	75	44	160
I	37	49	47	70
J	50	38	42	67
K	63	43	35	99
L	75	52	42	116

M	46	52	41	86
N	128	28	43	153
O	91	56	43	136
P	40	36	41	54
Q	47	48	38	93
R	63	52	37	103
S	44	51	49	79
T	58	51	38	94
U	98	86	35	211
V	80	85	37	171
W	51	56	45	95
X	49	58	34	100
Y	53	56	40	101
Z	40	42	41	75
Aa	69	48	42	99
Ab	40	43	38	68
Ac	52	54	47	88
Ad	61	49	40	91
Ae	80	49	48	121
Af	50	63	39	98
Ag	252	73	49	380
Ah	54	63	44	102
Ai	63	66	49	110
Aj	51	74	43	118
Ak	35	32	37	55
Al	68	71	35	146
Am	80	64	41	133
An	69	56	45	103
Ao	87	80	47	164
Ap	49	47	38	89
Aq	42	28	37	54
Ar	59	36	34	94
As	47	42	48	68
At	114	78	37	206

Au	311	52	31	424
Av	74	46	45	125
Aw	46	33	33	66
Ax	195	259	32	588
Ay	48	61	36	104
Az	339	188	40	709
Ba	197	7	26	228
Bb	107	82	36	208
平均	59	53	40	104

次に、5年前の平成30年度の児童育成クラブ運営費と補助金の実績額をクラブごとに示す。

(金額単位:千円)

クラブ	児童数(人)	指導員報酬			保護者負担金	補助金
		主任指導員	加配指導員	合計		
A	64	3,825	5,056	8,881	3,456	6,623
B	128	5,868	5,215	11,083	6,912	8,751
C	76	3,987	3,783	7,770	4,104	6,971
D	73	3,805	2,805	6,611	3,942	5,699
E	87	3,868	3,510	7,379	4,698	5,094
F	37	3,681	3,126	6,807	1,998	6,935
G	136	6,107	6,389	12,496	7,344	10,722
H	98	5,338	5,299	10,638	5,292	7,502
I	93	3,647	4,762	8,410	5,022	5,643
J	88	3,624	4,038	7,661	4,752	5,211
K	90	4,190	2,477	6,667	4,860	6,069
L	74	4,093	4,090	8,182	3,996	7,594
M	109	5,744	5,825	11,569	5,886	8,566
N	30	3,671	564	4,235	1,620	4,177
O	51	3,951	3,422	7,374	2,754	6,417
P	83	4,255	2,500	6,755	4,482	4,560
Q	157	7,893	6,264	14,158	8,478	11,612
R	77	3,962	2,994	6,955	4,158	6,467
S	127	5,625	6,102	11,727	6,858	8,588
T	124	5,800	5,370	11,170	6,696	9,169

U	48	4,596	2,574	7,170	2,592	7,427
V	56	3,917	4,325	8,243	3,024	6,989
W	79	3,817	3,857	7,674	4,266	12,532
X	136	4,570	6,071	10,641	7,344	5,281
Y	64	4,190	3,193	7,383	3,456	8,763
Z	111	3,784	5,901	9,685	5,994	8,965
Aa	112	6,563	4,188	10,751	6,048	9,994
Ab	165	6,434	6,857	13,290	8,910	7,371
Ac	72	3,864	4,713	8,577	3,888	4,702
Ad	67	4,237	2,831	7,068	3,618	5,708
Ae	53	3,946	2,475	6,421	2,862	6,268
Af	73	3,770	2,652	6,422	3,942	4,993
Ag	22	3,832	1,435	5,268	1188	10,339
Ah	172	7,715	6,142	13,857	9,288	5,217
Ai	71	4,029	2,845	6,874	3,834	10,464
Aj	125	6,024	6,696	12,720	6,750	8,139
Ak	174	7,645	2,868	10,513	9,396	6,268
Al	74	3,864	3,995	7,859	3,996	7,608
Am	47	4,058	3,731	7,790	2,538	5,745
An	66	3,712	2,029	5,741	3,564	7,257
Ao	56	3,395	4,167	7,562	3,024	5,247
Ap	87	3,751	3,007	6,758	4,698	9,215
Aq	119	5,664	2,488	8,152	6,426	10,522
Ar	157	8,018	5,349	13,367	8,478	10,283
As	191	6,236	5,959	12,196	10,314	4,852
At	37	3,817	2,103	5,920	1,998	5,780
Au	12	3,280	576	3,855	648	4,856
Av	31	3,750	1,082	4,832	1,674	4,856
Aw	48	3,600	2,284	5,884	2,592	4,705
Ax	12	1,737	2,256	3,993	648	5,539
Ay	144	8,305	7,181	15,486	7,776	12,012
Az	4	1,742	836	2,578	216	3,471
Ba	14	3,599	37	3,636	756	3,948
Bb	45	3,945	1,672	5,618	2,430	4,168
合計	4,546	248,340	201,971	450,311	245,484	383,360

上記表に基づき児童 1 人当たりの平成 30 年度の指導員報酬額、保護者負担金、補助金は以下のように算定される。

(単位:千円)

クラブ	児童 1 人当たりの主任指導員報酬	児童 1 人当たりの加配指導員報酬	児童 1 人当たりの保護者負担金	児童 1 人当たりの補助金
A	60	79	54	103
B	46	41	54	68
C	52	50	54	92
D	52	38	54	78
E	44	40	54	59
F	99	84	54	187
G	45	47	54	79
H	54	54	54	77
I	39	51	54	61
J	41	46	54	59
K	47	28	54	67
L	55	55	54	103
M	53	53	54	79
N	122	19	54	139
O	77	67	54	126
P	51	30	54	55
Q	50	40	54	74
R	51	39	54	84
S	44	48	54	68
T	47	43	54	74
U	96	54	54	155
V	70	77	54	125
W	48	49	54	159
X	34	45	54	39
Y	65	50	54	137
Z	34	53	54	81
Aa	59	37	54	89
Ab	39	42	54	45
Ac	54	65	54	65
Ad	63	42	54	85

Ae	74	47	54	118
Af	52	36	54	68
Ag	174	65	54	470
Ah	45	36	54	30
Ai	57	40	54	147
Aj	48	54	54	65
Ak	44	16	54	36
Al	52	54	54	103
Am	86	79	54	122
An	56	31	54	110
Ao	61	74	54	94
Ap	43	35	54	106
Aq	48	21	54	88
Ar	51	34	54	65
As	33	31	54	25
At	103	57	54	156
Au	273	48	54	405
Av	121	35	54	157
Aw	75	48	54	98
Ax	145	188	54	462
Ay	58	50	54	83
Az	435	209	54	868
Ba	257	3	54	282
Bb	88	37	54	93
平均	55	44	54	84

児童1人当たりの指導員報酬、保護者負担金、補助金について平成30年度と令和4年度の平均値を比較する。

	平成30年度	令和4年度	増減額	増減率
児童1人当たりの主任指導員報酬	55千円	59千円	4千円	7.3%
児童1人当たりの加配指導員報酬	44千円	53千円	9千円	20.5%
児童1人当たりの保護者負担金	54千円	40千円	-14千円	-26.0%
児童1人当たりの補助金	84千円	104千円	+20千円	23.8%

5年間で児童1人当たりの主任指導員報酬は4千円、7.3%の増加、児童1人当た

りの加配指導員報酬9千円、20.5%の増加となっている。

このような推移は、「児童育成クラブ指導員の配置基準および報酬にかかる基準」で指導員の報酬が定められており、令和4年2月1日に報酬額を増額する改正を行った結果、平成30年度と令和4年度を比較すると、基準上の増加率と比べて、主任指導員報酬の増加は一致しているが、加配指導員報酬の増加率は実際の増加率の方が高くなっている。

	平成30年度(円)	令和4年度(円)	増加率
主任指導員基本報酬	1,800,000	1,932,000	7.3%
加配指導員の時給	850	955	12.4%

児童数は平成30年度は4,546人、令和4年度は4,537人と大きな増減はないため、加配指導員の児童1人当たりの報酬増加は時給の増加以上に労働時間が増加した結果であると考えられる。その要因として、加配指導員の人数が増加したことが思われる。

他方、主任指導員の人数は平成30年度は128人であったが、令和4年度には123人と減少している。

下記の表で※を付した児童育成クラブが指導員配置基準を満たしていないクラブである。

(単位:千円)

クラブ	令和4年度		指導員配置基準(R04の児童数を基準とする)		
	主任指導員	加配指導員	児童数	主任指導員	加配指導員
A	2	7	54	2	2
B	3	10	123	3	4
C	2	7	86	2	3
D	2 ※	6	92	3	3
E	2	7	84	2	3
F	1 ※	4	45	2	1
G	3	8	119	3	4
H	3	13	99	3	3
I	2	5	87	2	3
J	2	8	82	2	3
K	2	5	72	2	3
L	2	5	56	2	2
M	3	7	130	3	4
N	2	2	31	2	1
O	2	4	45	2	1

P	2	※	6
Q	2	※	9
R	2		7
S	3	※	12
T	3		10
U	2		7
V	2		8
W	3		10
X	2	※	5
Y	2	※	8
Z	2	※	6
Aa	3		7
Ab	3	※	13
Ac	2		7
Ad	3		3
Ae	2		7
Af	3		10
Ag	2		5
Ah	3		10
Ai	2		9
Aj	3		10
Ak	3	※	10
Al	2		9
Am	2		5
An	2		6
Ao	2		4
Ap	2		6
Aq	3	※	8
Ar	4		5
As	3	※	9
At	2		7
Au	2		2
Av	2		4
Aw	1	※	4

104	3	3
101	3	3
67	2	2
139	4	4
111	3	3
56	2	2
55	2	2
125	3	4
101	3	3
93	3	3
95	3	3
110	3	3
161	4	5
84	2	3
122	3	4
64	2	2
101	3	3
16	2	0.5
123	3	4
76	2	3
119	3	4
179	4	5
89	2	3
55	2	2
62	2	2
46	2	2
80	2	3
147	4	4
150	4	4
143	4	4
36	2	1
11	2	0.5
58	2	2
51	2	2

Ax	1	※	4
Ay	3		10
Az	1		3
Ba	2		2
Bb	2		4
合計	123		369

10	2	0.5
129	3	4
6	1	1
20	2	0.5
37	2	1
4,537	137	145

5.監査結果

指摘	主任指導員報酬の更なる増額を検討すべきである。
【意見】 (改善事項)	主任指導員として働く誘因として、他の職種や他市の状況等も踏まえ、今後、報酬金額の見直しについても、検討してほしい。

《補足》

平成30年度から令和4年度にかけて主任指導員の基本報酬は年間1,800,000円から1,932,000円と132,000円増加している。また加配指導員の時給も850円から955円に増加している。この結果、大分市の児童育成クラブの児童1人当たりの報酬は主任指導員が7.3%、加配指導員は20.5%増加となっている。

加配指導員の時給上昇の効果は、時給の増加率よりも実際の児童1人当たりの報酬の増加率が高くなっていることから、加配指導員の労働時間が多くなっていると推察される。各校区の児童育成クラブの実情にもよるが、児童育成クラブの児童に対するサービスの低下を招くことがないよう、加配指導員の負担が増えているものと考えられる。

他方、主任指導員報酬の増加率は基本報酬の増加率にとどまっており、報酬の引上げが主任指導員の人数増加にはつながっていないのではないかと考えられる。

したがって、少なくとも主任指導員の人数が配置基準を満たす程度まで増加するような報酬体系を検討すべきである。

一概に比較できるものではないが、参考として数値を示すと、民間放課後児童育成クラブの児童1人当たりの人件費は138千円である。

少なくとも民間並みに人件費を引き上げようとするのであれば、児童1人当たりの主任指導員報酬59千円と加配指導員53千円の合計112千円を138千円とする報酬改定を検討することが望まれる。

NO	事業名	課
2	民間放課後児童クラブ活用事業	子育て支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状> 現在、13 校区 16 クラブにおいて事業を行っている。</p> <p><課題> 現在、女性の就業率の増加による共働き世帯等の増加により、利用児童数は増加傾向にあるが、今後、少子化に伴い児童数の減少が推測される中、一時的に民間事業者を増やすことについては、児童推計や利用ニーズを慎重に精査し計画を立てる必要がある。</p>
事業の目的	<p>女性の社会進出等による家庭環境の多様化により、放課後児童健全育成事業に対するニーズがますます高まっているが、既設の児童育成クラブの受入体制が十分でないため、一部の校区において定員を超えて受け入れる等の状況が生じている。</p> <p>そこで、既存施設や民間事業者のノウハウを活用して放課後児童健全育成事業を実施することにより、利用できない児童や定員を超えた受け入れ等の問題の解消を図る。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>既存の児童育成クラブの提供体制の不足が顕著であり、今後においてもその解消の見込みが明確でない校区を対象に、民間事業者等の所有する遊休施設を活用し、放課後児童健全育成事業を提供する。</p> <p>また、施設の管理運営を、幼稚園等の類似事業の経験を有する民間事業者に担ってもらうことで、学童を対象とした保育事業の多様化等、サービスの質的向上を図る。</p>

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・大分市民間放課後児童クラブ補助金交付要綱
- ・大分市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
- ・放課後児童健全育成事業実施要綱

(4) 事業費の推移

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	134,066	176,043	171,660
	決算額	134,040	140,022	143,126
財源内訳	県・国支出金	89,360	94,829	92,416
	一般財源	44,680	45,193	50,710

2. 事業実施期間

平成 28 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	目 標			
	実 績			
	達成率			

※ 既設の児童育成クラブの受入体制が十分でないため、一部の校区において定員を超えた受入れ等の状況が生じている校区を対象としているため、成果指標は設定していない。

4. 概要の補足説明

小学校区で運営委員会の運営による児童育成クラブの児童1人当たりにかかる年間の人件費を比較するために、令和5年3月末時点の 16 クラブの人件費合計を登録児童数の合計で除して、民間児童育成クラブの登録児童1人当たりにかかる年間の人件費を算定した。

民間児童育成クラブ名	登録児童数(人)	人件費(千円)
(A)	46	
(B)	81	
(C)	45	
(D)	28	
(E)	49	
(F)	51	

(G)	37	
(H)	58	
(I)	91	
(J)	42	
(K)	40	
(L)	42	
(M)	22	
(N)	90	
(O)	25	
(P)	29	
合計	776	107,302

上記の表から登録児童数1人当たりの人件費は $107,302 \text{ 千円} \div 776 \text{ 人} = \text{約 } 138 \text{ 千円}$ と計算される。

5.監査結果

指摘	事業の成果指標の設定を検討すべきである。
【意見】 (改善事項)	事業の目的は「利用できない児童の問題の解消を図る」ということであるため、児童育成クラブの指標と同様の「クラブを利用できなかった児童数」等、少なくとも利用できない児童の解消という観点での成果指標の設定をすべきと考える。

NO	事業名	課
3	子ども医療費助成事業	子育て支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状></p> <p>0歳から中学3年生までの保険診療分の医療費の自己負担分を助成している。なお、市町村民税課税世帯の小中学生の通院については1日 500 円(医療機関ごと月4回上限)の一部自己負担を求めている。</p> <p><課題></p> <p>令和4年 10 月診療分より市町村民税課税世帯の小中学生の通院に係る医療費を助成対象としたため、扶助費と審査手数料が増加している。</p>
事業の目的	子どもたちの健全な育成と子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保護者が支払う医療費を助成する

(2) 事業の内容

事業の内容
保険診療による医療費の自己負担分を助成する。県内医療機関の診療分は、現物給付方式、県外医療機関での診療分は、償還払い方式。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・大分市子ども医療費の助成に関する条例
- ・大分市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

(4) 事業費の推移

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	1,249,753	1,194,759	1,419,286
	決算額	910,817	1,099,278	1,298,737
財源内訳	県・国支出金	351,203	434,392	421,804
	一般財源	558,282	664,062	876,470
	その他収入	1,332	824	463

2. 事業実施期間

昭和 48 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

(単位:千円)

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
扶助費	目 標	—	—	—
	実 績	875,070	1,070,545	1,245,401
	達成率	—	—	—

4. 概要の補足説明

令和6年4月診療分から助成対象を高校生等まで拡充予定である。

子ども医療費助成制度は、一部自己負担金(所得制限なしの一律 500 円)を徴収することを基本とした県の補助事業であり、実施主体の市としても所得制限は設けていない。

子ども医療費助成事業は市内の全ての中学生までの子どもが対象となるが、ひとり親家庭等医療費助成事業は、母子家庭や父子家庭、または父母がいない 18 歳に到達した年度末までの子どもに加え、その子どもを養育・監護する者も助成対象とすることが主な違いである。また、窓口負担については、子ども医療費助成事業は小・中学生の通院・歯科の医療費の一部自己負担(市町村民税課税世帯に限る)が生じるが、ひとり親家庭等医療費助成事業では、子どもの自己負担は生じない。

5. 監査結果

令和4年度大分市子ども医療費助成受給資格登録申請書、大分市子ども医療費助成金交付申請書を通査し「大分市子ども医療費の助成に関する条例」、「大分市子ども医療費の助成に関する条例施行規則」に則って助成の対象となる医療費が適正な助成対象者に支給されていることを確かめた。

このことから、子ども医療費助成事業については適正に事務処理が行われているものと判断する。

NO	事業名	課
4	児童育成クラブ建設事業	子育て支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状> 施設の老朽化に伴う建替えや定員を増加するために新たに建設するなど、ハード面において整備を行っている。</p> <p><課題> 一部の校区において、急速に利用者数が増加し施設整備が追いつかない校区がある。</p>
事業の目的	放課後等に、保護者が就労等の理由により、昼間、家庭にいない児童が、放課後を安全・安心かつ衛生的に過ごすことができる居場所を確保するため、「大分市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、児童育成クラブ室の建設整備や環境改善を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
学校の余裕教室をはじめとする既存施設の積極的活用とともに、学校舎の建替えに併せたクラブ室の合築整備を推進することで、コストの縮減を図りながら、放課後児童が適切な保育を受けることができる施設を計画的に整備する。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・大分市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
- ・放課後児童健全育成事業実施要綱

(4) 事業費の推移

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	343,324	119,380	237,932
	決算額	297,554	80,056	226,051
財源内訳	県・国支出金	212,186	26,688	152,146
	一般財源	85,368	53,368	73,905

2. 事業実施期間

平成 17 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
民間も含めた定員	目 標	6,425 人	6,800 人	7,060 人
	実 績	6,662 人	6,993 人	7,182 人
	達成率	100%	100%	100%

4. 概要の補足説明

急速に少子化が進行し、小学校に通う児童数が全体的に減少している中、共働き世帯の増加などの理由により、放課後児童クラブの利用者数は増加傾向となっている。

また、一部の校区においては、住宅団地の造成やマンションの建築により転入世帯が増加し、児童数が急速に増えている校区もある。

これまでも、利用ニーズを把握し、地域の実情に応じて施設整備を行っているようではあるものの、令和5年度現在でも定員を超えて、利用者を受入れているクラブが存在している。

5. 監査結果

指摘	将来の子どもの数の減少を地区別に見込み、公有財産の有効活用を進めて行くことが望まれる。
【意見】 (勸奨事項)	子どもの数が減少することと、学校の空き教室が増えることには正の相関関係はないとのことである。そのような状況の中で、廃園した幼稚園を利用する等の方法で公有財産の有効活用を行うことを検討して欲しい。

《補足》

令和5年5月4日総務省統計トピックスNo.137によれば、2023年4月1日時点の子どもの数（15歳未満人口）は前年に比べて30万人少ない1435万人で、1982年から42年連続の減少となり、過去最少となっている。

また、2022年10月1日現在の県の子どもの数は131千人で対前年度3千人の減少となっている。

大分市においても同様の傾向となっていることが考えられる。しかしながら子どもの数が減少することは空き教室の増加にはつながらないとのことである。文部科学省「特別支援教育の充実について」によると、義務教育段階の全児童生徒数は平成24年度の1040万人から令和4年度には952万人に減少しているが、他方、小中学校の特別支援学級において特別支援教育を受ける児童生徒数は平成24年度の16.4万人から令和4年度には35.3万人に増加している。そのため特別支援教室を増加させる必要があるため、学校の空き教室を児童育成クラブが利用することは容易ではないとのことである。

児童育成クラブを利用する児童数が増加する中で、児童育成クラブをいかに充実していくのかについては喫緊の課題であり、廃園となった幼稚園の有効活用にとどまらず、積極的に民間の育成クラブを活用することも検討することが望まれる。

NO	事業名	課
5	ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状> 保険診療による医療費の自己負担分について、児童は全額、母又は父は1日あたり 500 円の一部自己負担金を除いた額を助成している。</p> <p><課題> 遡って資格喪失する場合には既助成分について返還金が発生するが、生活困窮等の理由により未納付の事例があり、回収に苦慮している。</p>
事業の目的	ひとり親家庭等の医療費を助成することにより、健康の保持及び経済的負担の軽減を図り、自立を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>保険診療による医療費の自己負担分(高額療養費、付加給付を除く)を助成する。</p> <p>助成方法:現物、償還(平成 24 年 12 月診療分より現物開始)</p>

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則等

- ・大分市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例
- ・大分市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

(4) 事業費の推移

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	313,725	344,252	349,551
	決算額	310,302	322,045	332,031
財源内訳	県・国支出金	76,893	80,136	82,564
	一般財源	233,409	241,909	249,467

2. 事業実施期間

昭和 49 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

(単位:千円)

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
扶助費	目 標	—	—	—
	実 績	301,903	313,564	323,275
	達成率	—	—	—

4. 概要の補足説明

・助成対象者

- ① ひとり親家庭の親
- ② ひとり親家庭の児童
- ③ 父母のない児童

・所得制限

所得が下表の限度額以上の人は医療費の助成を受けることができない。

扶養親族等の数	本人	同居の扶養義務者
0 人	192 万円	236 万円
1 人	230 万円	274 万円
2 人	268 万円	312 万円
3 人	306 万円	350 万円

・助成の内容

助成の対象となる医療費は、保険診療にかかる医療費の自己負担分である。

(対象者と助成範囲)

対象者	助成範囲	一部自己負担金(受給者の窓口負担額)
母または父	入 院	1医療機関につき1日 500 円(月 14 日まで) (15 日目以降については、一部自己負担金なし) (自己負担が 500 円に満たないときは当該額)
	通 院	1医療機関につき1日 500 円(月 4 回まで) (5 回目以降については、一部自己負担金なし) (自己負担が 500 円に満たないときは当該額)
	調 剤	なし

児 童	入 院 通 院 調 剤	なし
-----	-------------------	----

・類似事業との比較

ひとり親家庭等医療費助成事業と子ども医療費助成事業との違いは、子ども医療費助成事業は市内の全ての中学生までの子どもが対象となるが、ひとり親家庭等医療費助成事業は母子家庭や父子家庭、または父母がいない 18 歳に到達した年度末までの子どもに加え、当該児童を養育・監護する者も助成対象とすることが主な違いとなる。また、窓口負担については、子ども医療費助成事業は小・中学生の通院・歯科の医療費の一部自己負担(市町村民税課税世帯に限る)が生じるが、ひとり親家庭等医療費助成事業では、子どもの自己負担は生じないという違いがある。

5. 監査結果

令和4年度ひとり親家庭等医療証交付申請書を通査し、助成対象者が大分市に申請書を提出し、適正に処理がされていることを確かめた。

また、助成対象者の所得が限度額以下であるかどうかについてサンプルを抽出し、抽出者すべてにおいて限度額以下であることを確かめた。

これらのことから、ひとり親家庭等医療費助成事業については適正に事務処理が行われているものと判断する。

NO	事業名	課
6	母子生活支援施設運営事業	子育て支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状></p> <p>年間を通して、満室から1～2部屋程度空きという利用状況で推移しており、顕在化していないDV被害の存在などを踏まえ、一定以上のニーズがあると考えられる。</p> <p><課題></p> <p>築44年余りが経過し老朽化が進行しているとともに、居室は狭く、トイレは和式、浴室が共同であることなど、設備が現在の生活様式と乖離している。また、バリアフリー対応も施されていない。</p> <p>このため、多子世帯や障がい者のある世帯の入所が困難な状況であり、施設及び機能の老朽化対策が喫緊の課題である。</p>
事業の目的	<p>配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活支援、就労に向けての支援、子育て支援、DVに対する支援 ・児童の学習と遊びの支援、子どもへのカウンセリング、退所後のアフターケア

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・児童福祉法
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(抜粋)
- ・大分市児童福祉施設等に関する条例
- ・大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・大分市児童福祉施設等の管理に関する規則
- ・大分市助産施設及び母子生活支援施設入所等の手続等に関する規則
- ・しらゆりハイツ苦情解決処理要綱

(4) 事業費の推移

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	43,039	53,220	65,897
	決算額	33,689	33,284	42,414
財源内訳	県・国支出金	24,573	31,202	23,917
	一般財源	△4,605	△7,295	10,643
	その他	13,721	9,377	7,854

2. 事業実施期間

昭和 54 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	目 標	—	—	—
	実 績	—	—	—
	達成率	—	—	—

4. 概要の補足説明

しらゆりハイツ苦情解決処理要綱に基づいて、利用者からの苦情は苦情受付書に記録されることとなっているが、要綱が制定された令和3年4月以降、利用者より口頭での要望を受けることはあるが、苦情はないとのことである。

また、しらゆりハイツは老朽化により新築建替えを計画中である。母子生活支援施設建設事業は老朽化した施設の建替えにより、様々な事情を抱えた母子世帯に、バリアフリーとプライバシーに配慮にした快適な環境を提供するとともに、より充実した支援を行うことで、心身ともに安定した生活を送れるよう促し、自立に繋げることを目的としている。

また、この取組みを通じて、「おおいた創造ビジョン 2024」の基本的施策の一つである「子ども・子育て支援の充実」の着実な進捗を図るとともに、「第2期すくすく大分っ子プラン」のめざす姿である「すべての子どもがすこやかに育つことのできる大分市」の実現を図る。

5.監査結果

令和4年度大分市しらゆりハイツの指導監査資料を閲覧した結果、しらゆりハイツは母子生活支援施設運営指針等に則って運営されているものと認められ、特に指摘する事項はない。

NO	事業名	課
7	児童扶養手当給付事業	子育て支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状></p> <p>所得限度額内の受給資格者に対し、2か月に1回(奇数月に)手当を支給している。</p> <p>なお、受給資格者は、少子化の影響もあり、年々減少している。</p> <p><課題></p> <p>障害年金等を遡及して受給した場合等については返還金が発生するが、児童扶養手当受給者は生活に余裕がない者が多く、返還金の回収に苦慮している。</p>
事業の目的	<p>父又は母と生計を同じくしていない児童等が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>父または母と生計を同一にしていない児童(18歳の年度末まで。児童が政令で定める程度の障害を有する場合は、20歳の誕生日の前日まで)等を監護・養育する人からの申請、受付、認定、支給を行う。</p>

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・児童扶養手当法
- ・児童扶養手当法施行令
- ・児童扶養手当法施行規則
- ・大分市児童扶養手当法実施要領

(4) 事業費の推移

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	2,371,769	2,304,273	2,275,337
	決算額	2,233,192	2,142,566	2,099,605
財源内訳	県・国支出金	745,472	736,337	701,724
	一般財源	1,487,720	1,406,229	1,397,881

2. 事業実施期間

平成14年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

(単位:千円)

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
扶助費	目 標	—	—	—
	実 績	2,216,449	2,133,923	2,071,758
	達成率	—	—	—

4. 概要の補足説明

児童扶養手当とは、離婚や死亡等の理由により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している者に対して手当を支給することにより、児童を育成する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るものである。

児童扶養手当を受けられる者は、日本国内に住民登録し、下記の支給要件にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護している父または母、あるいは父母に代わってその児童を養育している者である。

また、児童の心身に所定の基準以上の障害がある場合には、20歳に達する前日まで手当が受けられる。

1. 児童を母が監護する場合は、次のいずれかに該当するとき

- イ. 父母が婚姻を解消した児童
- ロ. 父が死亡した児童
- ハ. 父が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ニ. 父の生死が明らかでない児童
- ホ. 父から引き続き1年以上遺棄されている児童

- へ. 父が裁判所から配偶者の暴力による保護命令を受けた児童
 - ト. 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - チ. 婚姻によらないで生まれた児童
2. その他、生まれたときの事情が不明である児童児童を父が監護し、かつ、生計を同じくする場合は、次のいずれかに該当するとき
- イ. 父母が婚姻を解消した児童
 - ロ. 母が死亡した児童
 - ハ. 母が政令の定める程度の障がいの状態にある児童
 - ニ. 母の生死が明らかでない児童
 - ホ. 母から引き続き1年以上遺棄されている児童
 - へ. 母が裁判所から配偶者の暴力による保護命令を受けた児童
 - ト. 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - チ. 婚姻によらないで生まれた児童
 - リ. その他、生まれたときの事情が不明である児童
3. 児童を児童の父母以外の者が養育する場合は、上記の1もしくは2に該当する児童と同居し、監護し、かつ、当該児童の生計を維持しているとき

上記の要件に該当していた場合でも、下記のいずれかに該当するときは、手当を受けることはできない。

- イ. 手当を受けようとする者(母、父または養育者。以下「申請者」という)もしくは児童が、日本国内に住所がない場合。
- ロ. 児童が里親に委託されている場合。
- ハ. 児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)等に入所している場合。
- ニ. 児童が父または母の配偶者(戸籍上婚姻関係になくても、事実上婚姻関係と同様の状態にある者を含む)に養育されている場合。ただし、配偶者が政令で定める重度障害の状態にあるときを除く。
- ホ. 申請者が母または養育者のときは、児童が父と生計を同じくしている場合。ただし、父が政令で定める重度障害の状態にあるときを除く。
- へ. 申請者が父のときは、児童が母と生計を同じくしている場合。ただし、母が政令で定める重度障害の状態にあるときを除く。

手当額(令和5年4月1日現在)

	全部支給	一部支給
対象児童1人の場合	44,140 円	44,130 円～10,410 円
対象児童2人目	10,420 円	10,410 円～5,210 円
対象児童3人目以降	6,250 円	6,240 円～3,130 円

所得限度額

扶養親族等の数	本人		扶養義務者・配偶者・孤児の養育者
	全部支給	一部支給	
	所得限度額 A	所得限度額 B	
0人	490,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
1人	870,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
2人	1,250,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円
3人	1,630,000 円	3,060,000 円	3,500,000 円
4人	2,010,000 円	3,440,000 円	3,880,000 円

5. 監査結果

児童扶養手当新規認定請求書、児童扶養手当資格喪失届、児童扶養手当住所変更届、令和4年度児童扶養手当支出負担行為決議書、公的年金給付等受給状況届、児童扶養手当額改訂届(減額)等の書類を通査し適切に処理が行われていることを確かめた。

したがって、児童扶養手当給付事業については特に指摘すべき事項はない。

NO	事業名	課
8	児童手当給付事業	子育て支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状></p> <p>15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある(中学校修了前の)児童を養育する者に対し、4か月に1回(6月・10月・2月)手当を支給している。なお、少子化の影響もあり、支給対象児童が年々減少している。</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居優先やDV等の相談および申請の対応に時間がとられる。 ・マイナンバーを用いた情報連携の種類が増え、審査事務が煩雑化している。
事業の目的	<p>児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安全に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>各種届出・申請の受付や認定等を行い、手当を支給する。</p> <p>【支給金額】※令和4年6月分の手当より制度の一部改正あり</p> <p>◎所得制限限度額未満:「児童手当」を支給</p> <p>3歳未満:15,000円</p> <p>3歳以上小学校修了前:10,000円(第3子以降は15,000円)</p> <p>中学生:10,000円</p> <p>◎所得制限限度額以上:「特例給付」を支給</p> <p>一律5,000円</p> <p>◎所得上限限度額以上:支給なし ※令和4年6月分手当より改正</p>

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則等

- ・児童手当法
- ・児童手当法施行令
- ・児童手当法施行規則
- ・大分市児童手当法施行細則

(4) 事業費の推移

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	8,008,880	7,808,360	7,635,430
	決算額	7,813,750	7,728,784	7,501,656
財源内訳	県・国支出金	6,631,307	6,535,933	6,408,516
	一般財源	1,182,443	1,192,851	1,093,140

2. 事業実施期間

平成 24 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数(人) ※2月時点 (国の支給状況報告より)	目 標	—	—	—
	実 績	35,599	35,232	33,430
	達成率	—	—	—

4. 概要の補足説明

児童手当は日本国内に住所を有する 15 歳到達後最初の3月 31 日までの間にある(中学校修了前の)児童を養育する者が日本国内に住所を有する場合に支給する。

支給額は上記のとおりであり、所得制限限度額以上の養育者に対しては、児童の年齢及び数にかかわらず児童一人当たり月額 5,000 円、また令和4年6月分の手当以降は、制度改正により所得上限限度額が新たに設けられ、当該所得以上の養育者は支給が行われないこととなった。

なお、令和5年 12 月 22 日に閣議決定された「こども未来戦略」やこれまでの政府発表によると、令和6年 10 月分の手当より、児童手当の拡充策が適用される予定となっており、その内容は以下のとおりとなっている。

【拡充策】

- ・所得制限(所得制限限度額、所得上限限度額)の撤廃
- ・支給対象児童を 18 歳到達後最初の3月 31 日までの間にある(高校生年代まで)児童に拡充
- ・第3子以降の加算対象児童を0歳から 18 歳到達後最初の3月 31 日までの間にある(高校生年代まで)児童へ拡充し、加算後の金額を 30,000 円とする。
- ・支給月を年3回(2月・6月・10月)から年6回(偶数月)とする。

5.監査結果

児童手当受給資格の認定および消滅、支給額の算定及び改定についてサンプルで数人抽出し、検証した結果、関連する法令等に則って適切に処理されていることを確認した。

このことから児童手当給付事業については特に指摘する事項はない。

NO	事業名	課
9	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	子育て支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状> 無し(事業終了のため)</p> <p><課題> 無し(事業終了のため)</p>
事業の目的	<p>令和3年3月 23 日に新型コロナウイルス感染症の影響による低所得の子育て世帯への経済支援が閣議決定されたことに伴い、低所得の子育て世帯に子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行うことを目的とする。</p> <p>※令和4年度においても、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行うことが、令和4年4月 28 日に閣議決定された。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>ひとり親世帯分の対象者は、①令和3年4月分の児童扶養手当の受給者②公的年金を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給される方と同じ水準となっている方。</p> <p>その他世帯分の対象者は、平成 15 年4月2日(特別児童扶養手当の対象児童の場合は平成 13 年4月2日)から令和4年2月 28 日までに出産した児童を養育する父母等で、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方又は令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方。</p> <p>それぞれの対象に、児童 1 人あたり一律5万円を支給する。</p>

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・大分市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱
- ・大分市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親

世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱

・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給要領

・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領

(4) 事業費の推移

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額		740,000	740,000
	決算額		614,238	596,084
財源内訳	県・国支出金		614,230	596,084
	一般財源		0	0

2. 事業実施期間

令和3年度、令和4年度

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	目 標			
	実 績			
	達成率			

※ 国の臨時事業のため無し

4. 監査結果

子育て世帯生活特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書、子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る申立書、子育て世帯生活支援特別給付金支援決定通知書等をサンプルで閲覧し、適切に給付に係る処理が行われていることを確かめた。

特に指摘する事項はない。

NO	事業名	課
10	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子育て支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状></p> <p>近年、申請件数は減少傾向にある。</p> <p>申請の約8割を占める子の就学に係る資金について、令和2年度から開始された「高等教育の修学支援新制度」等の各種就学援助制度が充実したことなどにより貸付申請が減少していると考えられる。</p> <p>令和5年度より修学資金の一括交付や事前申請の対象範囲拡大等により利用者の利便性向上を図っており、申請件数は増える見込みである。</p> <p>また、申請時における母子・父子自立支援員による相談支援や償還時の指導、未収金回収業務の一部私人委託等により未収金額は減少している。</p> <p>また、申請後、審査会を経て貸付決定となるため、申請から資金交付まで約2カ月を要する場合があります、相談を受ける中で社会福祉協議会の生活福祉資金貸付などの各種制度を紹介することで、個々の状況に応じた制度利用を案内している。</p> <p><課題></p> <p>申請後、審査会を経て貸付決定となるため、申請から資金交付まで約2カ月を要する場合があります。</p>
事業の目的	<p>母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立の助成と児童の福祉の向上を図る。母子及び父子並びに寡婦福祉法において、本貸付を行うについては、特別会計を設けなければならないとされており、歳入及び歳出の項目に関しては同法で定められている。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
全 12 種類の資金の貸付申請を受け、審査委員会において審査し、無利子または低利子で貸付を行う。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・大分市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則
- ・大分市母子福祉資金等貸付事務取扱要領
- ・大分市母子福祉資金等貸付審査基準
- ・大分市母子福祉資金等貸付審査委員会条例

(4) 事業費の推移

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	106,000	63,000	73,000
	決算額	60,476	15,849	20,151

【母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計】

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	県・国支出金	0	0	0
	一般財源	23,916	7,136	6,282
	繰越金	24,891	38,211	79,673
	その他(諸収入) (*)	49,879	50,175	45,001
	歳入計	98,686	95,522	130,956
歳出	貸付金	11,293	8,635	3,340
	国への償還金	16,520	0	6,863
	一般会計への繰出金	8,697	0	3,613
	事務費(委員報酬ほか)	23,965	7,214	6,335
	次年度への繰越金	38,211	79,673	110,805
	歳出計	98,686	95,522	130,956

(*) 償還金収入(元金、利息、督促手数料)

2. 事業実施期間

平成9年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸付件数	目 標	—	—	—
	実 績	26 件	19 件	8 件
	達成率	—	—	—

4. 概要の補足説明

「大分市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金」

(貸付対象)

- ① 母子家庭の母で20歳未満の児童を扶養している人
- ② 父子家庭の父で20歳未満の児童を扶養している人
- ③ 父母のいない20歳未満の児童
- ④ 配偶者のいない女性で、かつて母子家庭の母であった人
- ⑤ 40歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の人

「高等教育の修学支援新制度」

「高等教育の修学支援新制度」とは、低所得者世帯の学生に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を合わせて措置する制度。対象となる学校は、大学、短期大学、高等専門学校(4, 5年)、専門学校である。

支給区分や減免額は世帯の所得金額に基づく区分に応じて異なる。

【例:第Ⅰ区分(住民税非課税世帯)、私立大学、自宅外通学の場合】

給付型奨学金:約91万円(年額)

授業料減免上限額:約70万円(年額)

「生活福祉資金貸付制度」

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。

この貸付制度は、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施している。低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等世帯単位に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行う。

【償還率等について】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定額	144,666,799円	134,199,396円	120,082,775円
収入額	49,844,981円	50,145,841円	44,980,209円
償還率	34.46%	37.37%	37.46%

5. 監査結果

指摘	事業の成果指標に、貸付金の回収という指標を入れるべきである。
【意見】 (勧奨事項)	貸付という行為は、資金を必要とする人に貸し付けることだけではなく、貸し付けた人から回収することまで含まれる。 現在、大分市が設定している事業の成果指標は貸付件数だけであるが、これに回収率を加えることで、当事業の全体としての成果指標となると考える。

《補足》

下表は貸付資金の内訳年度推移である。

		H29	H30	R1	R2	R3	R4
修学資金	件数	26	24	19	17	12	7
	金額(千円)	14,783	13,129	11,660	8,634	6,058	3,180
技能習得 資金	件数	7	5	7	0	0	0
	金額(千円)	4,230	2,781	3,333	—	—	—
修業資金	件数	3	3	2	2	0	0
	金額(千円)	1,429	1,370	852	657	—	—
生活資金	件数	2	1	0	1	0	0
	金額(千円)	1,209	732	—	74	—	—
転宅資金	件数	0	0	0	0	1	0
	金額(千円)	—	—	—	—	260	—
就学支度 資金	件数	21	9	5	6	6	1
	金額(千円)	4,905	2,280	1,510	1,928	2,316	160
合計	件数	59	42	33	26	19	8
	金額(千円)	26,556	20,293	17,355	11,293	8,634	3,340
備考		新規:41件 継続:18件	新規:24件 継続:18件	新規:17件 継続:16件	新規:16件 継続:10件	新規:8件 継続:11件	新規:2件 継続:6件

当貸付の新規申請件数は減少傾向である。これは他の制度の充実によって子どもの就学援助ができるようになってきているためと考えられる。

NO	事業名	課
11	すくすく大分っ子応援事業	子育て支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<現状> 令和4年度以降に出生した児童1人につき5万円を支給する。
事業の目的	家庭環境の変化による子育て世帯の孤立化や、長引く新型コロナウイルス感染症の影響などにより子育てに係る負担が大きくなっている。このような中、本市の未来を担う子どもの出生を祝福し子育てに係る経済的な負担の軽減を行い、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する。

(2) 事業の内容

事業の内容
子育て世帯を対象に出生児一人につき5万円を給付する。 令和5年度からは国の「出産・子育て応援給付金」の子育て応援給付金の支給と同時に行う。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・すくすく大分っ子応援事業給付金交付要綱

(4) 事業費の推移

(単位:千円)

年度	令和4年度	
事業費	予算額	224,000
	決算額	175,897
財源内訳	県・国支出金	175,000
	一般財源	897

2. 事業実施期間

令和4年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和4年度
申請率 (申請者数/対象者数)	目標	100%
	実績	100%
	達成率	100%

4. 概要の補足説明

すくすく大分っ子応援事業は、出生児一人につき5万円を給付するもので、子育てに係る経済的な負担を軽減するため、令和4年4月より大分市が独自に創設した事業である。

令和4年度に大分市が独自に創設した事業であるが、財源は、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援のため「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充てている。このことから財源内訳は「県・国支出金」としている。

すくすく大分っ子応援事業に類似する事業として、出産・子育て応援給付金事業が創設されている。当該事業は、妊娠届出時(出産応援)と出生時(子育て応援)に、面談やアンケート等の伴走型支援とともにそれぞれ5万円を給付するもので、令和4年12月に国が出産・子育て応援交付金を創設したことに伴って開始した事業である。

すくすく大分っ子応援事業と出産・子育て応援給付金事業は特に関連性はないが、すくすく大分っ子応援事業給付金と子育て応援給付金はともに出生時に支給することから、令和5年度より、両給付金を一緒に支給している。

両給付金ともに、子育てに係る経済的な負担を軽減することが主な目的であるが、出産・子育て応援給付金は、妊娠届出時及び出生時に5万円ずつ合計10万円支給される点や、経済的な支援の他に、妊娠期から出産・子育て期に渡って、一貫して相談支援を行う「伴走型相談支援」が付加される点がすくすく大分っ子応援事業との主な違いである。

5. 監査結果

指摘	すくすく大分っ子応援事業を廃止すべきである。
【意見】 (改善事項)	すくすく大分っ子応援事業と出産・子育て応援事業はともに出産時に5万円を子育て家庭に支給するものであるため、出生という事象について類似の2事業から二重で支給している現状を解消するため、すくすく大分っ子応援事業を廃止して当該財源を他の事業に利用すべきである。

《補足》

出産・子育て応援給付金事業の概要は以下の通り。

出産・子育て応援給付金事業		健康課・子育て支援課
1. 事業の概要		
(1) 事業の目的		
現状・課題	<p>＜現状＞</p> <p>令和5年4月1日以降に妊娠届出があり面談・アンケートを実施した妊婦に5万円、令和5年4月1日以降に出産し家庭訪問で面談・アンケートを実施した児童の養育者に対し児童1人につき5万円を支給する。</p> <p>* 令和4年度のみ令和4年度に妊娠届出をした妊婦及び出産した実母に対し5万円、出生した児童の養育者に対し児童1人につき5万円を支給。</p>	
事業の目的	<p>全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と、妊娠及び出生の届出を行った妊産婦等に対し、出産育児関連用品の購入や、子育て支援サービス等の利用負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施する。</p> <p>* 妊娠届出時5万円 出生届出後5万円 (計 10 万円)</p>	

(2) 事業の内容

事業の内容

【伴走型相談支援】妊娠届出時に妊婦と助産師・保健師が面談し、アンケートを実施。妊娠8か月時にアンケートを実施し、希望者に面談を実施。出産後、乳児家庭全戸訪問により児童の養育者と保健師、助産師等が面談、アンケートを実施。

【経済的支援】

出産応援給付金:妊娠届出時に面談とアンケートを実施した妊婦に対し5万円を支給。

子育て応援給付金:乳児家庭全戸訪問時に面談とアンケートを実施した養育者に対し児童1人につき5万円を支給。

(3) 事業費

(単位:千円)

年 度		令和5年度
事業費	予算額	774,700
	決算額	
財源内訳	県・国支出金	641,627
	一般財源	133,073

2. 事業実施期間

令和5年2月～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和4年度
妊娠届出面談実施率 (面談者数/妊娠届出者数)	目 標	100%
	実 績	99.9%
	達成率	同上
乳児家庭全戸訪問 面談実施率 (面談者数/全戸訪問対象者)	目 標	100%
	実 績	97.0%
	達成率	同上
申請率(出産応援給付金) (申請者数/対象者数)	目 標	100%
	実 績	95%
	達成率	同上

申請率(子育て応援給付金) (申請者数/対象者数)	目 標	100%
	実 績	94%
	達成率	同上

上記のように、出産・子育て応援給付金事業は妊娠時に5万円、出産時に5万円、妊婦、養育者に支給することとなっている。支給の要件として面談とアンケートの実施が必要である。

これに対して、すくすく大分っ子応援事業は出生時に5万円を支給するが、それには特に何の要件も課されていない。

ところで、大分市保健所健康課では、妊産婦に対し疾病の予防や早期発見、健康の増進を図るための保健指導を行い、乳幼児の健康管理と保護者への育児支援のため、保健師等の家庭訪問による「訪問指導事業」を実施している。

また、子育てを行っている養育者の孤立化を防ぐため、生後4カ月までの乳幼児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供およびその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育について相談に応じ、助言その他の支援を行う「乳児家庭全戸訪問事業」を実施している。

ところが、特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）や、要支援児童等複雑な背景や多重する課題を抱える乳幼児への訪問について拒否されるケースがあるということである。

支援が必要と考えられる乳幼児や妊産婦への適切な保健指導が必要であるが、それを拒否する養育者等に対して、「出産・子育て応援給付金事業」は面談とアンケートの実施が支給要件とされているため、訪問指導事業や乳児家庭全戸訪問事業を実効性のある事業にする一助となると考えられる。

それに対して、「すくすく大分っ子応援事業」は、面談やアンケート等の要件がないため、訪問指導事業や乳児家庭全戸訪問事業の実効性を高める効果は期待しがたい。

「すくすく大分っ子応援事業」と「出産・子育て応援給付金事業」は両事業ともに子育てを支援する事業ではあるが、両事業の対象者はほぼ同じであることから、二つの事業の給付金を同じ対象者に給付する必要はないと考える。

その場合、どちらの事業を存続させるのかであるが、訪問指導事業や乳児家庭全戸訪問事業を実効性のある事業とする効果が高いと考えられる「出産・子育て応援給付金事業」を存続させ、「すくすく大分っ子応援事業」を廃止すべきである。

第3. 保育・幼児教育課における子育て支援事業

NO	事業名	課
1	児童福祉施設整備事業	保育・幼児教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状></p> <p>大分市では、これまでは待機児童対策を中心に定員を増やすための施設整備を実施しており、令和2年度以降の待機児童は4年連続0人を達成し、市としては保育ニーズに見合う量の定員数が確保できつつある。</p> <p>一方で、未入所の1・2歳児は依然として多い。</p> <p>また、これまでは待機児童対策を中心に定員を増やすための施設整備を実施してきたが、今後は老朽化した施設の建て替え等も進める必要がある。</p> <p><課題></p> <p>少子化の進行により保育ニーズの緩やかな減少が見込まれる中、将来を見通しながら、既存施設の施設整備等により、多様化する保育ニーズに即した保育の提供体制を確保する。</p> <p>また、安全で快適な保育環境整備の充実を図るため、防犯対策の強化や感染症対策、老朽化が進んだ施設の整備に対し補助を行い、既存施設の有効活用を行いながら、保育ニーズを満足させることを目指す必要がある。</p>
事業の目的	<p>老朽化した保育施設の建替え、防犯対策の強化や感染症対策の強化を図ることにより安全で快適な保育環境整備の充実を図るとともに、定員の確保及び認定こども園化のための施設整備を進め、多様化する保育ニーズに対応する。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>施設整備を行う社会福祉法人や学校法人等に対し、以下の補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の増改築や老朽化した施設の建替え等に要する建築費の補助、保育所等が認定こども園に移行するために必要となる施設整備に要する建築費の補助(以下「施設整備補助事業」) ・防音対策を目的とした防音壁整備の補助(以下「防音壁整備補助事業」)

- ・新型コロナウイルス等の感染症対策を目的とした改修費の補助(以下「感染症対策補助事業」)
- ・防犯対策強化を目的とした整備費の補助(以下「防犯対策強化整備補助事業」)

2. 事業実施期間

- ・施設整備補助事業、防音壁整備補助事業 平成9年度～
- ・防犯対策強化整備補助事業 平成28年度～
- ・感染症対策補助事業 令和4年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育施設利用待機児童数 (人)	目標	0	0	0
	実績	0	0	0
	達成率	100%	100%	100%

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
定員 (人)	目標	13,075	13,342	13,683
	実績	11,806	11,977	12,012
	達成率	90.29%	89.76%	87.78%

4. 概要の補足説明

(1) 施設整備補助事業

待機児童の解消や保育環境整備を目的として、私立認可保育所や認定こども園が施設の整備(新設、増改築、大規模修繕等)を実施する際に係る経費に対し、国の補助事業を活用して補助金を交付する。

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助額計		583,118	300,916	19,709
財源内訳	国補助金	439,570	267,482	17,519
	県補助金	53,370	0	0
	一般財源	90,178	33,434	2,190

(2) 防音壁整備補助事業

施設整備を実施するにあたり、近隣住民等への配慮から防音対策のために必要な防音壁設置に係る費用の一部を補助する。

(単位:千円)

年 度		令和2年度
補助額計		1,938
財源内訳	国補助金	1,292
	県補助金	0
	一般財源	646

(3) 防犯対策強化設備補助事業

保育所等における防犯対策の強化を図ることにより、子どもを安心して育てることができる環境を整備するために必要な非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕等必要な安全対策に係る費用の一部を補助する。

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助額計		14,879	34,160	14,842
財源内訳	国補助金	4,966	14,927	6,670
	県補助金	324	3,822	647
	一般財源	9,589	15,411	7,525

(4) 感染症対策補助事業

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等(トイレ・調理室等の乾式化、非接触型の蛇口(自動水栓)の設置等)に係る費用の一部を補助する。

(単位:千円)

年 度		令和4年度
補助額計		25,743
財源内訳	国補助金	13,008
	県補助金	0
	一般財源	12,735

5. 監査結果

【感染症対策補助事業】

指摘	参照文書の確認
【意見】 (改善事項)	補助事業実績報告書は、交付決定通知書に基づき実施した事業を報告する書面であるが、令和4年11月17日付け保幼第2027号-1で交付決定した通知に対し、参照番号が令和4年8月26日付け保幼第1373号となっており、参照に誤りがある。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	(当初)予算額	727,828	365,197	105,202
	決算額	599,935	335,076	60,294
財源内訳	県・国支出金	499,522	286,231	37,844
	一般財源(市債含む)	100,413	48,845	22,450

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
(施設整備補助事業)	
・保育所等整備交付金	国 2/3
・保育対策総合支援事業補助金	国 2/3
(防音壁整備補助事業)	
・保育所等整備交付金	国 1/2
(防犯対策強化整備補助事業)	
・保育所等整備交付金	国 1/2
・大分県認定こども園施設整備事業費補助金	県 1/2
(感染症対策補助金)	
・保育所等整備交付金	国 1/2
・保育対策総合支援事業補助金	国 2/3

(3) 決算額の事業別内訳

(単位:千円)

事業内訳	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設整備補助事業	583,118	300,916	19,709
防音壁整備補助事業	1,938	—	—
防犯対策強化設備補助事業	14,879	34,160	14,842
感染症対策補助事業	—	—	25,743

NO	事業名	課
2	市立認定こども園設置事業	保育・幼児教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状></p> <p>少子化の進行や市立幼稚園における園児数の減少、女性の就業率の上昇、施設の老朽化など、幼児教育・保育を取り巻く環境が大きく変化する中、望ましい集団活動が行える規模を確保しながら、子どもの生きる力の基礎をはぐくむ教育・保育の実践と、多様な保育ニーズに柔軟に対応できる保育サービスの提供が求められている。</p> <p>このことから、大分市では、「市立幼稚園及び保育所の在り方の方針」を策定し、市立の幼稚園と保育所の一体化を図り、国が定める幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいたスタンダードな幼児教育・保育の実践・研究及び先進的な実践・研究に一層取り組んでいる。また、その成果や課題を私立の幼児教育・保育施設に情報提供し、共有を図ることにより、地域における幼児教育・保育の拠点施設としての役割を果たしていくため、各区域に原則として一か所の市立幼保連携型認定こども園を設置することとしている。</p> <p>現在第1期の「のつはる認定こども園(野津原地区)」、「さかのせき認定こども園(佐賀関地区)」、「かないけ認定こども園(大分中央地区)」が設置完了し、順調に進んでいる。</p> <p><課題></p> <p>令和7年度以降の設置については、各地区に検討すべき課題もあることから、様々な状況を踏まえながら一つひとつ慎重な検討が求められる。</p>
事業の目的	<p>「市立幼稚園及び保育所の在り方の方針」に基づき、市立認定こども園を設置する。</p> <p>令和3年度からの3年間で1期とする3期計画とし、令和3年4月に「のつはる認定こども園(野津原地区)」、令和4年4月に「さかのせき認定こども園(佐賀関地区)」、令和5年4月に「かないけ認定こども園(大分中央地区)」を設置した。</p> <p>なお現在、令和6年度中の「しんかすがまち認定こども園(大分</p>

	西部地区)」を設置するための条例や規則等の改正をはじめ、既存保育施設の改修及び増築等の工事に着手している。
--	---

(2) 事業の内容

事業の内容
「市立幼稚園及び保育所の在り方の方針」に沿って、市立幼稚園と市立保育所の一体化を図り、原則として各地区公民館区域に市立の幼保連携型認定こども園を設置する。

2. 事業実施期間

令和2年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定こども園新規設置数 (累計)	目標	-	1	2
	実績	-	1	2
	達成率	-	100%	100%

4. 概要の補足説明

(1) 大分市立認定こども園設置計画の概要

大分市では、大分市立認定こども園設置計画に基づき、同一地区において各々運営している幼稚園と保育所を一体化し、保護者の就労の状況にかかわらず利用できる施設として、より質の高い教育・保育の提供を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、原則として、既存の施設を利用して、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「幼保連携型認定こども園」を設置する。

また、市立幼稚園では、1年制または2年制保育を実施しているが、市立認定こども園では、3年制保育を行い、幼児教育・保育を一体的に提供することにより、生きる力の基礎を培うのに望ましい集団規模で活動ができる環境を整備する。

公有財産の有効活用の観点から、市立幼稚園又は市立保育所の建物を活用しながら、不足する整備や機能を追加することを基本とするが、建物の老朽化や敷地面積の不足などにより、既存施設の増改築が難しい場合には、同一場所での大規模な改修や新築、または、設置に適切な場所で施設整備を行うこととする。

(2) 設置計画

第1期(令和3年度～令和5年度)

私立施設がないまたは少ない野津原・佐賀関地区及び小学校の建て替えに伴い合築を行った大分中央地区については、すでに市立認定こども園の設置が完了している。

設置年度	地区	市立施設の設置状況		認定こども園
		市立幼稚園	市立保育所	
令和3年	野津原地区	野津原幼稚園	野津原保育所	のつはる認定こども園
令和4年	佐賀関地区	こうざき幼稚園 佐賀関幼稚園	佐賀関保育所	さかのせき認定こども園
令和5年	大分中央地区	金池幼稚園	金池保育所 浜町保育所 桜ヶ丘保育所 住吉保育所	かないけ認定こども園

令和3年4月時点で廃止

第2期(令和6年度～令和8年度)

同一地区公民館区域に市立幼稚園と市立保育所の両方が存在する地区や、市立の保育所が区域にないが区域の市立幼稚園の廃園が進む地区から検討する。

設置年度	地区	市立施設の設置状況		認定こども園
		市立幼稚園	市立保育所	
令和6年 ～ 令和8年	大分東部地区	東大分幼稚園	裏川保育所	
		桃園幼稚園		
		津留幼稚園		
		舞鶴幼稚園		
	大分西部地区	春日町幼稚園	新春日町保育所 生石保育所	
	南大分地区	南大分幼稚園	-	
		城南が丘幼稚園		
		豊府幼稚園		
	大南地区	戸次幼稚園	あかつき保育所	
		判田幼稚園		
植田地区	東植田幼稚園	小野鶴こぼと保育所		
	植田幼稚園			
	賀来幼稚園			
	宗方幼稚園			
明治・明野地区	明野幼稚園	-		
	明治幼稚園			

令和3年4月時点で廃止

第3期(令和9年度～令和11年度)

同一地区公民館区域に市立保育所がない地区などについては、職員配置を含め、検討に時間を要することから、状況把握を行いながら検討を進める。

設置年度	地区	市立施設の設置状況		認定こども園
		市立幼稚園	市立保育所	
令和9年	大分南部地区	滝尾幼稚園	下郡保育所	
		敷戸幼稚園		
		寒田幼稚園	敷戸南保育所	
～	鶴崎地区	別保幼稚園	-	
		高田幼稚園		
		松岡幼稚園		
令和11年	大在地区	大在幼稚園	-	
	坂ノ市地区	坂ノ市幼稚園	-	

令和3年4月時点で廃止

5. 監査結果

指摘	競争入札執行通知書(電子入札)に係る書面
【意見】 (勸奨事項)	<p>令和3年度 佐賀関保育所認定こども園化改修工事及びさがのせき認定こども園外壁・屋上防水外改修工事は、一般競争入札であるため、通知書については一般競争入札執行通知書となるべきであるところ、契約監理課が各課より支払条件等の情報を収集するために指名競争入札執行通知書(電子入札)を用いている。</p> <p>各事業の簿冊の管理上、当該書面は参考資料でしかないことから、名称を訂正すること等の措置を講じるべきである。</p>

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	3,500	48,530	609,334
	決算額	1,826	47,635	608,497
財源内訳	県・国支出金	—	—	13,330
	一般財源	1,826	47,635	595,167

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
学校施設環境改善交付金	1/3

(3) 決算額の内訳

令和4年度

(単位:千円)

区分		執行額
委託料	かないけ認定こども園 施設整備委託	545,607
	その他	9,394
工事請負費		48,081
備品購入費		2,915
事務費		2,500
合計		608,497

(4) 大分市立金池小学校施設整備 PFI 事業の概要

当該事業は「大分市教育施設整備保全計画」に基づき、金池小学校の校舎群を改築すると同時に、校地の有効活用を図るため、敷地内にある金池幼稚園や児童育成クラブ等を含めて、一体的な施設整備を行うもの。

- ① 施設の名称 大分市立金池小学校
- ② 施設の立地 大分県大分市金池町三丁目1番 90 号
- ③ 選定事業者の商号又は名称 大分金池パートナーズ株式会社
- ④ 業務の内容 設計業務 建設・工事監理業務 維持管理業務
- ⑤ 契約の金額 5,713,067,038 円(変更後 5,779,067,038 円)
- ⑥ 契約日 令和2年6月 22 日
- ⑦ 契約の期間 令和2年6月 22 日から令和 20 年3月 31 日まで

⑤のうち、令和4年度の支払額は、4,304,869,000 円であり、当該金額を面積割合に基づき按分し、545,606,929 円をかないけ認定こども園に割り当てている。

NO	事業名	課
3	保育所等におけるICT化推進事業	保育・幼児教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状></p> <p>全国的に待機児童の解消に向けた保育士の確保が喫緊の課題となり、大分市においても、保育士の確保や離職防止を図る必要性が高まっている。</p> <p>そのため、保育士の業務負担軽減及び効率化を図り働き方改革を推進することで、より働きやすい環境を整備することが喫緊の課題となっている。</p> <p><課題></p> <p>従来、園児の登降園管理や、保護者等の連絡においては手書きの連絡帳や配布物での対応が中心であったため、保育以外の事務作業が保育士の負担となっていた。</p>
事業の目的	<p>市立保育所・認定こども園における保育士の業務負担軽減を図るため、保護者等との連絡、園児の登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムを導入し、保護者の利便性の向上や保育士等が働きやすい環境を整備する。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>保育所等における業務(園児の登園及び降園の管理、保護者との連絡など)をICT化するためにタブレット端末の導入及びその運用システムの導入を行う。</p>

2. 事業実施期間

令和4年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

満足度調査が成果指標として挙げられる。ICTシステム導入後の満足度調査を令和5年12月25日から令和6年1月15日まで実施し、令和6年2月に調査結果を集計のうえ、達成度合いを検証する予定である。

4. 概要の補足説明

大分市が導入した幼児教育・保育施設向け ICT サービス「CoDMON(コドモン)」は、保育所・幼稚園・学童・スクール・小学校をはじめとしたこども施設で働く先生が、こどもたちと向き合うための時間と心のゆとりを生み出すための ICT ツールである。

(CoDMON(コドモン)の機能)

機能	効果
園児の情報管理機能(園児台帳)	園児の生年月日や所属クラスなどのデータを一元化することができた。
園児の登園及び降園の管理に関する機能	登降園管理端末 (iPad) を使い、登降園時間を管理・集計する負担を軽減できた。
保護者との連絡に関する機能(欠席等の申請、お知らせ配信、アンケート)	保護者アプリの活用で、緊急連絡や連絡帳など、各種連絡配信の省力化が可能となった。

5. 監査結果

特になし

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額			17,612
	決算額			16,197
財源内訳	県・国支出金			6,483
	一般財源			9,714

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
保育所等業務効率化推進事業 (保育所等における ICT 化推進事業)	1/2

(3) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

相手先	摘要	金額
A 株式会社	市立認定こども園・保育所における Wi-Fi 環境整備業務委託	11,000
B 株式会社	保育 ICT システム用タブレット端末導入・運用業務委託	4,835
C 株式会社	① さがのせき認定こども園におけるインターネット回線(光ケーブル)整備業務委託 ② のつはる認定こども園におけるインターネット回線(光ケーブル)整備業務委託	46
D 株式会社	市立認定こども園・保育所における保育 ICT システム使用料	314

NO	事業名	課
4	幼稚園施設管理事業	保育・幼児教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状></p> <p>園児数の減少に伴い、「市立幼稚園及び保育所の在り方の方針」に基づき、市立幼稚園の廃園が進んでおり、令和5年度は12園(うち3園が休園)となっている。</p> <p><課題></p> <p>多くの幼稚園が昭和4～50年代に建築されており、施設の老朽化が進んでおり、長寿命化対策が必要な状況である一方で、園児数の減少等による統廃合をにらみながら施設の維持管理をする必要がある。</p>
事業の目的	<p>年々老朽化していく施設を、特に安全面、衛生面に配慮しながら環境改善(維持管理)を行う。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>児童の安全・安心な教育環境を確保するための施設営繕等を行う。</p> <p>① 幼稚園の警備や設備の保守点検等の委託、施設の営繕工事</p> <p>② 環境衛生検査(飲料水検査、保育室の空気検査)</p>

2. 事業実施期間

平成29年度～(機構改革で保育・幼児教育課が担当)

3. 事業の成果指標と達成度合い

特になし

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 監査の結果

特になし

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	83,563	65,441	38,416
	決算額	76,337	58,065	37,563
財源内訳	県・国支出金	0	21,718	0
	一般財源	76,337	36,347	37,563

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
令和3年度 ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	国 1/1

(3) 決算額の内訳

令和4年度 (単位:千円)

区分	執行額
需用費	10,705
役務費	773
委託料	16,146
使用料及び賃借料	907
工事請負費	8,816
原材料	149
損失補償及び賠償金	67
合計	37,563

NO	事業名	課
5.6	医療的ケア児教育・保育事業 ① 保育所等運営事業分(厚生労働省) ② 幼児教育・保育振興計画分(文部科学省)	保育・幼児教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状> 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)の施行により、医療的ケア児及びその保護者に対する社会全体での支援が求められている。</p> <p><課題> 今後さらに本事業の利用希望者の増加が予測されるため、看護師の派遣を含め、円滑な受入に向けた取組が必要である。</p>
事業の目的	<p>特定教育・保育施設に在籍する日常的に医療的ケアを行う必要がある子どもに対して医療的ケアに対する支援を行うことにより、就学前の子どもの安全な集団保育及び教育活動の確保並びに保護者負担の軽減を図り、もって児童福祉の向上及び教育機会の保障に寄与する。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>介護保険法第41条第1項に規定する指定を受けた本市に事業所を有する居宅サービス事業者であって、本事業を適切に行うことができるものに対して事業を委託し、市内の特定教育・保育施設(子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。)に看護師を派遣して医療的ケアを実施する。</p>

2. 事業実施期間

令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

【保育所等運営事業分】

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用人数	目標	計7人	5人	3人
	実績	0人	1人	3人
	達成率	0%	20%	100%

【幼児教育・保育振興計画分】

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用人数	目標	計7人	2人	3人
	実績	0人	2人	2人
	達成率	0%	100%	67%

4. 概要の補足説明

(1) 医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために日常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童である。

全国の医療的ケア児は約2万人いるとのこと。

医療的ケア児は医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な状態となっている。

(2) 医療的ケア児の支援の目的

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することで、医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援を受け入れられるようにすることが重要な課題となっていることから、令和3年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律を制定した。

(3) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念

1. 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
2. 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
⇒医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
3. 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援

4. 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
5. 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

(4) 大分市での取り組み

大分市では、日常的に「医療的ケア」を必要とする集団保育が可能な就学前の子どもが保育園(所)や認定こども園、市立幼稚園に在籍する場合に、その施設へ看護師を派遣して医療的ケアを行う「大分市医療的ケア児教育・保育事業」を実施している。

また保育園(所)、認定こども園に関しては、私立の認可保育施設も対象となる。

(5) 対象の子ども

下記4項目のいずれにも該当する子ども

- ・子ども及びその保護者が市内に住所を有すること
- ・事業を利用する年度の初日の前日において満3歳以上であること
- ・他の子どもとの集団による教育・保育が可能であること
- ・医療的ケアを日常的に行う必要があること

(6) 事業における医療的ケア内容

- ① たんの吸引
- ② 経管栄養
- ③ 導尿
- ④ その他市長が必要と認める医療的ケア

(7) 医療的ケア実施について

派遣の時間等については、以下の通り

- ① 派遣日数 2号認定子ども週6日以内、1号認定子ども週5日以内
- ② 派遣時間 1日につき2号認定子どもは11時間以内
1号認定子どもは6時間以内
- ③ 派遣回数 1日につき5回以内

(8) 委託費

区分	金額
サポート委員会への出席	7,000円
利用時間に応じた委託料	
・ 30分以内	6,111円
・ 30分を超え、1時間以内	10,186円
・ 1時間を超え、1時間30分以内	12,731円
以後30分毎	2,545円～2,547円増加
乳幼児加算(1日につき)	1,500円
早朝または夜間加算	2,100円

5. 監査結果

指摘	保育事業業務委託契約仕様書の確認
【意見】 (改善事項)	<p>令和4年4月1日以降の医療的ケア児教育・保育事業の対象となる子どもは、市立保育所、市立幼稚園及び市立認定こども園から、特定教育・保育施設に在籍するものに拡大し、令和4年度は6件の保育事業業務委託契約を結んでいる。しかしながら、6件の契約のうち3件の仕様書は対象施設拡大前の市立保育所、市立幼稚園及び市立認定こども園となっていたため、他の3件と同様に特定教育・保育施設に在籍するものとすべきであった。</p>

指摘	主治医の意見に対する確認
【意見】 (改善事項)	<p>大分市医療的ケア児教育・保育事業利用申請書に添付する診断書にて、主治医の意見、「上記の子どもは幼児教育・保育施設での集団生活は可能です。」にチェックマークがないにもかかわらず受け入れている。</p> <p>また、「上記の子どもは幼児教育・保育施設内において、日常的に医療的ケアが必要です。」にチェックマークがないにもかかわらず受け入れている。</p> <p>医療に関する事象は非常に繊細な情報であるため、実際に受け入れられないためチェックがない可能性も否定できず、その場合に受け入れたために大きな事故になることも考えられる。</p> <p>チェックがない場合は、単なるチェック漏れかどうか、再度医師に確認してもらう必要がある。</p>

指摘	医療的ケアの内容の不備
【意見】 (改善事項)	<p>大分市医療的ケア児教育・保育事業実施要綱 第3条第4項では、医療的ケア児教育・保育事業実施計画書を作成し、当該実施計画書に対する事業対象者の保護者の承諾書を添えて市長に提出することとされているが、当該書面ではその承諾の対象となる医療的ケアの内容の記載がなく、また宛先の記載もない。</p> <p>医療に関する事象は非常に繊細な情報であるため、実施する医療的ケアに齟齬があれば、大きな事故になることも考えられる。</p> <p>関係者間で医療的ケアの内容に相違が生じないように、当該書面においても医療的ケアの内容は適切に記載すべきである。</p>

指摘	利用申請書及び添付書類の確認
【意見】 (改善事項)	<p>令和4年4月1日に改正した大分市医療的ケア児教育・保育事業実施要綱第4条では、利用申請書に添付する書面として、従来提出が必要とされた「医療的ケアの実施に関する主治医の指示書」が削除されており、実務上も申請段階で指示書の作成は難しく、その時点での添付は困難なため、申請段階での添付を求めないのは妥当な措置である。</p> <p>にもかかわらず、令和4年4月1日以降申請のあった利用申請書の書式において、旧様式を使用していたものが2件見られたため新様式による対応を行う必要がある。</p> <p>なお、1件については、要綱改正前に申請者に様式を渡していたため、申請者が「医療的ケアの実施に関する主治医の指示書」の記載が残されたままの旧様式にて申請をされたものであり、もう1件については、令和4年4月1日以降に、申請者に対して、旧様式を渡していたものであった。</p>

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

【保育所等運営事業分】

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	55,410	27,159	30,167
	決算額	35	49	3,495
財源内訳	県・国支出金	2	17	2,881
	一般財源	33	32	614

【幼児教育・保育振興計画分】

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	—	14,094	11,071
	決算額	—	872	2,432
財源内訳	県・国支出金	—	286	808
	一般財源	—	586	1,624

重度の医療的ケア児の場合、常時いなくてはならず医療提供時間が長くなり、委託料が多額に生じる可能性がある。そのため予算作成段階では、重度の医療的ケア児を想定して作成している。

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
保育所等運営事業	
・保育対策総合支援事業費補助金	国 2/3
幼児教育・保育振興計画分	
・教育支援体制整備事業費補助金	国 1/3

(3) 医療的ケア児の各年度の支出額内訳

【保育所等運営事業分】

(単位:千円)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3施設	—	7	2,170
	—	—	319
	—	—	969

【幼児教育・保育振興計画分】

(単位:千円)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3施設	7	—	—
	—	630	1,087
	—	227	1,337

NO	事業名	課
7	保育所等運営事業	保育・幼児教育課
8	市立幼稚園運営事業・一般管理費事業 ・市立幼稚園実費負担補足給付事業	

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全面、衛生面に配慮した施設の環境改善(維持管理)が必要となっている。 ・認定こども園、保育所、幼稚園職員の資質の向上が求められている。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化による施設の不具合や故障。
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・運営予算の適正な執行を通じて幼児教育・保育環境を整備するとともに、安全面や衛生面などに配慮しながら施設の環境改善(維持管理)を図る。 ・幼稚園教職員の研修会等への参加により、職務遂行に必要な知識技能の習得、実践的指導力、資質能力の向上を図る。 ・幼稚園が実費徴収する副食材料費について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助することにより、低所得世帯等の負担軽減を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・市立保育所・認定こども園、幼稚園の運営及び施設の環境改善(維持管理) ・幼稚園教職員の各種研修会等への積極的かつ計画的な参加を行う。 ・幼稚園が実費徴収する副食材料費について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する。

2. 事業実施期間

昭和40年代より実施

3. 事業の成果指標と達成度合い
特になし

4. 概要の補足説明

認定こども園の概要(令和5年4月1日時点) (単位:人)

	地区	建築年度	定員数	利用者数	職員数
かないけ認定こども園	大分中央	令和5年	126	136	23
さかのせき認定こども園	佐賀関	令和4年	60	43	12
のつはる認定こども園	野津原	令和3年	83	70	13

市立保育所の概要(令和5年4月1日時点) (単位:人)

	地区	建築年度	定員数	利用者数	職員数
生石保育所	大分西部	昭和53年	90	92	14
浜町保育所	大分中央	昭和54年	103	97	15
新春日町保育所	大分西部	平成11年	90	91	12
桜ヶ丘保育所	大分中央	平成24年	90	103	16
下郡保育所	大分南部	平成7年	110	120	17
裏川保育所	大分東部	昭和55年	103	110	16
住吉保育所	大分中央	平成21年	80	45	11
敷戸南保育所	大分南部	昭和49年	110	94	13
あかつき保育所	大南	昭和57年	60	63	9
小野鶴こぼと保育所	植田	昭和54年	50	35	9
河原内保育所	大南	昭和44年	40	9	4

市立幼稚園の概要(令和5年4月1日時点)

(単位:人)

	地区	建築年度	定員数	利用者数	職員数
春日町幼稚園	大分西部	平成元年	120	24	6
豊府幼稚園(休園)	南大分	昭和49年	150	-	-
滝尾幼稚園	大分南部	昭和48年	210	21	5
桃園幼稚園	大分東部	昭和49年	120	9	3
舞鶴幼稚園	大分中央	昭和51年	120	26	6
別保幼稚園(休園)	鶴崎	昭和53年	90	-	-
明治幼稚園	明治・明野	昭和49年	150	13	4
高田幼稚園	鶴崎	昭和50年	80	23	4
戸次幼稚園(休園)	大南	昭和48年	150	-	-
宗方幼稚園	植田	昭和50年	120	37	7
大在幼稚園	大在	平成4年	120	11	4
坂ノ市幼稚園	坂ノ市	昭和44年	120	7	3

5. 監査結果

指摘	収受した現金の管理について
【意見】 (改善事項)	<p>市立保育所及び市立認定こども園では、保育料等現金で収納があった場合、収納金納付簿に記載し、銀行に納入することとしている。銀行は、収納金納付簿に確認印を押印する。</p> <p>現金保管による盗難窃用のリスクをなくす点からすれば、現金を保育所内に残さず、毎日納入する方が望ましいが、そのために毎日銀行に行く労力、手書きの資料作成の労力及び人件費が生じていることを考えれば、その費用対効果は極めて薄い。</p> <p>現金管理事務については、必ず園長の管轄の下で金庫を利用して管理するとともに、数日に一度の納入にすべきである。</p> <p>また収納金納付簿についても、作成労力の削減のためにデータによる管理を行うべきである。</p>

指摘	扶助費の支払い方法について
【意見】 (改善事項)	<p>各保育所、認定こども園の扶助費の支払いは、各施設長が月初に利用人数に応じた金額を市に請求し、担当課は毎月 20 日頃、各施設の口座に支払いを行っている。各施設長は月末に口座から現金を引き出し、請求業者来所のもと現金支払いを行っている。また支払い後、各施設長は精算を行う。支払期日を基準に市立保育所扶助費精算書にて扶助費をいただき、当日請求業者来所のもと現金支払いすることとしている。</p> <p>現金保有リスクを回避したいとの考え方からすれば、多額の現金引き出しは行うべきではないため、振り込み等により当該リスクを回避する手段を構築すべきである。また、当該手続きにより、銀行に伺い手続きを実施する労力も省くことができ、余分な労働時間の削減、保育への集中が可能となる。</p>

指摘	さかのせき認定こども園の土地の境界について
【意見】 (改善事項)	<p>さかのせき認定こども園の正門の土地について、近隣の住民との間で境界の問題が生じており、正門が利用できない状況にある。</p> <p>今後さかのせき認定こども園のみならず、他の園でも、境界がはっきりしていない土地に構築物等を建立する際は、隣地との境界を事前に調査する必要がある。</p>

さかのせき認定こども園付近の地籍調査について

(1) 目的及び調査のスケジュール

大分市佐賀関は高潮浸水想定区域に該当するため、大分市土木管理課が大分市佐賀関本町を対象に地籍調査を行うもの。令和4年度に一筆地調査(地権者との境界確認)の実施、令和5年度は土地測量、境界画定、図面の素案作成及び地権者による確認、令和6年度は法務局へ図面を提出するスケジュールで完了する事業である。

(2) これまでの経緯

認定こども園の入り口部分の土地については、これまで本市と所有者が書面を交わすことなく、所有者の好意で通行させてもらっていた。

所有者死亡による所有者の変更に伴い、土地の通行を制限されたため、現在、当該土地は使用できず、別の西側門扉より出入りしている。

(3) 今後の対応

地籍図の面積をもとに、土地鑑定を行い、相手方と協議を行う予定であるとのこと

今回の件は、他の土地でも起こりうる問題であり、また、現時点での合意が例えば相続人の意向で覆るケースも発生しうると考える。市役所としては、他の施設も含め、所有者のあいまいな土地や口約束による利用許可がある土地については事前に把握しておくとともに、利用や処分方針について、先方と書面を取り交わしておくことが肝要であると考えます。

指摘	さかのせき認定こども園周辺の駐車場の利用について
【意見】 (改善事項)	さかのせき認定こども園の立地上、校区に児童が少ないことから、校区外の児童が多く在園しているため、車で送り迎えをする保護者が多い。 現在、園として所有している駐車場はないため、送迎の保護者は、さかのせき認定こども園の北側にある地元の人が昔から車を停めている場所を使っている。 このため、上記のような土地に関する問題が生じる可能性も否定はできないため、送迎用の駐車場の確保が望まれる。

(監査手続)

大分市が直接管轄する上記施設のうち、下記について現地往査を実施し、園長へのヒアリングの他、下記監査手続を実施した。

- ・裏川保育所
- ・かないけ認定こども園
- ・さかのせき認定こども園

① 職員会議事録等の確認

- ・議事録の有無、頻度、内容、報告プロセスの質問、および議事録閲覧
- ・会議の実態があるか、他の出席者への質問

② 現金実査及び取り扱いの確認、延長代、おやつ代等の取り扱い

- ・往査時点での現金実査
- ・現金の管理方法についての質問

③ 出納管理者の確認、銀行

- ・日々の出納業務に係るプロセスの質問
- ・出納時に用いる証憑突合

④ 固定資産の状況の確認

- ・建物、土地明細台帳上の資産に対する現物確認
- ・建物、土地明細台帳の記載内容について関連する資料との証憑突合

⑤ 備品の管理、廃棄状況の確認

- ・他の固定資産(増改築、付属設備、工具器具、社用車、絵本等)について、施設保有の備品管理台帳の確認及び現物実査
- ・購入時及び除却、廃棄時のプロセスの質問
- ・固定資産実査の状況の確認
- ・盗難、セキュリティーの状況の質問

⑥ 人事管理

- ・出勤簿、残業代の管理方法の質問
- ・退職率の確認、退職理由の確認
- ・従業員からの不満、相談等についての質問

⑦ その他

- ・保護者からの苦情等に関する管理、是正状況に関する質問
- ・ICT 導入状況の内容、その効果に関する質問
- ・医療的ケア児への対応に係る質問
- ・その他、運営に関する事項の質問

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

① 保育所等運営事業

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	481,536	521,150	511,021
	決算額	469,209	481,643	461,457
財源内訳	県・国支出金	4,673	7,974	7,040
	一般財源	418,103	432,576	414,164
	その他特別財源(※)	46,433	41,093	40,253

※ その他特別財源は、延長・休日・一時預かり等に係る保護者負担金や、副食費等の徴収によるもの

認定こども園の年間事業費

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
かないけ認定こども園	—	—	—
さかのせき認定こども園	—	—	158,432
のつはる認定こども園	—	120,890	123,766
合計	—	120,890	282,198

市立保育所の年間事業費

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生石保育所	130,291	140,142	131,893
浜町保育所	136,439	145,337	135,525
新春日町保育所	125,193	123,244	123,056
金池保育所	122,645	130,765	131,295
桜ヶ丘保育所	148,539	143,294	144,944
下郡保育所	154,307	149,698	146,719
裏川保育所	143,926	137,729	141,143
住吉保育所	86,964	90,441	88,251
敷戸南保育所	134,320	148,207	127,992
あかつき保育所	85,279	88,547	96,529
小野鶴こぼと保育所	90,730	85,829	85,786
佐賀関保育所	74,738	74,686	—
野津原保育所	83,452	—	—
河原内保育所	33,957	33,695	41,867
合計	1,550,780	1,491,614	1,395,000

※ 当該年間事業費は、職員の人件費や大規模増改築費等を含めているが、事務事業評価での事業費には、当該費用を含めていないため異なる。

② 市立幼稚園運営事業

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	43,766	46,731	35,318
	決算額	34,821	29,479	26,770
財源内訳	県・国支出金	16,478	1,184	564
	一般財源	17,443	28,295	26,206

※ その他特別財源: 令和2年度:900千円 令和3年度:0円 令和4年度:0円

市立幼稚園の年間事業費

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
金池幼稚園	38,325	43,000	36,875
春日町幼稚園	53,070	46,460	37,109
滝尾幼稚園	55,711	47,026	43,990
桃園幼稚園	24,892	19,326	24,691
舞鶴幼稚園	48,798	55,862	54,590
別保幼稚園	21,213	20,920	20,272
明治幼稚園	21,488	30,295	36,126
高田幼稚園	46,371	53,228	49,226
松岡幼稚園	43,851	44,287	32,991
東植田幼稚園	28,287	27,797	17,341
宗方幼稚園	50,664	51,496	64,779
大在幼稚園	38,963	57,607	36,259
坂ノ市幼稚園	22,227	28,221	23,668
令和5年3月時点廃園	162,490	56,435	6,933
合計	656,350	581,960	484,850

※ 当該年間事業費は、職員の人件費や大規模増改築費等を含めているが、事務事業評価での事業費には、当該費用を含めていないため異なる。

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
保育所等運営事業	
(国)子ども・子育て支援交付金	1/3
(県)大分県地域子ども・子育て支援交付金	1/3
市立幼稚園運営事業	
(県)教育支援体制整備事業費交付金	1/2

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

① 保育所等運営事業

- ・大分市児童福祉施設等に関する条例
- ・大分市児童福祉施設等の管理に関する規則
- ・大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

- ・大分市立認定こども園条例
- ・大分市立認定こども園規則
- ・大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

②市立幼稚園運営事業

- ・大分市立幼稚園条例
- ・大分市立幼稚園規則
- ・大分市立幼稚園管理規則
- ・大分市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

第4. 子ども入園課における子育て支援事業

NO	事業名	課
1	私立認可保育所等運営費補助金	子ども入園課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状></p> <p>私立認可保育所等における職員の処遇改善を図るため、本市が独自に実施している事業である。</p> <p>令和2年度には補助金額の増額と対象施設の拡大を行い、更なる処遇改善に繋がったと考える。</p> <p>(補助金額) 4,000 円から 5,000 円へ増額</p> <p>(対象施設) 認可保育施設に加え、病児保育施設も対象とした。</p> <p><課題></p> <p>今後、施設の定員拡大や保育士の配置基準等の見直しが行われれば、事業費の増加が見込まれる。</p>
事業の目的	私立認可保育所等における職員の処遇改善を図り、保育事業の健全な運営に資することを目的とする。

(2) 事業の内容

事業の内容
私立認可保育所等に勤務する常勤職員及び配置基準を上回る調理員を雇用する場合の調理員に人件費を補助する。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

大分市特定教育・保育施設等運営補助金交付要綱

(4) 事業費の推移

(単位: 千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	174,300	173,646	180,756
	決算額	156,388	162,183	165,613
財源内訳	県・国支出金	0	0	0
	一般財源	0	0	0

2. 事業実施期間

昭和 49 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

4. 概要の補足説明

(補助対象施設)

補助金の交付対象となる者は、市内の特定教育・保育施設等とする。

(補助対象経費)

補助金の交付の対象となる経費は、特定教育・保育施設等の管理運営に要する経費とする。

(補助金交付額)

- (1) 当該補助金の交付に係る期間の各月における常勤職員数に 5,000 円を乗じて得た額を当該各月ごとの算定額として、これらを合計した額
- (2) 当該補助金の交付に係る期間の各月において、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を当該各月ごとの算定額として、これらを合計した額
 - ア 92,455 円
 - イ 調理員に係る給与月額の内、調理員のうち、給与月額が最も高い者の給与月額の合計額を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額
- 2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。
- 3 補助金は、その全額を人件費に充てなければならない。

(補助金の交付申請)

補助金の交付を受けようとする施設は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出する。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び請求)

市長は、申請を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定及び概算交付通知書により通知する。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(変更の申請)

補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付申請をした事項について変更しようとするときは、補助金交付変更申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の決定を受けた事業に要する予算の変更であって補助金の額に変更が生じないもの及び補助金の額の 20 パーセント以内の減額に係るものについては、この限りではない。

- (1) 交付変更額算出内訳書
- (2) 収支予算書(変更)
- (3) その他市長が必要とみとめる書類

市長は、以上の承認をしたときは、補助金交付変更承認通知書により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、概算により交付する補助金の額を変更するときは、概算交付変更通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日までに実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 運営補助金精算書
- (2) 収支決算(見込)書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

市長は、実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知する。

(交付決定後の取消)

市長は、補助金交付決定通知書を送付した後において虚偽その他不正行為を発見したときは、補助金の交付決定を取消し、既に補助金を交付しているときは、補助金を返還させるものとする。

(関係書類の保管)

補助事業者は、補助金にかかる経理を明らかにする帳簿及び書類等を補助金の交付を受けた年度からきさんして5年間整備し保管しなければならない。

5. 監査結果

指摘	成果指標の設定について
【意見】 (改善事項)	<p>昭和 49 年から実施されており、かつ大分市独自の事業であるにもかかわらず、成果指標が設定されていない。このため、早急に成果指標を設定し事業の評価を実施する必要がある。</p> <p>大分市としては、今後も事業費の増額が見込まれるものと考えているが、増額する額を検討するためにも適宜に PDCA サイクルを回していく必要がある。</p>

指摘	施設の調査について
【意見】 (改善事項)	<p>本事業は保育士等の給料の補助であり、保育士等に支給されるものではあるが、間接的には雇用主たる保育施設等も利益を享受していると言える。</p> <p>本制度は雇用主たる施設も補助の利益を享受することから、保育士や調理員に十分な給料を払うことができる法人に対してまで、支給対象とすることは望ましくない。</p>

指摘	補助対象の適否について
【意見】 (改善事項)	<p>交付要綱において、常勤職員数に5,000円を乗じて得た額で補助金額を算定することになっているが、理事や理事長を兼務している園長についても常勤職員数に加算して計算している。この点、大分市では理事であっても常勤として業務に従事していれば補助対象としているとのことである。</p> <p>しかしながら、当事業は、職員の処遇改善のためという側面もある補助金であり、自分自身の報酬額等の処遇を決めることが出来る役員についても対象とするのは望ましくない。</p>

指摘	役員を支給対象とすることの是非
【意見】 (改善事項)	<p>大分市では、役員であっても常勤として勤務している実態があれば補助対象として補助金を支給している。</p> <p>社会通念上、理事長等の役員を職員と判断することはないため、交付要綱に定義されている補助対象者とするのは望ましくない。</p>

指摘	事務職員への補助について
【意見】 (改善事項)	<p>本事業においては、保育士や調理員のみならず、事務員についても補助対象として補助金を支給している。</p> <p>この点本事業は、保育士確保のための性質も有している補助であることから、事務員に対する補助は望ましくない。</p>

NO	事業名	課
2	私立認可保育所等特別支援保育事業費 補助金	子ども入園課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状> 障がいのある児童の教育・保育環境向上のため、重要な事業である。</p> <p>R4実績 補助対象 42 施設、延べ 1,305 人(対象児童 117 人)</p> <p><課題> 対象児童は年々増加しており今後も事業費の増加が想定される。また、障がい児の特性に応じた適正な教育・保育を行うため、補助の充実が求められる。</p>
事業の目的	障がいのある児童の教育・保育環境の向上を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
保育所等における障がい児保育を推進するため、保育を必要とする障がい児等が私立認可保育所等を利用する場合に、特別支援教育・保育に係る経費を補助する。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・子ども・子育て支援法、同施行令、同施行規則
- ・子ども・子育て支援交付金交付要綱
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱
- ・大分市特別支援教育・保育事業補助金交付要綱
- ・大分市特別支援教育・保育事業実施要綱

(4) 事業費の推移

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	73,451	81,425	93,009
	決算額	73,451	81,425	93,009

財源内訳	県・国支出金	5,437	6,821	5,849
	一般財源	68,014	74,604	87,160

2. 事業実施期間

昭和 56 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
設定なし	目標			
	実績			
	達成率			

4. 概要の補足説明

(補助対象施設等)

補助金の交付の対象となる施設等(以下「補助対象施設等」という。)は、次のいずれかに該当する障害児(大分県幼稚園等特別支援教育経費等補助金交付要綱(平成27年4月1日施行)による補助の対象となる障害児を除く。以下「対象障害児」という。)を受け入れている施設等であって、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特別地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)に基づき配置すべき職員数に加え、特別支援教育・保育を実施するために保育士又は幼稚園教諭普通免許状を有する者を配置しているものとする。

- (1) 大分市特別支援教育・保育事業実施要綱(昭和55年3月21日施行)第2条に規定する障害児であって、福祉事務所との協議の上施設等を利用しているもの
- (2) 市内に住所を有する、他の児童との集団による教育及び保育が可能である障害児(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもである障害児に限る。)であって、大分市特別支援教育・保育事業実施要綱第2号各号のいずれかに該当するもの

(補助対象経費)

補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、特別支援教育・保育の実施に係る人件費、研修の実施に要する費用及び設備の購入等に要する費用である。

(補助金の額)

補助金の額は、補助対象経費から寄付金その他これに類する収入の額を控除した額とし、対象障害児1人につき74,140円に特別支援教育・保育を実施した月数を乗じて得た額の合計額を上限とする。

対象障害児が大分市特別支援教育・保育事業実施要綱(昭和55年3月21日施行)第2条に規定する障害児に該当する場合であって、補助対象施設等が福祉事務所との協議の前から当該対象障害児を受け入れたときは、当該補助対象施設等は、当該対象障害児が大分市特別支援教育・保育事業実施要綱第2条の規定による要件を満たす者となった時から当該対象障害児に対して特別支援教育・保育を実施しているものとみなして補助金を交付する。

補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助金交付申請)

補助金の交付を受けようとする施設等(以下「申請者」という。)は、大分市特別支援教育・保育事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 担当保育士(保育教諭)・幼稚園教諭配置状況表
- (4) 大分市特別支援教育・保育事業実施要綱第2条各号に規定する障害児であることを証する書類(第2条第2号に該当する対象障害児に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を大分市特別支援教育・保育事業補助金交付決定及び概算交付通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(変更承認申請)

補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付対象となる事業の内容を変更しようとするときは、速やかに大分市特別支援教育・保育事業補助金変更申請書に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

市長は、事業の内容の変更を承認したときは、その旨を大分市特別支援教育・保育事業補助金交付変更決定及び補助金概算交付変更通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(請求)

補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市特別支援教育・保育事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

補助事業者は、当該補助事業を実施した年度の末日までに大分市特別支援教育・保育事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 特別支援教育・保育事業補助金精算書
- (2) 収支決算(見込)書抄本
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、大分市特別支援教育・保育事業補助金確定通知書により補助事業者に通知する。

(交付決定通知の取消)

市長は、補助金の交付を決定した後において虚偽、その他不正行為を発見したときは、補助金の交付決定を取消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該取消しに係る補助金を返還させるものとする。

(関係書類の保管)

補助事業者は、補助金にかかる経理を明らかにする帳簿及び書類等を整備し、5年間保管しなければならない。

5. 監査結果

指摘	支出負担行為決議書の決裁日付について
【意見】 (勧奨事項)	<p>令和4年4月1日に支出負担行為決議書が決裁されているにもかかわらず、実際の支払は令和5年2月3日となっており、実際に支給されるまで相当の期間が空いている。</p> <p>決裁と実際の支給日までが長く空いており望ましくない。</p>

指摘	予算超過分の決裁について
【意見】 (勧奨事項)	<p>上記勧奨事項にあるように支給されるまで相当の期間が空いたのは、予算額を超える申請額であったため、不足分の予算確保に時間を要し、その結果、支払い時期が遅くなってしまったことによるものである。</p> <p>この点、予算が確保されていない時点で決裁されており適当ではない。</p> <p>本事業は、結果として予算の確保が出来たことから決裁した金額を実際に支出することができたが、支出できなくなる恐れもあることから、予算が確保されるまで決裁をすることは望ましくない。</p>

指摘	決裁日付について
【意見】 (勧奨事項)	<p>上記勧奨事項の支出負担行為決議書の決裁日付については、一律4月1日となっているが、実際のところは4月1日に書類等が確認されて決裁がされている訳ではなく、後から遡った日付で決裁しているに過ぎず、実際のところは決裁日に決裁はされていない。</p> <p>業務の内容から4月1日に決裁をすることは不可能であるにもかかわらず、実際とは異なる日付に決裁をすることは望ましいものではなく、日付の記載の意義や有用性も損なわれていると言える。</p> <p>今後、タイムスタンプ等によるデジタル承認が導入されていくことも考えられるが、その際には上記のように機械的4月1日に決裁をすることはできなくなることから、慣習として4月1日を様々な書類の日付にすることは望ましくない。</p>

指摘	申請日付について
【意見】 (勸奨事項)	<p>申請書について、12月の入園情報など、4月1日時点では予見されないことまで記載されていた。</p> <p>このため、申請書自体の作成並びに提出は4月1日ではないと判断できる。</p> <p>他の書類でもそうであるが、実態と乖離した日付を記載しており望ましくない。</p>

NO	事業名	課
3	私立認可保育所等延長保育事業費補助金	子ども入園課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状> 平成 27 年度以降は子ども・子育て新制度に伴い、基本分の補助額が保育所運営費に含まれる項目となり、加算分のみの補助となっている。</p> <p><課題> 新型コロナウイルス感染症の影響縮小に伴い事業費の増加が見込まれる。</p>
事業の目的	保育需要の多様化等に対応するため、延長保育等のニーズの高い保育サービスを整備することで、保育サービスの多様化・弾力化を進める。

(2) 事業の内容

事業の内容
延長保育を実施している保育施設に対して必要経費を補助する。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・子ども・子育て支援法、同施行令、同施行規則
- ・子ども・子育て支援交付金交付要綱
- ・延長保育事業実施要綱
- ・大分市特定教育・保育施設等延長保育事業補助金交付要綱

(4) 事業費の推移

(単位: 千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	58,022	78,724	72,125
	決算額	47,091	44,560	43,248
財源内訳	県・国支出金	36,862	37,632	37,574
	一般財源	10,229	6,928	5,674

2. 事業実施期間

平成元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
延長保育実施率	目標	141 施設	144 施設	146 施設
	実績	133 施設	136 施設	140 施設
	達成率	94%	94%	96%

4. 概要の補足説明

(補助対象者)

補助金の交付の対象となる特定教育・保育施設等は、延長保育事業を行う特定教育・保育施設等とする。

(補助対象事業)

補助金の交付の対象となる事業は、延長保育事業であって、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 施設等の類型に応じて、実施要綱の規定に従った職員配置をすること。
- (2) 対象児童に対し、適宜間食、給食等を提供すること。

(補助金の額等)

補助金の交付額は、延長保育事業に要する経費から当該延長保育事業に係る徴収金その他収入額を控除して得た額と別表に定める補助基準額とを比較していずれか少ない方の額とする。

補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助金交付申請)

補助金の交付を受けようとする者は、大分市特定教育・保育施設等延長保育事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請額算出内訳書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書抄本

(4) 補助対象経費支出予定額内訳書

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定をし、その旨を大分市特定教育・保育施設等延長保育事業補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

(補助金の概算交付)

市長は、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に対し、補助金を概算で交付するものとする。この場合において、市長は、大分市特定教育・保育施設等延長保育事業補助金概算交付通知書により補助事業者に通知する。

(事業の変更承認申請)

補助事業者が補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとする場合において、補助金の額に変更(20%以内の減額を除く。)が生じるときは、速やかに大分市特定教育・保育施設等延長保育事業補助金変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更申請額算出内訳書

(2) 事業(変更)計画書

(3) 収支予算書抄本

(4) 補助対象経費(変更)支出予定額内訳書

(5) その他市長が必要と認める書類

市長は、補助事業の内容又は補助事業に要する予算の変更を承認したときは、その旨を大分市特定教育・保育施設等延長保育事業補助金概算交付変更通知書により補助事業者に通知する。

(補助金請求)

補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市特定教育・保育施設等延長保育事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。この場合において、当該取消しの部分について、既

に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付をうけたとき。

(実績報告)

補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日までに大分市特定教育・保育施設等延長保育事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算書
- (2) 事業実績書
- (3) 収支決算(見込み)書抄本
- (4) 補助対象経費実支出額内訳書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定して、大分市特定教育・保育施設等延長保育事業補助金交付確定通知書により補助事業者に通知する。

(関係書類の保管)

補助事業者は、補助金に係る経理を明らかにする帳簿及び書類等を整備し、これを5年間保管しなければならない。

5. 監査結果

指摘	補助の公平性
<p>【意見】 (改善事項)</p>	<p>本事業は限度額を設けた経費補助事業である。</p> <p>この点、おやつ代や人件費の額が施設によって、様々であり、施設ごとに運営規程等で決めている。</p> <p>この経費について、例えばおやつ代は 200 円の施設もあれば 50 円の施設もあり金額の乖離が大きいものとなっており、多額の経費を支出しているところが限度額一杯の補助を受けているのに対し、少額の経費で運営している施設は結果として限度額より少ない補助を受けている。</p> <p>このため、施設ごとの運営規程等ではなく大分市等で一律に経費額の基準を定めることが望まれる。</p>

NO	事業名	課
4	子育てのための施設等利用給付 (認可外保育施設等)	子ども入園課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状> 認定保護者の申請により、認可外保育施設等を利用した際の保育料を、3か月ごとの償還払い方式により給付している。申請漏れ等が減るよう、対象者に請求書を送付している。</p> <p><課題> 申請時期が集中し、他の事業とも申請時期が重なるため、事務処理に時間を要する。</p>
事業の目的	<p>幼児教育・保育の無償化により子育て世代の負担の軽減をはかり、子育てしやすい社会の実現を目指す。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>認定保護者の申請により、認可外保育施設等を利用した際の保育料を、3か月ごとの償還払い方式により給付する(3歳以上児月額 37,000 円、0～2歳児月額 42,000 円が上限)。</p>

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・子ども・子育て支援法、同施行令、同施行規則
- ・子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱
- ・子育てのための施設等利用給付県費負担金交付要綱
- ・子ども・子育て支援制度施設等利用費事務要領

(4) 事業費の推移

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	274, 000	300, 000	297, 000
	決算額	269, 650	260, 541	265, 496
財源内訳	県・国支出金	216, 000	200, 366	210, 538

	県・国返還金 (過年分)	△51, 152	△14, 167	△5, 417
	一般財源	104, 802	74, 342	60, 374

※ 決算額には、過年度分の追加支給額を、現年度に算入している。

(例: 令和4年度中に、令和3年度利用分の申請があった場合、令和4年度に算入)

※ 県・国返還金(過年分)は、過年度の交付金超過受入分を現年度に返還したもの

(例: 令和3年度の交付金超過分を令和4年度に返還した場合、令和4年度に算入)

2. 事業実施期間

令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

4. 概要の補足説明

以下(1)～(4)は事務要領から抜粋

(1) 施設等利用給付について

幼児教育・保育の無償化にあたり、「子育てのための施設等利用給付」が新設された。

施設等利用給付認定のうち、保育の必要性の認定(新2・3号認定)を受けた子どもが、特定子ども・子育て支援施設として確認を受けた認可外保育施設等を利用した場合、その保護者に対し利用料(保育料)について、施設等利用費が支給される。

保育の必要性に鑑みて施設等利用給付の対象とするものであり、満3歳に達する日以後最初の3月 31 日を経過した子どもは所得制限なしに、3月 31 日までの間にある子どもは市町村民税非課税世帯に限られる。

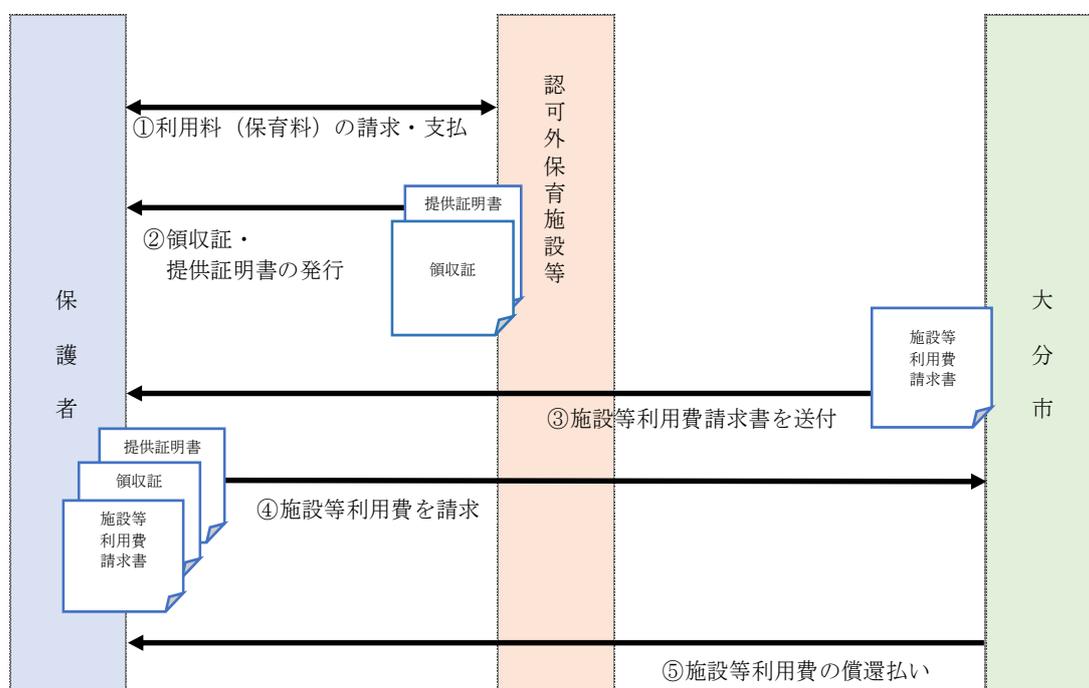
大分市では償還払いでの手続となる。

給付限度額: 月額上限 37,000 円(新3号認定子どもは 42,000 円)

施設に支払った金額と上限額を比較して低い方の金額を給付

対象経費 : 利用料(保育料)(昼食代等の実費分を除く)
 対象者 : 大分市在住の施設等利用給付新2号・3号認定子ども
 ※保育の必要性の認定を受けることが必要
 給付方法 : 償還払い
 給付頻度 : 4～6月 …7月に請求、8月下旬～9月払い(予定)
 : 7～9月 …10月に請求、11月下旬～12月払い(予定)
 : 10～12月分 …1月に請求、2月下旬～3月支払い(予定)
 : 1～3月分 …4月に請求、5月～6月支払い(予定)

(2) 事務フロー

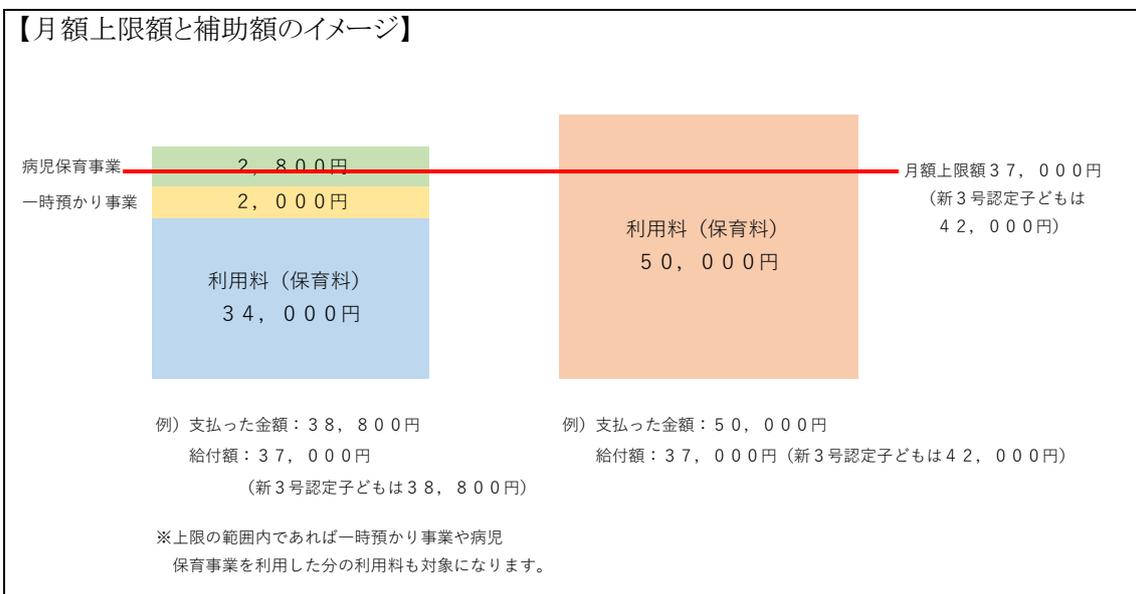


(3) 事務日程

時期	項目	説明
毎月	①利用料(保育料)の請求・支払 ②領収証・提供証明書の発行(施設⇔保護者)	各施設で保護者と手続きを行ってください。
6月	③施設等利用費請求書を送付(大分市→保護者)	「施設等利用費請求書」を保護者宛送付いたします。
7月	④施設等利用費を請求(保護者→大分市) 4～6月分	「施設等利用費請求書」・「領収証」・「提供証明書」を大分市へ提出します。 <u>提出期限:7月中旬</u>
9月	⑤施設等利用費の償還払い	請求内容を審査後、施設等利用費を大分市から

	(大分市→保護者)	各保護者に口座振込を行います。
9月	③施設等利用費請求書を送付 (大分市→保護者)	「施設等利用費請求書」を保護者宛送付いたします。
10月	④施設等利用費を請求 (保護者→大分市) 7～9月分	「施設等利用費請求書」・「領収証」・「提供証明書」を大分市へ提出します。 提出期限:10月中旬
12月	⑤施設等利用費の償還払い (大分市→保護者)	請求内容を審査後、施設等利用費を大分市から各保護者に口座振込を行います。
12月	③施設等利用費請求書を送付 (大分市→保護者)	「施設等利用費請求書」を保護者宛送付いたします。
1月	④施設等利用費を請求 (保護者→大分市) 10～12月分	「施設等利用費請求書」・「領収証」・「提供証明書」を大分市へ提出します。 提出期限:1月中旬
3月	⑤施設等利用費の償還払い (大分市→保護者)	請求内容を審査後、施設等利用費を大分市から各保護者に口座振込を行います。
3月	③施設等利用費請求書を送付 (大分市→保護者)	「施設等利用費請求書」を保護者宛送付いたします。
4月	④施設等利用費を請求 (保護者→大分市) 1～3月分	「施設等利用費請求書」・「領収証」・「提供証明書」を大分市へ提出します。 提出期限:4月中旬
5月	⑤施設等利用費の償還払い (大分市→保護者)	請求内容を審査後、施設等利用費を大分市から各保護者に口座振込を行います。

(4)留意事項



○昼食代等の実費分は無償化対象外

○施設を継続利用しながら、月の途中に市町村間の転出入があった場合、月額上限額だけではなく、利用料(保育料)も日割計算が必要。

・月額の利用料をそれぞれの認定期間(利用日以外を含む日数)で按分

※ 提供証明書の「提供した日(提供日数)」を転出日以前と、転出先での認定日後に分割する。

5. 監査結果

指摘	請求日の日付について
【意見】 (勸奨事項)	<p>施設等利用費請求書の請求日について、事務要領で「記載不要」と記されており、適切ではないので取扱いを見直すことが望まれる。</p>

指摘	システム導入の検討
【意見】 (勸奨事項)	<p>施設等利用給付費の請求については、保護者等の利用者が多いため数が膨大であり、それを1件1件、市の担当者が手作業で確認している。また、給付費についての振込金額も同様に市の担当者が1件1件手作業で確認している。</p> <p>手作業であるとミスが生じる可能性もあり、また確認作業という単純作業に人員を要することになることから、業務効率化のため、システム導入等を検討することが望まれる。</p>

指摘	施設等利用費請求書の提出について
【意見】 (勸奨事項)	<p>施設等利用給付費の請求について、氏名、振込先等の保護者が記載している内容が誤っており、市が職権訂正する必要があるものも多数見受けられた。</p> <p>このため、施設等利用費請求書について、データでの提出を求めるなどの、方法の変更を検討することが望まれる。(例えばスマホから請求書を作成し、添付する書類は別途提出するなど。)</p>

指摘	保護者への振込の確認について
【意見】 (勸奨事項)	<p>施設等利用給付費の保護者への振込についても、1件1件、市の担当者が振込データを手作業で確認している。昨今では誤給付並びに誤振込の問題が他の自治体でも生じていることから、この業務についても業務効率化のため、システム導入等を検討することが望まれる。</p>

NO	事業名	課
5	子育てのための施設等利用給付 (預かり保育)	子ども入園課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状></p> <p>認定保護者の申請により、預かり保育を利用した際の保育料を、3か月ごとの償還払い方式により給付している。申請漏れ等が減るよう、施設を通じて対象者に請求書を配布している。</p> <p><課題></p> <p>申請時期が集中し、他の事業とも申請時期が重なるため、事務処理に時間を要する。</p>
事業の目的	<p>幼児教育・保育の無償化により子育て世代の負担の軽減をはかり、子育てしやすい社会の実現を目指す。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>認定保護者の申請により、預かり保育を利用した際の保育料を、3か月ごとの償還払い方式により給付する(3歳以上児月額 11,300 円、0～2歳児月額 16,300 円が上限)。</p>

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・子ども・子育て支援法、同施行令、同施行規則
- ・子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱
- ・子育てのための施設等利用給付県費負担金交付要綱
- ・子ども・子育て支援制度施設等利用費事務要領

(4) 事業費の推移

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	66,000	75,000	75,000
	決算額	60,064	68,684	60,855
財源内訳	県・国支出金	54,000	51,020	52,677
	県・国返還金(過年度分)	△47,995	△4,962	△2,110
	一般財源	54,059	22,626	10,288

※ 決算額には、過年度分の追加支給額を、現年度に算入している。

(例:令和4年度中に、令和3年度利用分の申請があった場合、令和4年度に算入)

※ 県・国返還金(過年度分)は、過年度の交付金超過受入分を現年度に返還したもの

(例:令和3年度の交付金超過分を令和4年度に返還した場合、令和4年度に算入)

2. 事業実施期間

令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

4. 概要の補足説明

以下(1)～(4)は事務要領から抜粋

(1) 制度概要

幼児教育・保育の無償化にあたり「子育てのための施設等利用給付」が新設された。保育の必要性の認定(新2・3号認定)を受けた子どもが、特定こども・子育て支援施設として確認を受けた預かり保育事業(法第7条第10項第5号に掲げる事業)を利用した場合、施設等利用費が支給される。

預かり保育事業とは、認定こども園、幼稚園において、当該施設に在籍する者に対し教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間の範囲外において教育・保育を提供する事業である。満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子どもは所得制

限なしに、3月 31 日までの間にある子どもは市町村民税非課税世帯であれば、保育の必要性に鑑みて施設等利用給付の対象となる。

また預かり保育事業は、一定の条件に合致した場合に、認可外保育施設等の施設等利用費を上限額内で受給できるため、大分市では償還払いでの手続きとなる。

給付限度額:利用日数に応じて、最大月額 11,300 円(新3号認定こどもは 16,300 円)

【計算方法】施設に支払った金額と上限額(450 円×利用日数)を比較して、低い方の金額

対象経費 : 預かり保育事業(注: 食事・おやつ代などは対象外)

対象者 : 大分市在住の施設等利用給付新2号・3号認定子ども

※保育の必要性の認定を受けることが必要

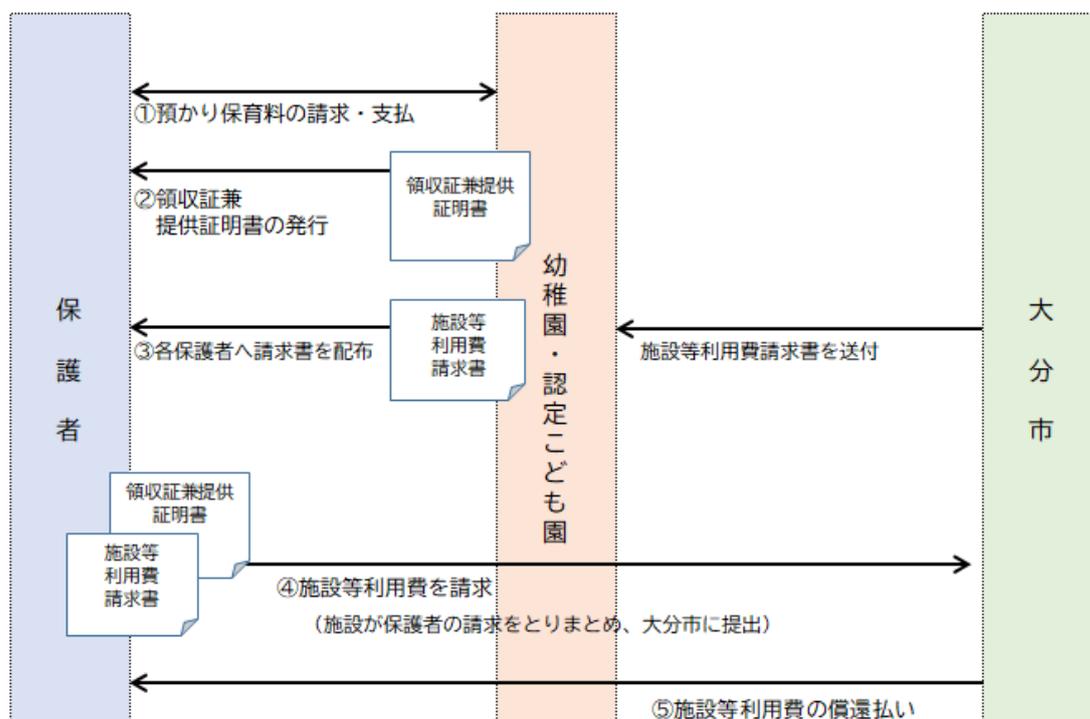
給付方法 : 償還払い(3か月ごと年4回)

保護者は預かり保育の利用料を施設に支払い、3か月に 1 回市へ請求し、上限の範囲内で給付を受ける仕組み

請求の時期: 4～6月分…7月、7～9月分…10月

10～12月分…1月、1～3月分…4月

(2) 事務フロー



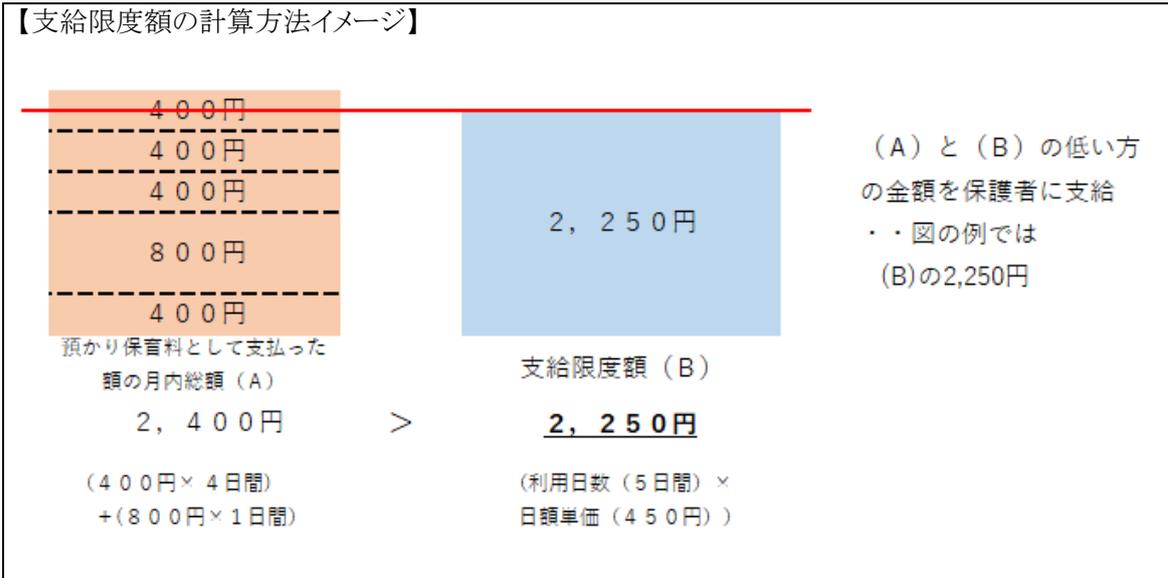
(3) 事務日程

時期	項目	説明
毎月	①預かり保育料の請求・支払 ②領収証兼提供証明書の発行 (施設⇄保護者)	各施設で保護者と手続きを行ってください。
6月	施設等利用費請求書を送付 (大分市→施設)	請求書の様式を各施設へ送付します。
6月	③施設等利用費請求書を配布 (施設→保護者)	対象期間中に預かり保育を利用した保護者へ請求書を配布してください。
7月	④施設等利用費を請求 (保護者→施設→大分市) <u>4～6月利用分</u>	「施設等利用費請求書」に「領収証兼提供証明書」を添付して市へ提出します。各施設はとりまとめをお願いします。 <u>市への提出期限:7月中旬(予定)</u>
8月	⑤施設等利用費の償還払い (大分市→保護者)	請求内容を審査後、施設等利用費を大分市から各保護者に口座振込を行います。
9月	施設等利用費請求書を送付 (大分市→施設)	請求書の様式を各施設へ送付します。
9月	③施設等利用費請求書を配布 (施設→保護者)	対象期間中に預かり保育を利用した保護者へ請求書を配布してください。
10月	④施設等利用費を請求 (保護者→施設→大分市) <u>7～9月利用分</u>	「施設等利用費請求書」に「領収証兼提供証明書」を添付して市へ提出します。各施設はとりまとめをお願いします。 <u>市への提出期限:10月中旬(予定)</u>
11月	⑤施設等利用費の償還払い (大分市→保護者)	請求内容を審査後、施設等利用費を大分市から各保護者に口座振込を行います。
12月	施設等利用費請求書を送付 (大分市→施設)	請求書の様式を各施設へ送付します。
12月	③施設等利用費請求書を配布 (施設→保護者)	対象期間中に預かり保育を利用した保護者へ請求書を配布してください。
1月	④施設等利用費を請求 (保護者→施設→大分市) <u>10～12月利用分</u>	「施設等利用費請求書」に「領収証兼提供証明書」を添付して市へ提出します。各施設はとりまとめをお願いします。 <u>市への提出期限:1月中旬(予定)</u>
2月	⑤施設等利用費の償還払い (大分市→保護者)	請求内容を審査後、施設等利用費を大分市から各保護者に口座振込を行います。
3月	施設等利用費請求書を送付 (大分市→施設)	請求書の様式を各施設へ送付します。
3月	③施設等利用費請求書を配布 (施設→保護者)	対象期間中に預かり保育を利用した保護者へ請求書を配布してください。
4月	④施設等利用費を請求 (保護者→施設→大分市) <u>1～3月利用分</u>	「施設等利用費請求書」に「領収証兼提供証明書」を添付して市へ提出します。各施設はとりまとめをお願いします。 <u>市への提出期限:4月中旬(予定)</u>

5月	⑤施設等利用費の償還払い (大分市→保護者)	請求内容を審査後、施設等利用費を大分市から各保護者に口座振込を行います。
----	---------------------------	--------------------------------------

(4) 留意事項

○市から保護者へ支給する利用費の限度額は、利用日数に応じて最大月額11,300円。(利用日数に応じて…450円×利用日数)(新3号認定子どもは16,300円)



○食事・おやつ代などは無償化対象外。

○月途中の入退園、認定開始や認定終了の場合の限度額

①月の途中から利用開始／認定開始の場合＝

450円×認定起算日以降のその月の預かり保育事業の利用日数

③ 月途中で利用終了／認定終了の場合＝

450円×最後の利用日までのその月の預かり保育事業の利用日数

○施設を継続利用しながら、月の途中で市町村間の転出入があった場合

施設等利用費は、転出日までは転出元の市町村が支給しますが、転出先での支給認定の日以降は転出先市町村が支給する。

そのため領収金額や利用日数をそれぞれの自治体で分割して、領収証兼提供証明書に表記していただく必要がある。

【領収金額】

・利用料が日額で設定されている場合

①転出元の市町村

＝転出日までの預かり保育事業の利用日数×日額の利用料

②転出先の市町村

=転出先での認定日以降の預かり保育事業の利用日数×日額の利用料

・利用料が月額で設定されている場合

月額の利用料をそれぞれの認定期間(利用日以外を含む日数)で按分して算出。

【提供した期間と利用日数】

転出日以前と転出先での認定日後に分割して記載する。

- 在籍する幼稚園等が提供している預かり保育事業の提供量が一定水準を下回る場合、認可外保育施設等に係る施設等利用費の支給上限月額は、11,300 円から預かり保育事業に係る施設等利用費の額を控除して得た額となる。

【預かり保育事業の提供量が一定水準を下回る場合とは】

預かり保育事業を実施していない、または預かり保育事業を実施しているが、下記の①若しくは②に該当する場合である。

- ① 教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満
- ② 年間(平日・長期休業日・休日の合計)開所日数が200日未満

- 預かり保育事業の提供量が一定水準を下回るかについては、確認申請の際に、認可外保育利用(3階建て利用)の無償化の可否通知を行います。また、年度開始前に予定している年間計画で判断するため、毎年度実施状況を確認する。

5. 監査結果

「No4 子育てのための施設等利用給付(認可外保育施設等)」にまとめて記載

NO	事業名	課
6	子育てのための施設等利用給付 (未移行幼稚園)	子ども入園課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状> 法定代理受領方式で、市から施設に支払いを行っているので、保護者は月上限額との差額のみを施設に保育料として支払う。</p> <p><課題> 特になし。</p>
事業の目的	幼児教育・保育の無償化により、幼児教育に係る保護者負担の軽減を図り、すべての子どもに質の高い教育を保障する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、国立大学附属幼稚園の園児の保護者に対し、月額 25,700 円(国立大学附属幼稚園月額 8,700 円、特別支援学校幼稚部月額 400 円)を上限に入園料と保育料を補助する。年2回(4月と10月に概算払い、11月と5月に精算)の法定代理受領方式で施設に支払う。保護者は上限額を差し引いた超過額のみを各施設に支払う。</p>

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・子ども・子育て支援法、同施行令、同施行規則
- ・子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱
- ・子育てのための施設等利用給付県費負担金交付要綱
- ・子ども・子育て支援制度施設等利用費事務要領

(4) 事業費の推移

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	650, 000	640, 000	530, 000
	決算額	648, 078	628, 589	519, 986

財源内訳	県・国支出金	490,950	479,332	408,500
	県・国返還金(過年度分)	△17,571	△2,161	△5,260
	一般財源	174,699	151,418	116,746

※ 県・国返還金(過年度分)は、過年度の交付金超過受入分を現年度に返還したもの

(例:令和3年度の交付金超過分を令和4年度に返還した場合、令和4年度に算入)

2. 事業実施期間

令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
なし	目標			
	実績			
	達成率			

4. 概要の補足説明

以下(1)～(4)は事務要領から抜粋

子ども・子育て支援新制度の開始後、新たに未移行幼稚園は設置されておらず、新制度への移行により、未移行幼稚園は減少している。

※市内施設数 R2:13園 > R3:13園 > R4:12園 > R5:8園

なお、特別支援学校幼稚部は市内に該当施設無し

(1) 施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化にあたり「子育てのための施設等利用給付」が新設された。

施設等利用給付認定(新1～3号認定)を受けた子どもが、特定子ども・子育て支援施設として確認を受けた幼稚園を利用した場合、その保護者に対し、幼稚園の利用料(入園料・保育料)について、施設等利用費が支給される。

これまでの就園奨励費と同様、償還払いにするか法定代理受領にするかなどの事務手続きについては、市町村が柔軟に判断可能となっており、大分市では法定代理受領での手続きとしている。

そのため、大分市在住の施設等利用給付認定子ども(新1～3号認定子ども)が幼稚園を利用した場合に、これに要する費用を幼稚園が保護者に代わって大分市に請求している。

給付限度額:月額 25,700 円

(国立大学附属幼稚園では月額 8,700 円、国立大学附属特別支援学校
幼稚園は 400 円)

対象経費 :入園料・保育料(通園送迎費、食材料費、行事費などを除く)

対象者 :大分市在住の施設等利用給付認定子ども

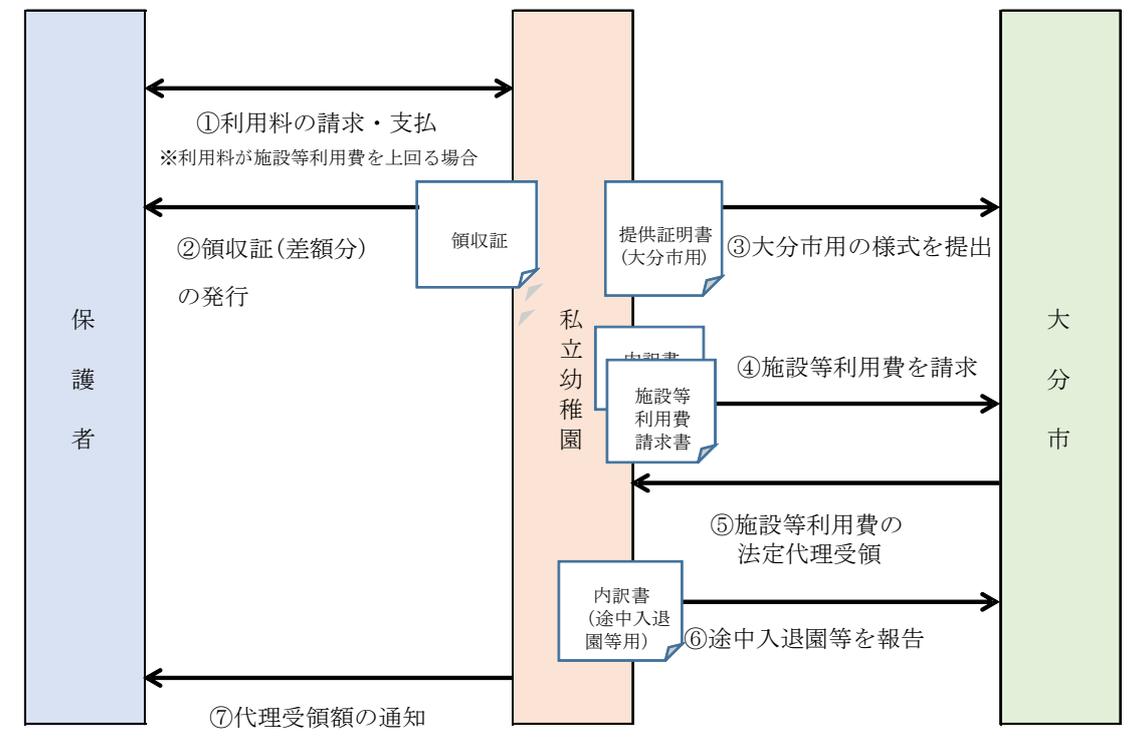
給付方法 :法定代理受領

給付頻度 :4~9 月の 6 ヶ月分を 4 月下旬以降に一括給付(概算払い)

10~3 月の 6 ヶ月分を 11 月以降に一括給付(概算払い)

精算等 :途中入園等により給付額が変更となった場合、精算で処理を行います。

(2) 事務フロー



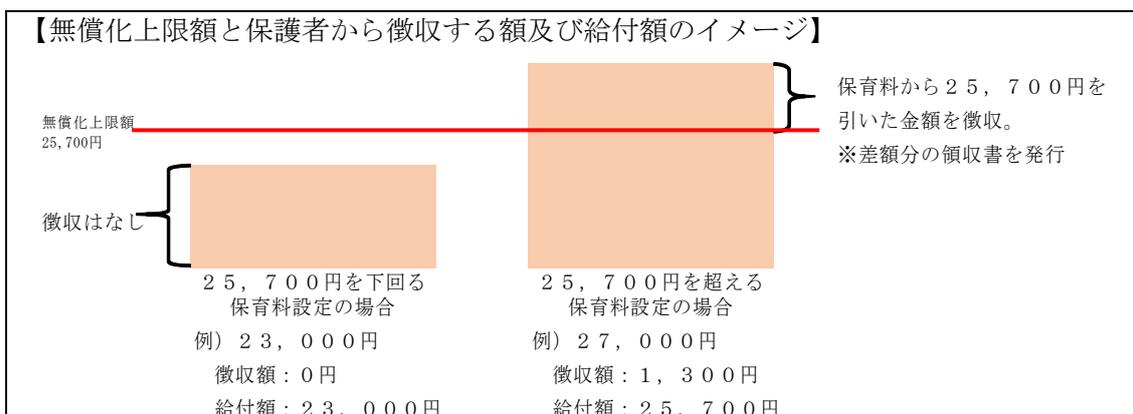
(3) 事務日程

時期	項目	説明
	①利用料の請求・支払 ②領収証・提供証明書の発行 (幼稚園⇄保護者)	各園で保護者と手続きを行ってください。 ※令和4年度から、法定代理受領の場合は保護者への提供証明書の交付は不要となりました。
4月 (10月)	④施設等利用費を請求 (幼稚園→大分市)	「施設等利用費請求書」・「請求金額内訳書」を大分市へ提出します。 提出期限： 4月7日(金) 10月6日(金)
4月下旬 (11月)	⑤施設等利用費の法定代理受領 (大分市→幼稚園)	請求内容を審査後、施設等利用費を大分市から各幼稚園に口座振込を行います。
毎月	③提供証明書の提出 (幼稚園→大分市)	提供証明書を大分市へ提出します。 (毎月の提供証明書を翌月に提出してください) 提出期限：毎月10日頃
随時	⑥途中入退園等を報告 (幼稚園→大分市)	途中入退園等の園児について、「請求金額内訳書(月途中入退園等用)」を大分市へ提出してください。10月及び年度末に精算を行います。
	⑦代理受領額の通知 (幼稚園→保護者)	各園で保護者あて通知を行ってください。

(4) 留意事項

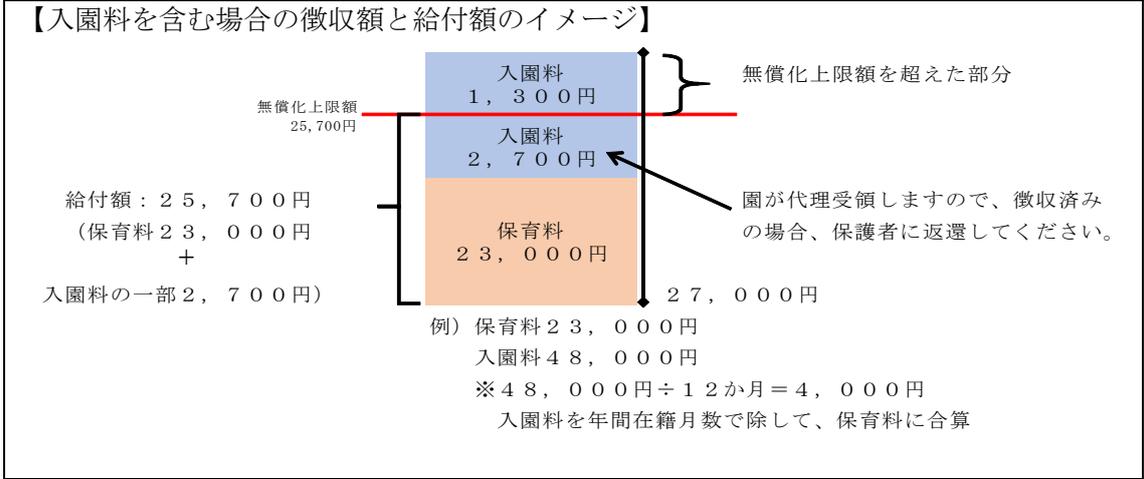
○無償化の月額上限額は25,700円です。

(国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校幼稚部は400円)



○利用料は、入園料(月額換算)と保育料の合算となります。

※入園料の月額換算は、入園料÷年間在籍月数(1円未満切捨)



○通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化対象外です。

※ ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食の費用が補助されます。(大分市特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援における実費徴収補足給付事業)

※ 保育料に給食費が含まれている(保育料(給食費含む)など)場合、保育料の額と給食費の額を切り分けていただく必要があります。

○月途中の入退園等の場合は、月額上限額を日割りで計算します。(1円未満の端数は切り捨て) ※ 令和4年度から、10円未満→1円未満に変更になりました。

① 月の途中から利用開始の場合の限度額

=25,700×認定起算日後最初の利用日以降のその月の平日の日数÷その月の平日の日数

② 月途中で利用終了の場合の限度額

=25,700円×最後の利用日までのその月の平日の日数÷その月の平日の日数

※①、②における「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の休日を除いた日を指します。

※令和4年度から開所日数ではなく平日の日数に変更になりました(以下同じ)。

○幼稚園を継続利用しながら、月の途中に市町村間の転出入があった場合、月額上限額だけではなく、支払額(入園料の月額換算額、保育料)も日割計算が必要です。(1円未満の端数は切り捨て)

①転出元の市町村に請求する支払額

=支払額×転出日までのその月の平日の日数÷その月の平日の日数

②転出先の市町村に請求する支払額

=支払額×認定起算日以降のその月の平日の日数÷その月の平日の日数

※転出先の市町村で請求できるのは、認定起算日以降の分となります。

転出日より前に、転出先の市町村で認定の手続きを行うことが必要です。

※日割の端数切捨てにより月額上限額が 25,700 円未満になる場合があります。

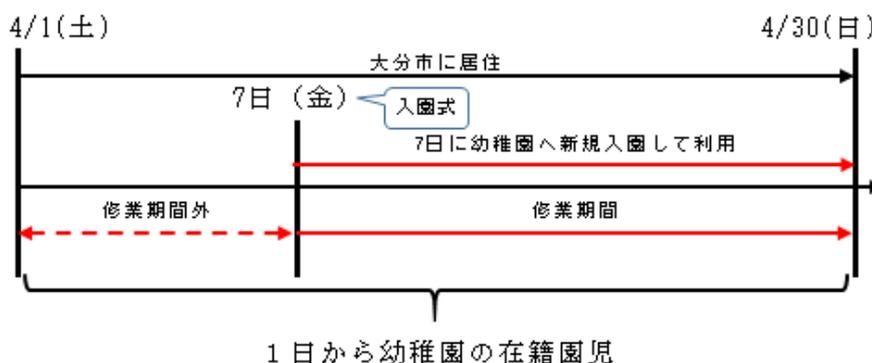
(例 大分市 25,700 円×17 日/23 日≒18,995 円

別府市 25,700 円× 6 日/23 日≒ 6,704 円 合計 25,699 円)

○年度当初の新規入園児の取扱いについては、4月1日から当該園の在籍園児と考えます。「新規入園児」とは、年度当初の入園児を言い、年度途中の入園児を除きます。(例えば 4/5 に入園した場合などは年度途中に入園することとなるため新規入園児には該当しません。)1日から幼稚園の在籍園児である新規入園児は、入園式前日までの就園期間外に登園しなかったに過ぎないため、入園式以降の利用日数で日割り計算を行う必要はありません。また、提供証明書に記載する提供日は休業期間外も含めて 4/1～4/30 と記載します。

ただし、入園月に市町村間の転出入があった場合は、それぞれの居住日数に応じた平日の日数に基づき支給上限額と保育料等の日割り計算が必要です。

【4月新規入園児に係る施設等利用費の考え方】

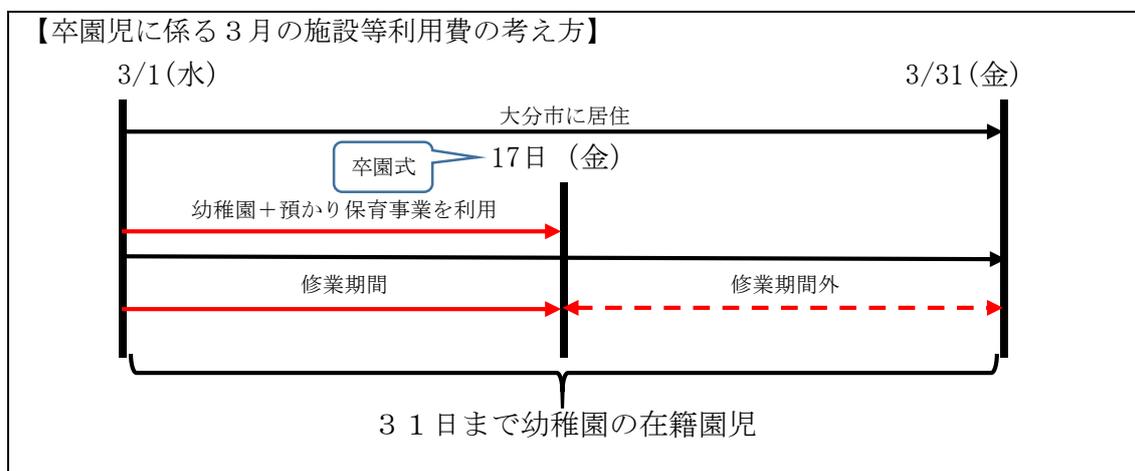


○卒園児の取扱いについては、卒園児は、3月末日までは当該園の在籍園児と考えます。卒園式後の期間は休業期間外に該当し、卒園児は卒園式後の休業期間外に登園しなかったに過ぎないため、卒園式までの利用日数で日割り計算を行う必要はありません。また、提供証明書に記載する提供日は休業期間外も含めて 3/1～3/31 と記載します。

ただし、卒園月に市町村間の転出入があり、転出に伴う施設等利用給付認定

の取消し・新規取得を行う場合は、それぞれの居住日数に応じた平日の日数に基づき支給上限額と保育料等の日割計算が必要です。

なお、転出元・転入先両市町村において事務の簡素化や調整を行いますので、卒園月に転出する卒園児がいる場合は、大分市へご連絡ください。



5. 監査結果

指摘	請求日の日付について
【意見】 (勸奨事項)	各施設から大分市に提出される施設等利用費請求書について、事務要領で請求日の日付を空欄にするよう書かれており、望ましくない。

指摘	施設等利用費請求金額内訳表の記載について
【意見】 (勸奨事項)	<p>各施設から大分市に提出される施設等利用費請求金額内訳表に記載されている児童の氏名について、全て平仮名で書かれている園や手書きで書かれている園があった。</p> <p>現状においては、この内訳書と市の職員が作成した児童の一覧に関するエクセルデータとを突合して正誤を確認しているが、効率性の観点からも、可能であればデータで提出させて、エクセルやシステムで突合する方法等を検討することが望まれる。</p>

指摘	手続の効率性について
【意見】 (勸奨事項)	<p>上記の内訳表の記載について、児童の氏名等の情報は大分市としても持っているため、児童の氏名等が入力された内訳表を各施設に配布し、各施設側で確認する等、効率性を図るよう検討することが望まれる。</p>

NO	事業名	課
7	一般型一時預かり事業費補助金	子ども入園課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状> 一時的に保育を必要とする家庭に対し、支援を行うことができる。</p> <p><課題> 補助基準額の増加や休止施設の事業再開等により、事業費の増加が見込まれる。</p>
事業の目的	保護者の育児疲れ若しくは急病又は断続的な勤務、短時間的勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育を必要とする児童の福祉の増進を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
一般型の一時預かりを実施している保育施設に対してその経費を補助する。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・子ども・子育て支援法、同施行令、同施行規則
- ・子ども・子育て支援交付金交付要綱
- ・一時預かり事業実施要綱
- ・大分市特定教育・保育施設等一時預かり事業補助金交付要綱

(4) 事業費の推移

(単位: 千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	46,591	57,111	60,000
	決算額	46,591	44,554	40,530
財源内訳	県・国支出金	38,308	32,551	30,205
	一般財源	8,283	12,003	10,325

2. 事業実施期間

平成4年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ利用人数／年	確保数	32,452 人	32,452 人	32,452 人
	実績	10,001 人	10,397 人	10,109 人
	確保率	100%	100%	100%

4. 概要の補足説明

(1) 一時預かりの内容

保護者の就労や疾病、冠婚葬祭、リフレッシュなどで一時的に保育が必要となる場合に、児童(1歳以上の未就学児)を預かるサービス。現在、以下の 21 か所の保育施設で実施している。

保育施設	所在地
桜町こども園	寿町
かないけ認定こども園	金池町3丁目
桜ヶ丘保育所	金池南1丁目
住吉保育所	碩田町3丁目
ゆりかごこども園	田中町1丁目
宗方こども園	上宗方
もみの木保育園	賀来北2丁目
緑が丘こども園	緑が丘5丁目
滝尾保育園	羽田
キッドワールドセカンドこども園	片島
めぐみ保育園	花高松3丁目
しらとり子ども園	仲西町1丁目
旦の原保育園	高江北2丁目
みのりこども園	中戸次
大在こども園	横田 1 丁目
大在愛育こども園	政所
よいこの森こども園(本園)	花江川
みんなの森こども園	丹川
坂ノ市こども園	久原中央 2 丁目
さかのせき認定こども園	佐賀関
のつはる認定こども園	野津原

5.監査結果

令和4年度一般型一時預かり事業費補助金について、簿冊(令和4年度一時預かり事業補助金(一般型))からサンプルを抽出し以下の手続を実施した。

事業計画書、収支予算書抄本(一般型)、申請額算出内訳書(一時預かり事業補助金)の整合性を確認し、適切に承認された支出命令書に基づいて補助金が支出されていることを確認した。また、収支決算(見込み)書抄本、事業実績書、一時預かり事業補助金精算書の整合性を確認し、適切に承認された支出命令書に基づいて精算が行われていることを確認した。

これらのことから、一般型一時預かり事業費補助金については適正に事務処理が行われているものと判断する。

NO	事業名	課
8	幼稚園型一時預かり事業費補助金	子ども入園課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状></p> <p>幼稚園型Ⅱは、実施園が認定こども園へ移行したため、令和5年度より実施施設が0施設となる。</p> <p><課題></p> <p>幼稚園型Ⅰは、申請施設数の増加により、事業費の増加が見込まれる。</p>
事業の目的	<p>主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児を、教育時間の前後や長期休業期間等に一時的に預かる事業(幼稚園型Ⅰ)を実施する施設に対して補助を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図っていく。また、待機児童解消のために幼稚園において、3歳未満児の預かり(幼稚園型Ⅱ)を行う。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ及びⅡ)を実施している幼稚園等へ事業を実施するのに必要な経費(人件費等)を対象として補助金の交付を行う。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・子ども・子育て支援法、同施行令、同施行規則
- ・子ども・子育て支援交付金交付要綱
- ・一時預かり事業実施要綱
- ・大分市特定教育・保育施設等一時預かり事業補助金交付要綱

(4) 事業費の推移

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	103,241	103,241	135,242
	決算額	84,469	92,413	81,906

財源内訳	県・国支出金	62,107	72,155	70,808
	一般財源	22,362	20,258	11,098

2. 事業実施期間

平成 27 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ利用人数／年	確保数	373,320 人	373,320 人	373,320 人
	実績	133,879 人	123,397 人	110,679 人
	確保率	100%	100%	100%

4. 概要の補足説明

(1) 幼稚園型 I の概要

<p>【趣 旨】幼稚園等において、主に在籍園児(1号認定子ども)を対象に実施する預かり保育に係る支援を行うもの</p> <p>【実 施 主 体】市区町村(市区町村が認めた者へ委託等も可)※負担割合は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3</p> <p>【要 件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施場所 幼稚園又は認定こども園(公立・私立) ・対象児童 主に在籍園児(1号認定子ども) ※ 非在籍園児の利用が少数である場合等には非在籍園児も預かり可能 ・配置職員 認可保育所と同じ(0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1) <p>ただし、上記配置基準により算出される必要職員数が 1 人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は、配置職員は1人で可(※ 職員は常勤・非常勤を問わない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員資格 保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者(子育て支援員) <p>(当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生 で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有 していた者を含む)</p> <p>※ ただし、担当職員の2分の1(当分の間、3分の1)以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者</p>
--

(定義)

幼稚園又は認定こども園(以下「幼稚園等」という。)において、主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児を、教育時間の前後又は長期休業日等に一時的に預かる事業(幼稚園型Ⅱに規定する事業を除く。)をいう。

(補助対象者)

補助金の交付対象となる者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の12第1項の規定による届出を行った特定教育・保育施設等で、一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日27文科初第238号雇児発0717第11号)別紙の一時預かり事業実施要綱の規定に従い一時預かり事業を実施するものとする。

(補助金の交付額)

補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と事業を実施するために要した費用から徴収金、寄付金その他の収入金を控除した額と比較して、いずれか少ない方の額とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助金交付申請)

補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大分市特定教育・保育施設等一時預かり事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請額算出内訳書
- (2) 収支予算書抄本
- (3) 事業計画書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

市長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定をし、その旨を大分市特定教育・保育施設等一時預かり事業補助金交付決定通知書兼概算交付通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(事業の変更承認申請)

補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容又は補助事業に要する予算を変更し

ようとする場合において、補助金の額に変更(20%以内の減額を除く。)が生じるときは、速やかに大分市特定教育・保育施設等一時預かり事業補助金変更承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更申請額算出内訳書
- (2) 収支予算書抄本
- (3) 事業(変更)計画書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する補助事業の内容又は補助事業に要する予算の変更を承認したときは、その旨を大分市特定教育・保育施設等一時預かり事業補助金変更承認通知書(様式第4号)により補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

3 市長は、概算により交付する補助金の額を変更したときは、大分市特定教育・保育施設等一時預かり事業補助金概算交付変更通知書(様式第5号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(請求)

補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市特定教育・保育施設等一時預かり事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法第34条の12第3項の規定による廃止又は休止の届出をしたとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(実績報告)

補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度末までに、大分市特定教育・保育施設等一時預かり事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算書
- (2) 事業実績書
- (3) 収支決算(見込み)書抄本

(4) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定して、大分市特定教育・保育施設等一時預かり事業補助金交付確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(関係書類の保管)

補助事業者は、補助金に係る経理を明らかにする帳簿及び書類等を整備し、これを5年間保管しなければならない。

(2) 幼稚園型Ⅱの概要

【趣旨】新子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児等の迅速な受入を推進する。		
【実施主体】「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市区町村		
要件	2歳児	0歳児・1歳児
(1) 実施場所	幼稚園(新制度園及び私学助成園) ※認定こども園は対象外	
(2) 対象児童	3号認定を受けた2歳児。 なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。 ※本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約(保育の必要度の高い順に受入れ)	3号認定を受けた0・1歳児。なお、当該0・1歳児が誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。 ※本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約(保育の必要度の高い順に受入れ)
(3) 施設基準・保育内容	保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり 1.98 m ² 。保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係	保育室等の面積基準は、保育室:対象児童1人あたり 1.65 m ² 及び ほふく室:対象児童1人あたり 3.3 m ² 。保育内容は、保育所保育指針等を踏ま

	る留意点について」(平成19年3月31日 文部科学省初等中等教育局長通知)を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。	え、0・1歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。
(4) 配置職員	児童6人につき職員1人 ※上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は、1人の配置で可(常勤・非常勤は問わない)。	0歳:児童3人につき職員1人 1歳:児童6人につき職員1人 ※上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は、1人の配置で可(常勤・非常勤は問わない)。
(5) 職員資格	<p>・保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者(子育て支援員)</p> <p>※当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む</p> <p>・ただし、職員の2分の1(当分の間、3分の1)以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者 ※2歳児の場合、配置職員のうち、必ず保育士資格所有者1名を含めること。 ※0・1歳児の場合、教育・保育従事者の1/2以上を保育士資格所有者とすること。</p>	
(6) 保育時間・開所日数・開所時間	保育時間は8時間が原則。開所日数・開所時間は、対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保育者の就労の状況等の地域の実情に応じて設定。	

(7)給食	自園調理は必須としない。外部搬入の場合、調理室は不要(保存・加熱等のための最低限の施設は必要。)
(8)保護者負担	各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定。

※0・1歳児については、児童福祉法第34条の14の規定に基づく都道府県の確認にあたっては、上記の内容及び下記ア～エの点について、留意するとともに、確認は原則年1回以上行うなど、定期的に行うことが望ましい。

ア. 非常災害に対する措置 イ. 給食 ウ. 健康管理・安全確保 エ. 利用者への情報提供【留意事項】・認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ(寄付行為の変更は不要)。・本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。

出典:幼稚園における預かり保育、幼保小の接続及び幼児教育推進体制について、文部科学省初等中等教育幼児教育課 令和4年3月4日

(定義)

幼稚園において、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の5で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものとして子ども・子育て支援法第20条第1項の市の認定を受けた3歳未満児(受入れ期間中においても同令第1条で定める事由に該当し続けている者に限る。)を一時的に預かる事業をいう。

※「補助対象者」以降の規定については、幼稚園型Ⅰと同じ。

5.監査結果

令和4年度幼稚園型一時預かり事業費補助金について、簿冊(令和4年度一時預かり事業補助金(幼稚園型))からサンプルを抽出し以下の手続を実施した。

事業計画書、収支予算書抄本(幼稚園型)、申請額算出内訳書(一時預かり事業補助金)、施設から提出された予算関係資料の整合性を確認し、適切に承認された支出命令書に基づいて補助金が支出されていることを確認した。また、収支決算(見込み)書抄本、事業実績書、一時預かり事業補助金精算書の整合性を確認し、適切に承認された支出命令書または、戻入決議兼通知書に基づいて精算が行われていることを確認した。

これらのことから、幼稚園型一時預かり事業費補助金については適正に事務処理が行われているものと判断する。

NO	事業名	課
9	新型コロナウイルス感染症対策補助金	子ども入園課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状></p> <p>国の新型コロナウイルスに関する対応策を受けて、令和元年度から事業を実施している。令和4年度までは感染症対策物品(マスク・消毒液)購入等に対する補助を行ってきたが、令和5年度は施設において感染者等が発生した場合に、人件費や施設の消毒作業に係る経費に対する補助を行う。</p>
事業の目的	<p>私立保育所等において、新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合に、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくことを支援する。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容	
<p>職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために、職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保及び施設の消毒に必要な経費を補助する。</p>	
(補助基準額)	
令和元年度～令和2年度まで	500,000 円
令和3年度～ 定員 19 人以下	300,000 円
20 人以上 59 人以下	400,000 円
60 人以上	500,000 円

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱
- ・保育環境改善等事業実施要綱
- ・令和2年度大分市特定教育・保育施設等及び認可外保育施設における新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱
- ・大分市特定教育・保育施設等及び認可外保育施設に対する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱
- ・大分市特定教育・保育施設等及び認可外保育施設における新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱

(4) 事業費の推移

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	95,555	88,500	89,900
	決算額	77,981	53,789	56,088
財源内訳	県・国支出金	77,981	32,950	35,050
	一般財源	0	20,839	21,038

2. 事業実施期間

令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

4. 監査結果

補助金に関する申請が令和4年4月に対し、補助金支給が令和5年5月となっている。

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月に「5類感染症」へ引き下げが行われたものの、申請時における位置づけは「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」であった。全国的なパンデミックを防ぐという観点からは補助金は迅速に支給する必要がある。補助金申請から補助金支給まで1年を要することから、コロナ感染予防に関する費用について保育所等が一時的に立替を行っていた状況であった。コロナ感染症対策の迅速かつ確実な実行を行うためには保育所等の経済状況に左右されてはならない事象であり、補助金は確実かつ迅速に支給する必要がある。むろん、当補助金の支給は大分市の対応だけでなく、県や国が関与しているため、県や国が一体となって今後の対策を練る必要があると考える。

上記の要検討事項はあるものの、令和4年度新型コロナウイルス感染症対策補助金について簿冊を閲覧した結果、適正に事務処理が行われているものと判断する。

NO	事業名	課
10	保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	子ども入園課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状></p> <p>令和4年2月から9月までの臨時的な補助金であり、令和4年10月以降は、施設型給付費等の加算(処遇改善等加算Ⅲ)として施設・事業所に対して所要の経費を支給しているため、令和4年度で事業終了。</p>
事業の目的	<p>令和3年11月19日に、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定されたことに伴い、私立認可保育所等に対して、職員の賃金改善に必要な経費を補助する。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度の賃金改善を行う私立認可保育所等に対して、賃金改善に必要な経費を補助する。</p> <p>また、令和4年4月から9月までの間、令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が、令和4年度の公定価格に反映された場合の減額分に対し、賃金水準を維持するために必要な経費を補助する。</p>

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・令和4年度(令和3年度からの繰越分)保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱
- ・保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱
- ・大分市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱

(4) 事業費の推移

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額		66,990	241,000
	決算額		63,097	232,972
財源内訳	県・国支出金		63,097	232,972
	一般財源		0	0

2. 事業実施期間

令和3年度～令和4年度

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
設定なし	目標			
	実績			
	達成率			

4. 概要の補足説明

令和4年10月以降は、施設型給付費等の加算(処遇改善等加算Ⅲ)として施設・事業所に対して所要の経費を支給する。

5. 監査結果

指摘	給与水準が維持されていることの確認について
【意見】 (勸奨事項)	補助金の対象期間は令和4年4月から令和4年9月の6ヶ月分である。「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書」に「令和4年10月以降における本事業により講じた賃金改善の水準維持」の項目があり、「維持する、しない」の記載を記入することになっている。この点について、令和4年10月以降においては、施設型給付費の処遇改善等加算Ⅲとして新設されたことから、処遇改善等加算では、毎年度実績報告を求めており、加算実績額が賃金改善額を上回っていることを確認している。令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の分配戦略として「看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等」が挙げられており、保育士の処遇改善は継続的な状況把握が必要と考える。

NO	事業名	課
11	私立保育所等給付費事業	子ども入園課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状></p> <p>昨今の経済的・社会的情勢により保育施設の利用を希望する家庭は増加しており、少子化対策としても、本事業の充実は重要である。</p> <p>(対象施設数の推移)</p> <p>令和3年度:141 施設 令和4年度:143 施設 令和5年度:147 施設</p> <p><課題></p> <p>国の年齢別配置基準をもとに算定、給付を行う公定価格では児童に対して、手厚く職員を配置している施設の負担が大きくなってしまいう問題点があり、保育施設に勤務する職員の待遇改善が求められるなか、年齢別配置基準の見直しや手厚く職員を配置している施設が取得できる加算の充実などの対応が求められている。</p>
事業の目的	<p>児童福祉法に掲げる認可保育所等の設備及び運営に関する基準を維持することにより、入所児童の処遇向上等、児童福祉の向上を図ることを目的とする。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
施設型給付費及び地域型保育給付費を支弁する。

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・子ども・子育て支援法、同施行令、同施行規則
- ・子どものための教育・保育給付交付金交付要綱
- ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について
- ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について
- ・子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱

- ・施設型給付等事業費補助金交付要綱
- ・大分にこここ保育支援事業実施要綱
- ・大分にこここ保育支援事業費補助金交付要綱

(4) 事業費の推移

(単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	14,303,000	14,449,307	15,032,000
	決算額	13,961,637	14,449,307	14,921,272
財源内訳	県・国支出金(現年分)	9,940,615	10,003,128	10,452,062
	県・国支出金(過年度精算分)	△557,800	△221,343	57,457
	一般財源	3,710,923	4,123,454	4,145,954
	その他特財	310,099	322,725	323,256

※各年度に発生した過年度精算分については発生した年度に記載

(例.令和4年度中に令和2年度分の過年度精算が発生した場合は、その金額は令和4年度分に含む)

※その他特財として保育所保護者負担金、管外保育他市町村負担金の合計金額を記載

2. 事業実施期間

平成 27 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
指標未設定	目 標			
	実 績			
	達成率			

4. 概要の補足説明

施設型給付費及び地域型保育給付費とは、子ども・子育て支援制度において、教育・保育給付認定を受けた児童が、認定こども園・幼稚園・保育所及び小規模保育等の地域型保育事業を利用した場合に、施設に対して財政支援を行う給付制度であり、認定こども園・幼稚園・保育所に対して給付するものが施設型給付費、小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業に対して給付するものが地域型保育給付費である。

この制度の基本構造について、施設型給付費及び地域型保育給付費は同様のものであり、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(公定価格)から、政令で定める額を限度として市町村が定める額(利用者負担)を控除した額を、毎月施設に給付する。

ただし、保育所については、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから(児童福祉法第 24 条)、利用者負担を市町村で徴収し、施設に対しては利用者負担を合わせた全額を委託費として支払う。

5. 監査結果

令和4年度子ども・子育て支援特定教育・保育給付費等請求書を通査し、給付対象者が大分市に請求書を提出し、適正に受理しており適正に処理がされていることを確かめた。

また、給付対象者の児童名簿と子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求明細書が整合していることを確かめるためサンプルを抽出し、抽出者すべてについて人数・単価が整合していることを確かめた。

これらのことから、私立保育所等給付費事業については適正に事務処理が行われているものと判断する。

NO	事業名	課
12	病児保育事業委託料	子ども入園課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p><現状> 令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少したが、令和5年度は徐々に利用者数が回復しているところである。今後は、新型コロナウイルス感染症の収束と令和3年10月に開始した病児保育の広域化・ICT化により、利用者数の増加が見込まれる。</p> <p><課題> 新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、今後の実施については、国の動向を注視し、検討する必要がある。</p>
事業の目的	<p>病気で集団保育が困難な児童(小学生まで)を、保護者の就労や疾病、冠婚葬祭等により家庭で育児できない場合に医療機関併設の専用施設で一時的に預かり、保育及び看護を行う。保護者の子育てと就労の両立支援はもとより、対象児童を持つすべての市民の子育てを支援する。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>本市が病児保育事業を委託している6施設に対し、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、事業実施にかかる費用を委託料として支払う。</p>

(3) 関連する法令、実施要領、要綱、規則 等

- ・子ども・子育て支援法、同施行令、同施行規則
- ・子ども・子育て支援交付金交付要綱
- ・病児保育事業実施要綱
- ・大分市病児保育事業実施要綱

(4) 事業費の推移

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費	予算額	118,635	125,635	129,455
	決算額	117,620	106,159	109,939

財源内訳	県・国支出金	76,845	78,194	79,644
	一般財源	40,775	27,587	29,723
	その他(他市町村負担金)		378	572

2. 事業実施期間

平成8年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用定員	目標	66人	66人	66人
	実績	69人	69人	69人
	達成率	104.5%	104.5%	104.5%

4. 概要の補足説明

(1) 成果指標について

病児保育事業は、病気の流行等により利用人数に変動がある事業であるため、利用人数を成果目標としていない。

また、事業の確保数については算出しているが、利用定員数を基に算出される数値であることから、事業の成果指標は利用定員数としている。

(2) 現状の施設ごとの利用定員と実施地域について

施設名	実施医療機関	定員	開始年度	公民館区域
キッズケアルーム	大分こども病院	12人	H8年度	大分南部
病児保育センターひまわり	大分岡病院	12人	H9年度	鶴崎
西の台こどもデイケアルーム	西の台医院	15人※	H9年度	大分西部
天心堂乳幼児健康支援デイサービスセンターつくしんぼ	へつぎ病院	12人	H9年度	大南
病児保育 ままのて	谷村胃腸科小児科医院	12人	H29年度	大在
スマイルケアルーム	かわのこどもクリニック	6人	H30年度	南大分

(※)R2年度に大規模修繕したことにより、定員を拡大(12人→15人)

大分市では、病児保育施設の設置について、市内13箇所の地区公民館区域を参考に、地域の偏りがないよう考慮したうえで施設を設置している。

(3) 今後について

今後は、第3期すくすく大分っ子プラン策定に向けたアンケート調査等を行うなかで、利用者のニーズを把握し、利用定員や実施地域の妥当性について検討していく予定としている。

5. 監査結果

大分市病児保育事業実施協議書にて、実施医療機関が要件を満たしていることを確認した。また、大分市への請求金額について大分市病児保育事業委託料所要額調書や施設からの実績報告書と照合し適切に支出されていることを確認した。

これらのことから、病児保育事業委託料事業について適正に事務処理が行われているものと判断する。

第5部 監査後記

「第2期すくすく大分っ子プラン」では、今回監査の対象とした事業以外にも多くの事業が実施されている。それらの事業は子ども、親、施設、環境等あらゆる観点から実施されているのであるが、あまりにも多岐に亘りすぎており、すくすく大分っ子プランを最終的に評価する際に、どのようなところにポイントを置くべきなのか、そしてどのような結果となれば全体として効果があったのかを検証することが判然としない印象を受けた。

全体的な評価をすることが難しいのであれば個別の事業について事業ごとの評価を行って、その積み重ねですくすく大分っ子プランを評価するということも考えられる。ところが、第2期すくすく大分っ子プランの進捗状況が示された『「第2期すくすく大分っ子プラン」の各事業における令和4年度実績及び令和5年度取組状況について』では、全98事業のうち14事業が計画策定時点で目標を設定していない。

目標を設定していない事業が多数あるということは、積み上げ方式でも全体を評価するには材料が不足し適切な評価を行うことが出来なくなるのではないかという懸念を持つところである。

必ずしも全ての事業で目標を設定する必要はないのかもしれないが、目標を設定しないということは事業の成果を客観的に評価しようがないということであり、それは第2期すくすく大分っ子プランを合理的・客観的な観点から正しく判断を行うことができなくなるというのではないかという懸念を持っている。

令和6年度に第2期すくすく大分っ子プランが終了し、その後大分市が新たな子育てに係るプランを立案するのであれば、その際には、まず個々の事業の評価について客観的な目標を定め、それを実績と比較する体制を整えてもらいたい。

さらに、個々の事業の積み上げとは別に何等かの全体的な視点を取り入れることも検討していただきたい。

そこで私は、プラン全体を評価する際の全体的な指標として「子どもの幸福度」という視点を提案したい。

「子どもの幸福度」とは何かと言うと、公益財団法人日本ユニセフ協会が発行した「イノチェンティ レポートカード 16 子どもたちに影響する世界先進国の子どもの幸福度を作るものは何か」で示されている子どもの幸福度という指標である。

具体的には、子どもの幸福度を精神的幸福度、身体的健康、スキルの3つの側面から捉える考え方である。

1つ目の「精神的幸福度」は OECD（経済協力開発機構）が進めている PISA という国際的な学習到達度調査の中の生活満足度の調査結果と、若者の自殺率を指標にしており、日本は調査対象国 38 か国のうち 37 位である。日本の子どもの精神的な幸福度については、低く出ている事に違和感を覚えたところである。これについては PISA の生活満足度調査は、「あなたがあなたの生活にどのくらい満足しているかを 0 から 10 の数字」で答えさせるという抽象的な調査等であるため、日本人の控え目な国民性から出たものか、心の中に何か問題を抱えているのか不明である。これについての評価は様々あろうが、大分市でも同じような調査を実施して子どもの生活満足度を把握し分析を行うことによって子どもを取り巻く問題を洗い出すことが出来るかもしれない。

2つ目の「身体的健康」は、子どもの死亡率と肥満である子ども・若者の割合を指標にしており、38 か国中 1 位であった。この結果については日本の医療レベルが高く子どもの死亡率が低いこと等による当然の結果であると考えられる。

3つ目の「スキル」は、PISA テストの読解力・数学分野での基礎習熟度に達している生徒の割合と、「すぐに友達ができる」と答えた子どもの割合を指標にしており、38 か国中 27 位であった。これについては日本の子どもの読解力・数学分野での基礎習熟度は上位 5 位であるが、すぐに友達ができると答えた割合が下から 2 番目であるという結果から算定されている。

日本の子どもは世界の各国と比較して、医療的な環境が整っていることから健康面で良い結果となっており、また学習環境が整っているため、読解力・数学分野で良い結果となっていると考えられる。

他方、日本の子どもは精神的幸福度が低い、またすぐに友達ができないという結果に現れているように、表面には出てこない何らかの問題を抱えているかもしれない。ユネスコのレポートは先進国の多くが良好な経済的・社会的条件を、一貫して高い子どもの幸福度に変えることができていると指摘している。

大分市はこのユネスコの視点を参考にして、今後子育てに関する事業を策定する際に経済的・社会的条件を改善するという視点に加えて、子どもが抱えている問題を掘り起こす作業にもより力を入れて、すべての子どもがすこやかに育つことができる事業を策定する材料としていただきたい。

(参考)

『「第2期すくすく大分っ子プラン」の各事業における令和4年度実績及び令和5年度取組状況について』における目標を設定していない事業

事業名	事業内容
保育コンシェルジュの配置	保育コンシェルジュを配置し、子育て家庭等からの保育サービスに関する相談対応を行うとともに、地域における幼児教育・保育施設等や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行う。
学校教育の推進	講師等による安全講和や自転車安全教室の開催、視聴覚教材や通学路安全マップを活用した指導等を積極的・計画的に実施し、安全教育・指導の充実を図る。
学校施設の整備・充実	計画的な学校施設の整備により、安全・安心な学校環境づくりに努めるとともに、社会的要求に応じた学校施設の整備を行うことで、教育環境の向上を図り、多様な形態による学習活動を可能とする。
児童相談所設置の検討	全国的に児童虐待に関する痛ましい事件が後を絶たず、大きな社会問題となるなか、中核市が児童相談所を設置することにより、子育て支援から要保護児童施設まで一貫した対応が可能となり、基礎自治体として身近な社会資源の活用に基づく児童福祉施策の展開が期待されていることから、本市においても、児童相談所の設置について、課題整理を含め、検討を進める。
経済的支援の充実	ひとり親家庭を対象に保険診療の自己負担金を助成する「ひとり親家庭等医療費助成制度」や、幼稚園や保育所、認定こども園等で日用品、文房具等の購入に要する費用や、食事の提供に要する費用について、生活保護世帯等を対象に費用の一部を助成する「実費徴収に係る補足給付事業」を行う。また、経済的理由によって小中学校及び義務教育学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、給食費等

	の助成を行う「就学援助事業」、経済的な理由により修学困難な高校生・大学生等に対して、一定の条件のもとで奨学金を貸与または給付する奨学助成事業等の経済的な支援に取り組む。
民生委員・児童委員、主任児童委員に対する支援（大分市民生委員児童委員庁内サポート体制）	地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動を庁内関係課で連携し、横断的な支援を行う。
分野を横断した包括的な相談支援体制の構築	子どもや子育てをはじめ、あらゆる福祉サービスやその関係機関との連携体制を強化するため、総合相談窓口を設置するとともに、それを担う専門職を養成する。
児童手当	中学校修了までの児童を養育する人を対象に年3回、手当を支給。
子ども医療費助成	市内在住の中学生までの子どもを対象に保護者が支払う医療費を助成。
就学援助事業	経済的理由によって小中学校及び義務教育学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・給食費・医療費等を助成。
実費徴収に係る補足給付事業	生活保護世帯等を対象に、保育所等を利用する場合に支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用の一部を助成するとともに、新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯等を対象に、副食費の助成を行う。
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等を利用している3歳から5歳までのすべての子どもと、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもを対象として、保育所等の利用料を無償化（上限あり）する。なお、子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等での実施に当たっては、保護者からの請求に基づく年4回以上の償還払いを基本とするとともに、保護者に代わって事業者が請求する方法も可能とするなど、保護者の経済的負担の軽減や利便性を考慮し、公正かつ適正な支給に努める。また、特

	定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、法に基づく事務の執行等については、必要に応じて県と情報共有を図る等連携し、適正に実施する。
事業所・市民向けセミナーの開催	仕事と家庭の両立支援に関するセミナーを開催し、事業所や市民への意識の醸成を図る。
若年層への就労支援	求職中の若者を対象に就職活動に向けた実践的な内容を学ぶセミナーを開催し、就職活動を支援する。また大分市エスペランサ・コレジオにおいて、青少年を対象に、資格取得をサポートするための講座を開講する。